阿見町地域防災計画

（平成 26 年 3 月修正）

阿見町防災会議

阿見町地域防災計画
【総則編】

【総則編】目　次

第１節 計画の目的・基本方針..... 1
第２節 阿見町の災害環境..... 3
第３節 地域の災害危険性..... 6
第４節 防災関係機関の業務大綱等..... 7
　第１ 基本的責務..... 7
　第２ 各機関の業務大綱..... 9

第１節 計画の目的・基本方針

１．計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条及び阿見町防災会議条例第２条の規定に基づき、阿見町防災会議が作成する計画であって、町・県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、対象とする災害は、災害対策基本法第２条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発、放射性物質の大量放出等をいう。

２．計画の基本方針

災害対策基本法第２条の２の規定に基づき、災害対策の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 地域の自然特性、人口、産業等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定し、災害時には被害を最小化し、迅速に回復すること。

(2) 国、県、町及び公共機関等は、適切な役割分担や相互連携を行うこと。また、住民自らの防災活動、自主防災組織等の地域の自発的な防災活動を促進すること。

(3) 災害に備えた対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずること。また、科学的知見や過去の災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること。

(4) 災害の発生直後や情報収集が困難な場合にも、できる限り的確に状況を把握し、住民の生命を守ることを優先した人材、物資等の適切な配分を行うこと。

(5) 被災者の主体的な取組を促進しつつ、被災者の特性や事情等を踏まえた適切な支援を行うこと。

(6) 災害発生時は、速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害復興を行うこと。

３．上位計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき阿見町の地域に係る災害から住民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画に抵触することのないよう定める。

４．地区防災計画との関係等

町内の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第２項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

５．計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを町防災会議において修正する。

各機関は関係のある事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ提出する。

６．計画の推進

本計画は、本町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。また、防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

このため、防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、防災計画等の策定段階から、女性、自主防災組織、災害時要援護者の参画を促進する。

第２節 阿見町の災害環境

１．自然環境

(1) 地形・地質

本地域は、桜川・霞ヶ浦と小貝川に挟まれた筑波台地の一部と霞ヶ浦沿いの低地からなる。

筑波台地は筑波山の南東側に広がる扇状地の台地で、下総層群と呼ばれる砂礫層・砂・泥層等からなり、低地を構成する沖積層に比べ固い地盤である。また、台地の縁の河川沿いには河岸段丘が分布し、段丘上にはかつて川底であった時代の河床礫が堆積する。

低地は霞ヶ浦沿岸と台地を刻む谷に分布し、霞ヶ浦沿岸の花室川河口付近では、下総層群からなる基盤の上に軟らかい沖積層が 10m以上堆積する。

その他、町内には、花室川、乙戸川、清明川、桂川の４つの一級河川があり、桂川の一部の区間は準用河川（町管理）となる。また、台地を刻む谷沿いにも５m前後の段丘崖が分布する。

(2) 活断層

本地域及び周辺に活断層は確認されていない。最も近い活断層は、約 30㎞離れた笠間市付近に吾国山断層と雨引観音断層が確認されているが、これらの断層が引き起こす地震の規模はマグニチュード７以下と推定され、本地域への影響は比較的小さいと考えられる。

(3) 気象

本地域は、冬に北西の季節風が吹き乾燥するが、年間を通して比較的温暖な気候である。

気象庁土浦観測所の過去 30 年間の統計によると、年間平均気温は 14.4 度、年間降水量は約 1,200㎜、平均風速は約 1.4m/s である。また、過去の降水量の上位は、１時間の最大が約 50㎜、１日の最大が約 200㎜ である。

観測史上上位の降水量（気象庁土浦観測所）

	10 分間	１時間	１日	１月
１位	22.5 (2008.8.19)	52 (2005.8.12)	197 (1991.9.19)	510 (2004.10)
２位	18.5 (2008.8.21)	52 (1998.9.15)	185 (1986.8.4)	405 (1991.10)
３位	15.5 (2012.9.2)	49.5 (2008.8.29)	155 (1996.9.22)	389.0 (2010.9)
４位	15.5 (2011.9.21)	49.0 (2012.9.2)	152.5 (2011.9.21)	377 (1991.9)
５位	15.5 (2011.7.20)	41 (1988.8.11)	152 (1981.10.22)	314 (1985.6)
６位	15.0 (2009.8.10)	38 (2005.8.8)	135 (2004.10.9)	313 (1982.9)
７位	14.0 (2012.5.29)	38 (1981.10.22)	130 (2001.10.10)	299 (1998.9)
８位	13.0 (2011.7.30)	37 (2003.10.13)	128 (1982.9.12)	274 (1988.9)
９位	12.5 (2008.8.29)	37 (1987.8.12)	127 (2004.10.20)	269 (1981.10)
10 位	12.0 (2012.5.9)	37 (1983.9.7)	121 (2006.10.6)	258 (2001.10)

（注）観測期間は、「10 分間」については 2008 年３月～2013 年７月、その他は 1976 年３月～2013 年７月である。また、降水量の単位は㎜、括弧内は発生した年.月.日を示す。

２．社会条件

(1) 土地利用等

本地域は、宅地が約 16%、農地が 34%、山林が 16%、その他が 35%を占める。宅地は徐々に増加しており、農地や山林は減少してきている。

また、公共用地や文教厚生用地は主に中央の市街地に分布し、工業用地は中央の市街地や工業系市街地（工業団地）に集積し、霞ヶ浦湖畔や谷津部分など土地の低いところは水田として利用され、その周囲には山林が広がる。

なお、町全域が都市計画区域であり、町役場周辺と荒川沖駅東側、圏央道阿見東インターチェンジ周辺が市街化区域に指定されているほか、３つの工業団地（筑波南第一、阿見東部、福田）が工業系の市街化区域に指定されている。

(2) 人口動態

平成 25 年４月１日現在、町内の人口は 47,575 人、18,317 世帯で、一世帯あたり人口は 2.6 人である。最近 10 年間、人口はほぼ横ばいであるが、世帯数はやや増加しており、１世帯あたり人口は減少傾向にある。

65 歳以上及び 75 歳以上の高齢者人口の割合は 23.0%及び 10.0%で、県平均（24.4%、11.6%）、全国平均（24.7%、12.2%）よりも約 1.5 ポイント低い水準である。

人口分布は、町役場周辺の市街化区域や荒川沖駅周辺の市街地を中心とし、町域の西側に偏っている。

その他、人口集中地区（ＤＩＤ）が昭和 60 年から町役場周辺に出現し、その後拡大している。平成に入ると荒川沖駅東口にもＤＩＤが出現し、平成 22 年には 5.8 ㎢、約２万５千人となっている。

(3) 昼間人口、就業者数

平成 22 年の国勢調査によると、昼間人口は約 44,043 人で、流出人口（14,748 人）が流入人口（10,885 人）を約４千人上回る。

就業者については、町内に居住・就業している住民が 9,969 人、本町から他市町村へ通勤している住民が 13,276 人、他市町村から本町へ通勤している住民が 10,054 人であり、町外への通勤者数が町内への通勤者数を約３千人上回る。他市町村への主な通勤先は、土浦市、つくば市及び東京都で、本町への主な通勤元は、土浦市、つくば市及び牛久市である。

(4) 産業

平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、町内の事業所数は約 1,300 で、第三次産業が７割以上を占める。

商業施設は、国道 125 号沿いや荒川沖駅東口周辺に集積するほか、圏央道の阿見東インターチェンジに接して平成 21 年に「あみプレミアム・アウトレット」がオープンしている。このアウトレットには、町外から多数の来場者が訪れ、休日には１万人以上となることもある。

(5) 道路

町の北部を通る国道 125 号及びバイパスが東西方向の軸となり、南北方向は、複数の主要地方道（土浦稲敷線、土浦竜ヶ崎線、竜ヶ崎阿見線、竜ヶ崎阿見線バイパス、美浦栄線）により、町内の道路ネットワークを形成している。

また、町域の南側を通る首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通し、牛久阿見インターチェンジと阿見東インターチェンジが接している。

(6) 公共交通

鉄道は、町の西側を通るＪＲ常磐線の荒川沖駅東口に接する。

路線バスは、土浦駅から中央公民館及び稲敷市方面を結ぶ路線、荒川沖駅から県立医療大学を結ぶ路線がある。なお、町の南部にはバス路線が存在しない。

(7) ライフライン

町内の上水道の普及率は84.7%、公共下水道の普及率は67%である。また、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理普及率は83%である（以上、平成22年現在)。

その他、東京ガス(株)と東部ガス(株)が、町内の一部に都市ガスを供給している。

第３節 地域の災害危険性

１．災害履歴

(1) 地震災害

県南西部はマグニチュード５～６程度の地震が数年に１回の割合で発生しており、これらは関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動によるものである。その主な地震履歴は、県内で４名の死者を出した 1895 年の霞ヶ浦付近の地震（M 7.2)、本町付近が震源とされる 1921 年の龍ヶ崎付近の地震（M7.0)、1983 年の茨城県南部の地震（M6.0、深さ約 70km)、2005 年の茨城県南部の地震（M5.3、深さ 46km）などがある。

また､相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震である 1923 年の関東地震（M7.9、災害名：関東大震災）では、県南部を中心に強い揺れが生じ、県内で死者・行方不明者５名などの被害が発生している。

近年では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（災害名：東日本大震災）により、町内で震度５強を観測し、次の被害が発生した。

東北地方太平洋沖地震による町内の主な被害一覧（平成 25 年９月現在）

被害項目	被害状況
人的被害	２人　（死者１、軽傷１）
家屋被害	1,675 棟　（半壊 26、一部損壊 1,649）
ブロック塀等被害	531 箇所
水道管被害	14 箇所
道路等被害	66 箇所

※総務省消防庁「平成 23 年東北地方太平洋沖地震について（第 148 報）」ほか　より

(2) 風水害

過去の大規模な災害は、霞ヶ浦のはん濫によるもので、昭和 13 年６月～７月の洪水では数十日間浸水し、低地の水田等が浸水して大きな被害となった。

近年の主な災害は、大雨や台風等による内水氾濫、がけ崩れ等であり、家屋や道路の浸水や破損が数十箇所発生することがある。

２．地震被害想定

中央防災会議によると、茨城県南部直下のプレート境界地震（マグニチュード 7.3）が発生した場合、町内では震度６弱～６強のゆれになり、全壊 1,800 棟、死者 10 人、負傷者 300 人（うち重傷者 40 人）の被害が予測されている。

３．災害危険箇所・区域

(1) 浸水想定区域

霞ヶ浦流域に 100 年に一回程度の大雨（８日間総雨量 600㎜、昭和 13 年６～７月実績降雨）が発生し、霞ヶ浦がはん濫した場合、湖岸の低地で最大５ｍ以下の浸水が予測されている。

(2) 土砂災害警戒区域

町の北東部の青宿、竹来、廻戸付近の急傾斜地 17 箇所が、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されており、これらの区域すべてに土砂災害特別警戒区域が含まれている。

第４節 防災関係機関の業務大綱等

第１ 基本的責務

１．町

町は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防組織の整備並びに町内の公共的団体及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動を促進し、町内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。

その他、ボランティアによる防災活動の重要性をふまえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

２．県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

３．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を採る。

４．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

６．住民・事業所

(1) 住民

1) 自助及び共助の意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強いまちづくりに協力する。

2) 常に災害に対して備え、住居等の安全性を確保するとともに、３日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するように努める。

3) 災害時には、共助の視点の下、地域や隣近所と助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難等の際には災害時要援護者を支援し、冷静かつ積極的に行動する。

4）自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育、訓練に協力するとともに、災害時には地域の住民・企業と連携して各種活動を円滑に実施するよう共助の取組に努める。
5）その他、県、町及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

(2) 事業所
1）日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための３日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
2）対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する等、地域の共助に取り組むよう努める。
3）災害が発生した場合には、行政、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。
4）災害発生時にも事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努め、また、ＢＣＰ等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。
5）災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者は、災害時にも事業活動を継続し、町の防災活動への協力に努める。

第２ 各機関の業務大綱

阿見町及び阿見町地域に関わる指定地方行政機関、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、次の事務又は業務を処理するものとする。

１．阿見町

名称	事務又は業務の大綱
阿見町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 (3) 地震による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること。 (6) 災害復旧資材の確保に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災町営施設の応急対策に関すること。 (9) 地震時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員に関すること。 (11) 地震時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

２．茨城県

名称	事務又は業務の大綱
茨城県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等り災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 震災時における文教対策 (10) 震災時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 震災時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 町が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

３．指定地方行政機関

名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (6) 津波警報の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。 (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。 (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。
関東財務局 (水戸財務事務所)	(1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。 (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。 (5) 金融上の措置に関すること。
水戸原子力事務所	(1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。 (2) 原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関すること。 (3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること。
関東信越厚生局	厚生労働本省との連携に関すること。
茨城労働局	(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること。 (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。 (4) 労災保険給付に関すること。 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。
関東農政局 (茨城農政事務所)	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (4) 災害時における主要食糧の需給調整に関すること。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。 (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

第４節　防災関係機関の業務大綱等

名称	事務又は業務の大綱
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
関東地方整備局 (霞ヶ浦河川事務所)	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 (2) 公共施設等の整備に関すること。 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 (7) 災害時における応急工事等に関すること。 (8) 災害復旧工事の施工に関すること。 (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。 (10) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC－FORCE」）に関すること。 (11) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
関東運輸局 (茨城陸運支局)	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区気象台 (水戸地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。 (4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 (6) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

４．自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。 (2) 災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

５．指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (阿見郵便局)	(1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日本銀行(水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置の指導に関すること。
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集配布に関すること。
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。
東日本高速道路株式会社（関東支社）	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社（荒川沖駅）	(1) 鉄道施設等の整備，保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話株式会社（茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京瓦斯株式会社 （東部事業本部）	(1) 都市ガス施設の安全，保全に関すること。 (2) 災害時における都市ガスの供給に関すること。 (3) 都市ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 （水戸支店）	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力株式会社 （茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社 （水戸支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社ＮＴＴドコモ （茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

６．指定地方公共機関

名称	事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
社団法人茨城県医師会 社団法人茨城県歯科医師会 社団法人茨城県薬剤師会 社団法人茨城県看護協会	災害時における応急医療活動に関すること。
関東鉄道株式会社 社団法人茨城県トラック協会（土浦支部）	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。
東部ガス株式会社	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
社団法人茨城県高圧ガス保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。 (3) 高圧ガスの供給に関すること。 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

７．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一部事務組合

団体名	事務又は業務の大綱
龍ヶ崎地方衛生組合	し尿処理に関すること。

(2) 公共的団体等

団体名	事務又は業務の大綱
阿見町商工会、阿見町漁業協同組合、茨城かすみ農業協同組合(阿見支店)	(1) 被害調査に関すること。 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。
一般診療所・病院 社会福祉施設	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
一般運輸事業者	災害時の車両輸送の協力に関すること。
阿見町危険物安全協会 危険物施設等の管理者	(1) 危険物等の保安措置に関すること。 (2) 災害対策用燃料の供給協力に関すること。
社会福祉法人阿見町社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

第４節　防災関係機関の業務大綱等

団体名	事務又は業務の大綱
阿見町国際交流協会	外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
(社)茨城県稲敷医師会 (社)土浦市歯科医師会 (社)土浦薬剤師会	災害時における応急医療活動、遺体の検案に関すること。
茨城県建設業協会(竜ヶ崎支部)、阿見町建設業組合、阿見町建設業協会	(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
上下水道指定工事店	災害時における上下水道の復旧活動の協力に関すること。
社会福祉施設の管理者	(1) 施設入所者・利用者の避難、保護に関すること。 (2) 災害時要援護者等の受入協力に関すること。
災害協定団体	災害協力協定に基づく災害対策の協力に関すること。
行政区 (自主防災組織)	(1) 地区内の情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、災害時要援護者の支援等に関すること。 (2) 炊き出し、救援物資の配分、避難所の開設・運営等の協力に関すること。

阿見町地域防災計画

【地震災害編】

【地震災害編】目次

第１章　災害予防計画
　第１節 組織と情報ネットワークの整備……1
　　第１ 防災組織の整備……1
　　第２ 相互応援体制の整備……2
　　第３ 自主防災組織等の整備……3
　　第４ 情報通信ネットワークの整備……6
　第２節 地震に強いまちづくり……8
　　第１ 防災まちづくりの推進……8
　　第２ 建築物の不燃化・耐震化等の推進……10
　　第３ 土木施設の耐震化等の推進……12
　　第４ ライフライン施設の耐震化の推進……13
　　第５ 地盤災害防止対策の推進……15
　　第６ 危険物等施設の安全確保……17
　第３節 地震被害軽減への備え……20
　　第１ 緊急輸送への備え……20
　　第２ 消火活動、救助・救急活動への備え……22
　　第３ 医療救護活動への備え……25
　　第４ 被災者支援のための備え……27
　　第５ 災害時要援護者安全確保のための備え……29
　　第６ 燃料対策……32
　第４節 防災教育・訓練……34
　　第１ 防災教育……34
　　第２ 防災訓練……36
　　第３ 災害に関する調査等……38

第２章 災害応急対策計画
　第１節 初動体制……39
　　第１ 町職員の動員・配備……39
　　第２ 災害対策本部の設置・運営……42
　第２節 情報の収集・伝達……45
　　第１ 情報連絡体制の確保……45
　　第２ 災害情報の収集・伝達・報告……47
　　第３ 災害広報……52
　第３節 応援・派遣……54
　　第１ 自衛隊の災害派遣要請・受入……54
　　第２ 防災関係機関等への応援要請・受入……56
　第４節 被害軽減対策……58
　　第１ 避難勧告・指示・誘導……58
　　第２ 緊急輸送・交通規制……62
　　第３ 燃料・エネルギー対策……66
　　第４ 消火活動、救助・救急活動、水防活動等……67
　　第５ 応急医療……70

第６ 危険物等災害防止対策……74
第５節 被災者生活支援……76
第１ 被災者の把握……76
第２ 避難生活の確保……77
第３ 災害ボランティア活動の支援……81
第４ 被災者ニーズの把握・災害相談対応……82
第５ 生活救援物資等の供給……83
第６ 災害時要援護者の安全確保対策……87
第７ 応急教育・応急保育等……90
第８ 帰宅困難者対策……93
第９ 愛玩動物の保護対策……94
第６節 災害救助法関連業務……95
第７節 応急復旧・事後処理……97
第１ 建築物の応急復旧……97
第２ 土木施設の応急復旧……99
第３ ライフライン施設の応急復旧……101
第４ 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策……104
第５ 行方不明者の捜索・遺体の処理……108

第３章 災害復旧・復興計画
第１節 被災者生活の安定化……111
第１ 義援金の募集及び配分……111
第２ 支援金等の支給・貸付等……112
第３ 租税及び公共料金の特例措置……115
第４ 雇用対策……117
第５ 災害公営住宅の建設等……118
第２節 被災施設の復旧……119
第３節 災害復興計画……121

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画
第１節 総則……123
第１ 計画の趣旨……123
第２ 計画の基本方針……123
第３ 防災責任者が実施する事務または業務の大綱……123
第２節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置……129
第１ 東海地震注意情報等の伝達……129
第２ 警戒体制の準備……129
第３節 警戒宣言発令時の対応措置……130
第１ 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達……130
第２ 警戒体制の確立……132
第３ 地震防災応急対策の実施……132
第４ 住民等のとるべき措置……143

【地震災害編】

第１章　災害予防計画

第１節 組織と情報ネットワークの整備

第１ 防災組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要がある。

このため、職員への災害時の役割と体制の周知徹底、関係部局間等の密な情報交換等を行うこととする。

１．阿見町の活動体制の整備

実施担当	各部

(1) 町職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町の各部は、部職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、周知徹底する。

(2) 各部における震災対策計画に基づく活動要領の作成

町の各部は、災害対策本部各班の業務別マニュアルの点検、見直しを推進する。

また、業務別マニュアルは、組織の変更、人事異動、訓練、本計画の見直し等に応じて随時見直すものとする。

(3) 部署間の連携体制の整備

町の各部は、災害時に他部署と円滑に連携できるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修、訓練を共同で行うなど部署間の連携体制を確保しておく。また、各部署で作成した業務別マニュアルにおいて、連携を要する活動について調整を図っておく。

２．防災関係機関の活動体制の整備

実施担当	防災関係機関

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、震災応急対策に関する活動要領等の整備を図る。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を確保しておく。この際、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど、対策本部の代替施設の確保、重要データの保全等に努める。

第２ 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、一つの町ですべての対策を行うことは困難であり、また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となる。

災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等により、連携を強化することが重要である。

１．応援要請・受入れ体制の整備

実施担当	総務部

(1) 市町村間の相互応援

1) 協定の締結

町は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進するとともに、締結した協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

2) 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等についてのマニュアルや資機材等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

3) 応援受入れ体制の整備

町は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統を明確にし、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

(2) 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時に応急対策等の積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体において防災に関する組織の充実を図るよう指導し、また、相互の連絡を密にし、災害時には効果的な協力体制が発揮できる体制を整備する。

２．防災関係機関の連携

実施担当	防災関係機関

町域を管轄し、又は町域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておく。

第３ 自主防災組織等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要がある。

自主防災組織の編成にあたっては、将来的に地域における昼夜間人口の構成を考慮して、時間帯によって偏りがないようあらかじめ調整しておくことが重要である。

また、災害ボランティアが円滑に活躍するための環境整備、ボランティアの普及・振興を図るため、家庭、学校、地域において、幼少時から理解、関心を育むことが重要である。

１．自主防災組織の育成・連携

実施担当	総務部、消防本部

(1) 自主防災組織の整備

町は、自主防災組織の結成や育成を強化し、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修などにより防災リーダーを育成するほか、多様な世代が参加できる環境等を整備し、日頃の準備や訓練等を促進する。

その際には、女性の参画の促進及び女性リーダーの育成に努める。

1) 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

① 行政区等を基本単位とし、規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。

② 地域内の事業所と協議の上、事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

③ 昼夜間人口を考慮し、昼、夜、休日、平日等にそれぞれ支障のないよう組織を編成する。このため、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

④ 男女共同参画の視点からの災害対応が可能となるよう、自主防災組織役員のうち女性の割合を３割以上にするように推進する。

3) 自主防災組織の活動内容

＜平常時＞

① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等

③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

⑤ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

⑥ 災害時に活用できる井戸の把握

＜発災時＞

① 初期消火の実施

② 情報の収集・伝達

③ 救出・救護の実施及び協力

④　集団避難の実施
⑤　炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
⑥　災害時要援護者の安全確保等

(2) 組織の支援・育成

町は、自主防災組織の結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。
また、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施する。

【資料編　阿見町自主防災組織補助金交付要綱】

(3) 協力体制の整備

町は、自主防災組織間の協力体制を強化するため、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を促進することを検討する。

２．企業防災の推進

実施担当	生活産業部、総務部、県、事業所

(1) 事業所の取組

各企業は、災害に対して企業が果たす役割（従業員・来客等の安全確保、地域経済の被害軽減、地域との防災対策の連携等）を認識して事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努め、防災体制の整備、従業員の防災意識の啓発、防災訓練、施設等の安全性確保、各種計画の点検・見直し、ライフラインの供給停止等への対応、サプライチェーンの維持等の取組みを推進する。

また、大規模な災害により従業員や来客等が帰宅困難となった場合に、事業所内に一定期間留めておくことができるように、食料や物資等の備蓄、安否確認方法の整備など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

(2) 町の取組

県及び町は、これらの取組みを推進するための情報提供等、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援する。また、地域の防災訓練等への参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などとの連携を促進する。

３．ボランティア組織の育成・連携

実施担当	阿見町社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会

(1) 一般ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、災害ボランティアの窓口として、災害時のボランティアの募集、受付及びコーディネート等を円滑に実施する体制を整備し、県社会福祉協議会と連携して他市町村社会福祉協議会との相互応援協定の締結等に努める。

町（保健福祉部）は、災害ボランティアセンターと災害対策本部の連携が円滑に行えるよう、平時から社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に必要な支援を行う。

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

1) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町（保健福祉部、教育委員会）及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行

うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、県社会福祉協議会が開催するボランティコーディネーター養成研修への参加を推進する。

2）一般ボランティアの活動拠点等の整備

社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から災害ボランティアセンター予定施設の整備や情報通信手段等の機能整備に努める。

3）ボランティア保険への加入促進

町（保健福祉部）及び社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入を促進する。

第４ 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、町、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

１．情報通信設備の整備

実施担当	各部、防災関係機関

(1) 情報通信設備の整備

町及び各防災関係機関は、以下の対策を推進する。

1) 無線設備等の整備・点検等

既存の各種無線について、現場や災害対策拠点との効果的な通信を考慮した配備計画の検討、通信設備の点検、職員への無線機の操作研修等を推進する。

町は、住民へ緊急情報を一斉放送により伝達するため、Ｊアラートと連動する同報系防災行政無線の整備を進めるほか、対策本部と各災害対策拠点、現地派遣職員との通信を考慮し、移動系防災行政無線機の増設等を検討する。

2) 情報通信設備の耐震化

① 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線の被災を考慮した対策に努める。

② 地震時の停電に備え、バッテリー、発電機及び燃料等の確保に努める。

③ 通信設備の耐震対策、重要設備の免震措置等に努める。

(2) 災害時優先電話の登録等

町は、災害対策本部の事務室や各班の通信を考慮して災害時優先電話回線の割り当てを検討し、登録回線を防災関係機関と共有する。

(3) サーバへの負荷の分散等

災害時の機器の損傷等によるサーバの停止､ホームページ用サーバへのアクセス集中等を考慮し、代替サーバの確保等についてインターネットサービスプロバイダ等と調整するなど、災害時にも情報発信を継続できるシステムの確保に努める。

２．防災情報システムの整備

実施担当	総務部

県の防災情報システム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図る。

３．アマチュア無線ボランティアの確保等

実施担当	総務部

(1) アマチュア無線ボランティアの確保

町は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(2) ポータルサイト・サーバ運営事業者との連携

町が行う警報や避難勧告等の伝達にあたっては、ポータルサイト・サーバ運営事業者に対して、インターネットを活用した情報提供を求めることができるため（災害対策基本法第 57 条)、町内又は周辺の事業者等との協力体制について検討し、必要に応じて災害協定の締結等を行う。

第２節 地震に強いまちづくり

第１ 防災まちづくりの推進

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられるが、予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものである。このため、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、被災の発生及び発生した被害を最小限に抑えることの可能な災害に強い都市構造に転換していくことが重要である。

また、都市公園については延焼遮断機能や防災拠点としての機能も期待されるため、非常用の貯水槽、トイレ、電源・照明、通信設備及び備蓄倉庫等の防災機能の整備を推進する。

１．防災まちづくり方針の検討

実施担当	総務部、都市整備部、県

災害に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下のような点を踏まえた防災まちづくり方針を検討し、都市計画マスタープランと合わせて、安心・安全な都市基盤の整備を推進する。

(1) 地区の災害危険度に配慮した土地利用計画
(2) 災害時の緊急活動を支え、市街地の防災空間を形成する道路や公園等の配置計画
(3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
(4) 良好な市街地空間を整備し、防災上も適正な街並みを図るための土地利用計画

２．防災空間の確保

実施担当	都市整備部、県

町は県と連携して、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地の保全

緑地保全地区の指定等により、良好な緑地を保全し、市街地における災害防止に役立てる。

(2) 延焼遮断空間の整備

延焼遮断空間にも配慮した幹線道路、都市公園、河川等の整備を推進する。

(3) 防災道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災性等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 消防活動空間の確保

基盤未整備の市街地では、消防用道路を最低限確保するため、街路事業等により消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

３．防災拠点の整備

実施担当	各部

町は、災害応急対策活動の拠点施設について、施設管理者等と連携して施設の耐震性等を確保するとともに、ライフラインの停止に備えたバックアップや、拠点の機能に必要な設備等の確保に努める。

防災拠点の現況

拠点の種類	予定施設名
災害対策本部（代替施設）	本庁舎　（水道事務所、中央公民館）
医療救護所	総合保健福祉会館、各中学校
後方医療機関	東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院
遺体安置所	町民体育館
応援消防隊活動拠点	総合運動公園
物資集配拠点	県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、ＪＡ茨城かすみ阿見営農経済センター（中央集荷所）
災害ボランティアセンター	総合保健福祉会館

４．避難場所・避難所の指定等

実施担当	総務部、教育委員会、行政区、自主防災組織

(1) 避難所開設・運営体制の整備

町は、避難所の開設・運営を適切かつ円滑に運用するため、施設ごとの避難所開設・運営マニュアル（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所直行職員への避難所開設・運営研修等を推進する。

また、避難所となる学校については、文部科学省の「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」を活用して教職員等の協力体制を確保する。

その他、行政区、自主防災組織、ＰＴＡ等と連携して、平時から避難所自治組織を確立し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。

(2) 緊急避難場所・指定避難所の指定等

町は、災害対策基本法第 49 条の４～９に基づき、地震、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、防災マップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境や運用体制等の整備を推進する。

【資料編　緊急避難場所・避難所一覧】

第２ 建築物の不燃化・耐震化等の推進

町内には、比較的揺れが大きくなると予想される低地部にも多くの住宅が分布しており、建物、宅地の耐震対策は重要である。また、避難所等、地震直後の拠点施設の耐震化・不燃化は、震災対策全体に果たす役割が大きく、特に重点的に推進する必要がある。

１．建築物の耐震化等の推進

実施担当	各部、県

(1) 建築物の耐震化

1) 住宅、町有の特定建築物等

町は、阿見町耐震改修促進計画（平成22年５月）に基づき、町有の特定建築物の耐震化を推進するとともに、住宅の耐震化を促進する。

また、地震ハザードマップ（平成 23 年作成）を住民に周知し、住宅等の耐震化を啓発する。

2) 不特定多数者利用施設等

不特定多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

県は、当該建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

1) 窓ガラス、看板、天井等の落下防止対策

県は、以下の対策を推進する。

① 繁華街等の道路沿いにある３階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。

② 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀（石塀等含む）の倒壊防止対策

町は、以下の対策を推進する。

① ブロック塀の安全点検、耐震性の確保についての広報紙等による啓発

② 通学路、避難路及び避難場所等を重点としたブロック塀等の倒壊危険箇所の把握

③ ブロック塀に対する生垣化等への転換の促進

(3) 応急危険度判定体制の充実

町は、大規模地震の発生時に建築物及び宅地の応急危険度判定を迅速に行うため、建築士等の資格を有する職員を災害直後に重要建築物の危険度を判定する職員として指名するほか、町内や周辺の危険度判定士との連絡・動員体制を整備する。また、災害対策拠点施設や避難場所・避難所については、緊急に危険度判定を行えるように配慮するものとする。

２．建築物の不燃化の推進

実施担当	都市整備部、県

(1) 防火・準防火地域の指定

県及び町は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定区域について検討する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第 22 条の屋根不燃化区域について、必要に応じて指定拡大する。

(3) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火対象物点検報告制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

３．建築物の液状化対策の推進

実施担当	県

県は、木造建築物について、必要に応じて建築基準法施行令第 42 条に基づく地盤が軟弱な区域を指定するほか、小規模建築物（階数が３以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

その他、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

(1) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

(2) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

(3) 基礎杭を用いる。

４．文化財保護

実施担当	教育委員会、消防本部

町及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）等の設置を促進する。

第３ 土木施設の耐震化等の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命をも担っている。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減策を講じることが重要である。

１．道路施設の耐震化等の推進

実施担当	都市整備部、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路㈱

道路管理者は、管理する道路施設の耐震化等を推進する。

(1) 道路施設の耐震性の向上

1) 橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。
2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

1) 第１次緊急輸送道路については原則４車線で整備し、整備が困難な場合は、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。また、第２次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずる。
2) 防災拠点間の連絡道路又は避難路の整備を推進する。
3) 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を推進する。

【資料編　緊急輸送道路分布図】

２．河川施設等の耐震化の推進

実施担当	都市整備部、生活産業部、霞ヶ浦河川事務所、竜ヶ崎工事事務所、県南農林事務所

(1) 河川、砂防施設の耐震化等の推進

河川施設及び砂防施設の管理者は、河川、砂防施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害の発生が想定される地区における水門、ひ門、ひ管などの河川構造物の対策を優先的に行う。

また、水文観測施設を適切に管理し、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。

(2) ため池の耐震化の推進

町（生活産業部）は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し、計画的に実施出来るよう支援する。

第４ ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、耐震性を考慮した設計指針等に基づき、施設の耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策を講じて、万全を期する。

１．電力施設の耐震化

実施担当	東京電力㈱

電力供給施設に係る耐震化については、東京電力株式会社（茨城支店）の防災計画によるものとする。

２．電話施設の耐震化

実施担当	東日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクテレコム㈱

(1) 電話施設の耐震化
1) 電気通信設備等の高信頼化
2) 電気通信システムの高信頼化
3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

(2) 災害時措置計画
災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置等に関する措置計画を作成する。

３．都市ガス施設の耐震化

実施担当	東部ガス(株)、東京ガス(株)

県の地震被害想定結果や各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の防止及びガスの安定供給を目的として耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

(1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。
(2) 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
(3) 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
(4) 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
(5) 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
(6) 通信施設の整備・増強を推進する。

４．上水道施設の耐震化

実施担当	都市整備部

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

５．下水道施設の耐震化

実施担当	都市整備部

(1) 既存施設の耐震化

町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・中継ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

3) 耐震化の具体例

① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

② 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震対策

町は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震対策を講ずる。

第５ 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤特性や地形特性に応じた土地利用を行う必要がある。このため、町内の土地の性状を把握し、各種の防災施策に反映させていくことが有効である。

１．地盤災害危険度の把握

実施担当	各部、県、防災関係機関

県は、地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる地盤情報を収集し、データベース化するとともに、これを広く公開する。

町及び防災関係機関は、データベースを公共工事等における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、町は、データベースを利用した地域の災害危険度調査、防災カルテや液状化マップ等の防災地図の作成等に努める。

２．土地利用の適正化の誘導

実施担当	総務部、都市整備部、県

町は、都市の災害危険度の把握を的確におこなうとともに、これらの災害を住民等へ周知する。また、災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保の観点から土地利用の適正化を誘導する。

３．斜面崩壊防止対策の推進

実施担当	総務部、都市整備部、県

(1) 防災工事の促進等

町は、土砂災害危険箇所について、県の急傾斜地崩壊対策事業による防災工事を推進する。

また、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域については、県による特定開発行為や建築物の構造規制等を推進する。

(2) 斜面判定士等の受け入れ体制整備

町は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された砂防ボランティアや斜面判定士の派遣要請、受け入れ等の体制を整備する。

(3) 警戒避難体制の強化

町は、土砂災害の警戒情報等の伝達を円滑に行うため、同報系防災行政無線等の整備を推進する。

なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域における警報等の伝達、避難等に関する事項は、本計画の風水害編に定める。

４．造成地災害防止対策の推進

実施担当	都市整備部、県

県は、造成地の災害防止のため、都市計画法及び建築基準法による開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を適切に行うほか、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

また、必要に応じて、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置等の調査及び宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

第６ 危険物等施設の安全確保

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制及び消防をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われているが、地震時には各種ライフラインの途絶や液状化、長周期の揺れによるスロッシング現象等による災害が発生する可能性もある。このため、地震時の状況を想定して、各種安全装置の点検等、地震対策を強化していく必要がある。

１．石油類危険施設の予防対策

実施担当	消防本部、県、危険物施設の管理者

(1) 消防本部の措置

町は、消防法及び関係法令に基づき、事業所への指導を強化する。また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの励行により、防災意識の高揚を図る。

1) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

既設タンクについては、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導する。また、漏えいに備えた、各種安全装置の整備を推進する。

2) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況、貯蔵・取扱いの方法が、関係法令に適合しているか立入検査し、必要に応じて、事業者等に災害防止上必要な助言又は指導を行う。

3) 危険物取扱者に対する保安教育

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(2) 危険物施設管理者の措置

1) 施設の保全及び耐震化

消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努め、設置地盤の状況調査、耐震化に努める。

2) 自主防災体制の確立

消防法第 14 条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員等への保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

２．高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

実施担当	消防本部、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

町は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安を確保するため、県が行う次の対策を推進する。

1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備、液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化や地震時の

行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2）高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させる。それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化を促進するとともに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3）事業者間の相互応援体制の整備

高圧ガス又は液化石油ガスによる地震時の被害等の状況把握、災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

4）地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

5）ＬＰガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

1）製造所への対策

①　従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

②　定期自主検査の完全実施を指導する。

2）火薬庫への対策

①　火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

②　定期自主検査の完全実施を指導する。

3）点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設を点検し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

３．毒劇物取扱施設の予防対策

実施担当	県、毒劇物取扱施設の管理者

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、以下の対策を推進する。

1）登録施設に対する指導

毒物及び劇物取締法による登録義務のある施設に対し、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるほか、危害防止規定の整備を指導する。

2）登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

3）毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒劇物取扱施設の管理者は、次の措置を行う。

1）毒物又は劇物による危害を防止するための危害防止規定の整備

①　毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
イ 設備等の点検・保守を行う者
ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
エ 事故時における応急措置を行う者
③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
④ ③に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施
上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における設備の耐震化
毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

４．放射線使用施設の予防対策

実施担当	県、放射線使用施設の管理者

放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

また県は、次の対策を推進する。

(1) 医療法第 25 条第１項に基づく医療監視
(2) 放射線使用施設（医療機関）に対する医療法施行規則「第４章　診療用放射線の防護」の規定遵守のための監視結果に基づく指導
(3) 施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置実施の指導

第３節 地震被害軽減への備え

第１ 緊急輸送への備え

地震時の消防、救助、救援、応急復旧等を円滑に行うには、緊急通行車両の調達と、その交通経路の確保のための道路啓開等を、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路の指定・整備、道路啓開資機材、及び緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備が重要となる。

また、陸路・湖路・空路の有機的なネットワークを構築することにより、緊急輸送の円滑化を充実させることも有効である。

１．緊急輸送路の指定・整備

実施担当	都市整備部、竜ヶ崎工事事務所、牛久警察署、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

町は、県指定の緊急輸送道路のほか、町内の災害対策拠点（災害対策本部、避難所、物資集積拠点、医療救護所、ヘリポート等）のネットワークを形成する災害時重要路線を選定し、災害時の通行支障箇所を把握する。

また、通行支障箇所については、施設の耐震化や崩壊等の対策の推進、代替路線の選定等を進める。

(2) 緊急輸送道路の資機材等の整備

各道路管理者及び警察は、建設業協会等と連携し、緊急輸送道路及び災害時重要路線を災害時に円滑に確保するため、対象路線の点検、啓開、通行制限、応急復旧等に必要な体制及び資機材等の整備を推進する。

２．ヘリポートの指定・整備等

実施担当	総務部

(1) 臨時ヘリポートの指定・整備

町は、緊急輸送道路や防災拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、救護所等）の状況をふまえ、陸上輸送が困難な重症者や緊急物資等を円滑にヘリコプター輸送するための臨時ヘリポートを調査、選定し、当該施設の管理者と連携して、開設・運用に必要な資機材の整備等を推進する。

(2) 湖上輸送拠点の検討

町は災害時に陸上輸送が困難な場合の霞ヶ浦水上輸送について、輸送ルート、接岸拠点、必要な機能整備を検討する。

３．緊急輸送体制の整備

実施担当	総務部、防災関係機関

(1) 輸送手段の確保

町及び各防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両を継続的に管理し、緊急通行車両

の事前届出を行う。また、災害時の車両の運用体制を整備する。

また、緊急輸送能力を確保するため、運送関係団体等との災害協定を協議し、車両、ヘリコプター、船舶及びそれらの従事者の確保体制を整備する。

【資料編　緊急通行車両等の様式】

(2) 災害応急対策車両の指定等

町及び防災関係機関等は、災害応急対策用の車両をあらかじめ指定し、その旨を指定車両に表示する災害時用ステッカーを備えておく。

第２ 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による延焼火災を防止、軽減するため、消防力の充実強化のほか、消防応援について具体化しておく必要がある。

また、大規模地震により消防機関の対応力を超える事態が発生した場合に備え、応援体制の強化や地域防災力の向上を図ることが重要である。

１．出火予防

実施担当	消防本部、教育委員会、東部ガス㈱、東京ガス㈱、化学薬品保管事業所等

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

町（消防本部）は、住民に対し、地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

2) 電気器具からの出火の予防

町（消防本部）は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

3) マイコン式ガスメーターの普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有するマイコン式ガスメーターの普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関（教育委員会）、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。

また、町（消防本部）はその旨を周知、指導する。

２．消防力の強化

実施担当	消防本部、総務部

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防本部の広域再編の推進

町（消防本部）は、大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、消防本部の広域再編の推進に協力する。

(2) 署所の適正配置

町（消防本部）は、署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

(3) 消防水利の確保

町（消防本部）は、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、河川、ため池、プール水の利用などの消防水利の多様化を図る。また、消火栓の使用不能などに備えた管内の水利状況の把握に努める。

(4) 消防車両・資機材の充実

町（消防本部）は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(5) 消防団の育成・強化

町（消防本部）は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(6) 広域応援体制の整備

1) 消防応援

町（消防本部）は、大規模震災時の相互応援に備え、広域消防応援協定の締結を推進するほか、他の消防本部との合同訓練を実施する。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体化し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確にしておく。

2) 緊急消防援助隊の編成

町（消防本部）は、県が行う緊急消防援助隊の編成に協力する。

(7) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

町（消防本部）は、著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の２及び３により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

(8) 広域消防への準備

町（総務部、消防本部）は、平成 27 年度の広域消防本部への移行に備え、消防機関の災害時活動及び町との連携等を検討し、円滑に移行できるようにする。

３．救助力の強化

実施担当	消防本部、都市整備部、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

(1) 救助活動体制の強化

町（消防本部）は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、特別救助隊の編成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

町（消防本部、都市整備部）は、建設業協会等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受け入れ体制について整備する。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

町（消防本部）は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

４．救急力の強化

実施担当	消防本部、保健福祉部、総務部、医療機関

(1) 救急活動体制の強化

町（消防本部、保健福祉部）は、大規模地震によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の対策を推進する。

1) 救急救命士の計画的な養成
2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
3) 救急隊員の専任化の促進
4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
5) 管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
6) 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

町（消防本部、総務部）は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、ヘリコプター臨時離発着場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

町（消防本部）は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

５．地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

実施担当	総務部、消防本部、県、自主防災組織、住民、事業所

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに有効なジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの資機材について、備蓄や建築業者等からの調達体制を整備する。

また、県、町（総務部）は、これらの地域の取組みを支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分配慮する。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町（消防本部）は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第３ 医療救護活動への備え

大地震により多数の建物倒壊が発生した場合には、医療施設やスタッフが被災する中で、クラッシュシンドローム等の緊急医療を要する患者が多発するおそれがある。

このため、町及び医療関係機関は、大規模災害時にも医療機能を維持するよう、医療施設、資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。

１．医療救護施設の確保

実施担当	県、各病院

県は、各病院におけるライフラインの停止を考慮した対策を促進する。また、各病院は以下の対策に努める。

(1) ３日分程度の電力供給が可能な自家発電装置及び燃料タンクの整備

(2) 自家用の井戸等の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化、漏えい防止対策及び容量拡充

２．医薬品等の確保

実施担当	保健福祉部、県、各医療関係団体

町は、県と医療関係団体が進めている以下の対策を災害時に円滑に運用できるように、これらの機関と平時から連絡体制等を整備しておく。

(1) 医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等へ周知する。

(2) 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時に医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努め、連絡・協力体制を整備する。

また、医療機関に対して輸血用血液製剤の供給可能量を随時情報提供するとともに、状況に応じて、救急医療を優先した輸血用血液製剤の適正使用を依頼することを普及する。

(3) 医療用ガスの確保

県及び日本産業・医療ガス協会本部は、災害救助に必要な医療用ガスを円滑に確保するため、緊急時における連絡体制の整備に努める。

(4) 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会との協定により、災害救助に必要な医療機器の確保を円滑に行えるように、緊急時における連絡体制の整備に努める。

３．医療機関間情報網の整備

実施担当	各病院

各病院は、電力・通信が寸断された場合でもＥＭＩＳ（広域災害・救急医療情報システム）を運用できるよう、データ通信が可能な非常通信機器（衛星電話等）の整備に努める。

４．医療関係者に対する訓練等の実施

実施担当	県、保健福祉部、各病院

町は、国や県が進める以下の対策について、町内の病院においても必要に応じて実施、協力又は参加するよう促進する。

(1) 病院防災マニュアルの作成

各病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等を定めた病院防災マニュアルの作成や災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、これらの計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 防災訓練の実施

各病院は、年２回の防火訓練に加え、年１回以上の防災訓練に努める。また、実施にあたっては、夜間の発災を想定したり、地域の防災関係機関や住民が参加したりする等、実践的な訓練に努める。

また、医療関係団体は、病院、県、町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) トリアージ技術等の教育研修

各病院は、国や県が実施する災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、多発する傷病への治療技術等に関する研究や教育研修への参加に努める。

また、国及び県が実施するＤＭＡＴの迅速な派遣のための医師、看護師等の研修への参加に努める。

５．医療関係団体との協力体制の強化

実施担当	保健福祉部、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会

町は、災害時における医師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体（医師会、歯科医師会、看護師会、薬剤医師会等）との災害協定や医療関係機関の連絡協議会の設置等により、医療救護体制の整備を推進する。

また、県が災害時に設置する医療ボランティア窓口と連携できるよう、県医師会等との連携を整備する。

第４ 被災者支援のための備え

大規模な災害時には、ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限されるおそれがある。このため、地震被害想定等を参考に備蓄及び調達体制を整備するとともに、分散備蓄や家庭での備蓄等を普及することが重要である。

また、電気、水道、ガス等のライフラインの供給停止、災害発生時期、災害時要援護者等を考慮して、調理不要の食料、暑さ・寒さ対策、トイレ対策、介助器具等の配備を検討することも重要である。

１．食料、生活必需品等の供給体制の整備

実施担当	総務部、生活産業部

(1) 町の備え

町は、現物備蓄及び流通備蓄等により、り災人口の３日分の食料等の備蓄に努める。その際、避難所内又はその近傍へ備蓄保管に努め、必要に応じて備蓄倉庫の整備を行う。

流通備蓄については、地域の生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結等に努める。また、大規模災害時に流通在庫が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、食料を調達できない場合を想定して、県や他市町村に円滑に要請できるように、関係機関との連絡・協力体制を整備する。

なお、備蓄・調達品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の災害時要援護者、食物アレルギー等に配慮するものとする。

食料の備蓄目標量 ＝ 47.7 千人※1×7.5%※2×６食※3 ＝ 21.5 千食

※１：阿見町の人口
※２：東日本大震災で震度6強以上を記録した宮城県内陸部の市町村における避難所生活者の割合
※３：１日２食×３日分

(2) 住民等の備え

町は、家庭や事業所での備蓄を普及するため、以下の対策を促進する。

1) 住民及び行政区、自主防災組織等

住民及び地域組織では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な食料、物資等をおおむね３日分以上備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努める。

2) 事業所等

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね３日分備蓄するよう努める。

２．応急給水・応急復旧体制の整備

実施担当	都市整備部、総務部、生活産業部、教育委員会

(1) 行動指針の作成

町（都市整備部）は、関係各部と連携して次の点を踏まえた災害対策の実施要領を検討するほか、水道施設の耐震化を推進する。

1) 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設及び道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等

2) 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順

3) 外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制

① 集結場所、駐車場所、居留場所

② 職員と支援者の役割分担と連絡手段

4) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等

① 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底

② 地震規模に応じた断水時期のめど

③ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

5) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項

① 指揮命令系統の整った支援班の編成

② 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

町（都市整備部）は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材（給水タンク、浄水器、ポリ容器等）の備蓄・更新及び調達体制の整備に努める。

(3) 防災井戸等の整備

町は、各学校への防災井戸の整備を推進し、学校以外の避難所への整備についても、今後検討していく。

第５ 災害時要援護者安全確保のための備え

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、自力避難が困難なことや、救助の要請も困難なため被災する可能性が高いほか、障害等の状況に応じて支援内容が異なることから、十分な配慮が必要である。

このため、日常からその所在や状況を把握し、個々に支援方法を具体化することが重要であり、また、行政、福祉関係者、住民、自主防災組織等の協働体制が必要となる。

なお、災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいい、災害対策基本法第８条の「要配慮者」と同じ意味である。また、同法第 49 条の 10 の「避難行動要支援者」とは、災害時要援護者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難なため、特に支援が必要な者をいう。

１．社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部、県、社会福祉施設等の管理者

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等を整備するとともに、地震防災応急計画を作成する。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び町は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行う。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び町は、福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めるとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

社会福祉施設等の管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努める。

町はこれらを推進する。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、非常用自家発電機等の防災資機材の整備、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び町は、福祉避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、

ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

県及び町は、社会福祉施設の管理者に対し、防災知識の普及、啓発を行うとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）等が参加する防災訓練を推進する。

２．在宅災害時要援護者の支援体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部、消防団、県、行政区、自主防災組織、民生委員･児童委員、阿見町社会福祉協議会、介護サービス事業者

町、消防団、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、介護サービス事業者等は相互に協力し、災害対策基本法、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月 内閣府）に基づき、災害時要援護者の支援体制の整備を推進する。

なお、避難支援等の詳細は、「阿見町災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に定める。

(1) 災害時要援護者の状況把握

町（保健福祉部）は、町が保有する情報や民生委員・児童委員の活動等で把握した災害時要援護者の情報を適切に整理・保管し、避難等の支援が必要な災害時要援護者の所在等の把握に努める。

また、本人の同意を得た災害時要援護者の情報については、個人情報保護に十分留意しつつ、自主防災組織、行政区、消防団、福祉関係者と避難支援等に必要な範囲で共有する。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び町（保健福祉部）は、聴覚障害者等へのファクシミリなどの給付、障害者団体との連携に努める。

町（保健福祉部、総務部）は、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難情報等の伝達マニュアルの策定など情報伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備

県及び町（保健福祉部）は、民生委員・児童委員を中心として、近隣住民、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織などと連携し、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

また、町（保健福祉部）は、災害時要援護者避難支援プラン個別計画の策定を推進するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿（氏名、生年月日、性別、居所、連絡先、避難支援が必要な理由等を記載したもので、災害対策基本法第 49 条の 10 による「避難行動要支援者名簿」に該当する。）の事前提供及び活用体制の整備を推進する。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

県及び町（保健福祉部）は、近隣住民や自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織などの協力を得て災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発に努める。

３．外国人に対する防災体制の充実

実施担当	総務部、町民部、県、県国際交流協会、町国際交流協会

(1) 外国人の所在の把握

町（町民部）は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

県、県国際交流協会、町（総務部）及び町国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

県、県国際交流協会、町（総務部、町民部）及び町国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のため、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な機会を活用して配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

県、県国際交流協会、町（総務部）及び町国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近にかつ気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、県、県国際交流協会、町（総務部）及び町国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

3) 外国人への行政情報の提供

県、県国際交流協会、町（総務部）及び町国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等の各種広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

県、県国際交流協会、町（総務部）及び町国際交流協会は、外国人が地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会を開催するなど、日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの支援

県及び町（総務部）は、災害時の通訳や翻訳などにより外国人との円滑なコミュニケーションを支援する語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

第６ 燃料対策

災害により燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生活の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る必要がある。

１．防災拠点等の燃料確保体制の整備

実施担当	各部、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会

町（総務部）は、災害対策拠点施設や災害対策用車両の燃料調達が困難な場合に備え、本庁舎等への燃料備蓄を推進するほか、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等から災害時の燃料供給を円滑に受けられるよう、施設への燃料供給や車両への優先給油の方法等を確認しておく。

防災拠点（第２節 第１「３．防災拠点の整備」（地震-9）参照）の管理者は、災害による停電等の場合にも３日間程度の電力を維持できるように、自家発電設備の整備や燃料の確保に努める。

２．災害応急対策車両の燃料確保体制の整備

実施担当	総務部、県石油業協同組合、防災関係機関

(1) 優先給油所の指定等

町は、あらかじめ県石油業協同組合土浦支部と協定を締結するなど、災害応急対策に必要な車両に専用又は優先して給油を受ける給油所の指定を推進する。

県石油業協同組合は、給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、県及び町との情報共有を図る。

県及び町から指定された給油所は、県及び町と協力して災害時の指定給油所であることを明示し、災害時に混乱が生じないようにする。

(2) 応急対策用車両の備え等

災害応急対策用車両（第１「３．緊急輸送体制の整備」（地震-20）参照）の管理者は、平時から燃料を一定以上給油しておく。

町及び防災関係機関等は、災害時に応援車両等への「災害時緊急給油票」の発行や優先給油を円滑に行えるよう、実施方法や体制を整備しておく。

３．平時の備え

実施担当	総務部、県、住民、事業所

(1) 指定施設・車両等の報告

防災拠点及び災害応急対策車両の管理者は、指定の施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

(2) 住民等への啓発

県及び町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害に備えた普及啓発を

行う。

住民及び事業所は、日常生活や事業活動において必要不可欠な車両について、燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける。

第４節 防災教育・訓練

第１ 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるには、住民一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合う意識と行動が必要である。

また、防災関係機関の職員は、住民の先頭に立って対策を推進し、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努め、地域防災力の向上を図ることが重要である。

１．一般住民向けの防災教育

実施担当	総務部、消防本部、県、防災関係機関

(1) 普及啓発すべき内容

県、町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1)「自助」「共助」の推進

① おおむね３日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

③ 災害時の家族内の連絡体制の確保

④ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立って気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台による講習会等を推進し、情報の特性、発表時に利用者がとるべき行動等について周知を図る。

3) 地震保険の活用

県及び町等は、災害時の被災者の生活安定に寄与する地震保険制度の普及を促進する。

(2) 普及啓発手段

1) 広報誌、パンフレットの配布

県、町及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

2) 講習会等の開催

県、町及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3) その他

① テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組、文字方法の活用

② インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

③ 地震体験車の活用　　ほか

２．児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県

(1) 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）では、各学校で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

教育内容は、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定するほか、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点を取り入れる。

その他、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 教員等の防災教育

指導のための手引書等の作成・配布、心肺蘇生法等の指導者研修会等により、教員等の指導レベルの向上を図る。

３．防災対策要員に対する防災教育

実施担当	各部、防災関係機関

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、県、町及び防災関係機関は、以下の防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第２ 防災訓練

災害時に迅速かつ適確に行動するには、日常の訓練が必要である。このため、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

１．総合防災訓練

実施担当	各部、防災関係機関、住民、事業所

(1) 訓練種目

県及び町は、多くの防災関係機関が参加する総合的な防災訓練を企画し、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者を含めた住民への参加を広く呼びかける。

訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を設けるよう努める。

警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

総合防災訓練の主な項目

1）災害対策本部の設置・運営	2）交通規制及び交通整理
3）避難準備、避難誘導、避難所の設置・運営	4）救出・救助、救護・応急医療
5）ライフライン復旧	6）各種火災消火
7）道路復旧、障害物排除	8）緊急物資輸送
9）無線による被害情報収集伝達	10）災害時要援護者の支援（避難支援等）
11）応急給水活動	

２．個別防災訓練

実施担当	各部、防災関係機関

(1) 避難訓練

町は、警察及び関係機関等と連携し、また、自主防災組織、事業者、災害時要援護者等の参加を促進し、避難勧告等の伝達、誘導等を円滑に行うための訓練を随時実施する。

また、幼児、児童、傷病者、身体障害者及び高齢者等の施設利用者の安全を確保するため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は、非常参集訓練を行うほか、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練に努め、災害時の即応体制を強化する。

(3) 通信訓練

県及び町は、地震を想定した被害状況の把握及び伝達を迅速かつ適切に行えるよう、非常用電源設備等を活用し、定期的な通信訓練に努める。

また、有線及び県防災行政無線等が使用不能となった場合に備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加する。

３．事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	消防本部、防災関係機関、自主防災組織、住民、事業所

(1) 事業所（防火管理者）

学校、病院、工場、事務所及びその他消防法で定める防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。

また、地域の一員として、町などが行う防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、消防本部等の指導のもと、地域の事業所と協調して年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

なお、訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主とする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連機関と連携して自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民等

県、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要援護者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

住民は、各種防災訓練への参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等を継続的に実施するよう努める。

第３ 災害に関する調査等

地震による被害は、直接的な被害のほか、ストレス障害、エコノミー症候群等様々であり、近年も新たな問題が発生している。このため、過去の災害における災害対策の教訓や有効事例等を把握し、阿見町の地域特性に照らして必要な災害対策を検討する必要がある。

また、過去の災害事例や最新の災害研究の成果等を活用して、阿見町に起こりうる大震災の様相をより的確に予測し、効果的な災害対策の検討を推進することも重要である。

実施担当	総務部、防災関係機関

(1) 基礎調査

県、町及び防災関係機関は、地域の自然条件、社会条件、災害履歴、災害に関する観測データ、調査及び研究結果等を収集、整理し、共有する。

また、過去の事例や教訓による災害の原因、被害の抑制手法等の収集、整理し、防災・減災対策に活用する。

(2) 防災アセスメント

県、町、防災関係機関は相互に協力し、基礎的調査研究の成果等をふまえて地域の危険度評価等を行い、災害対策の検討や住民への普及啓発資料として活用する。

【地震災害編】

第２章 災害応急対策計画

（注）対策項目の冒頭に記載の《大規模地震発生時の町の方針・目標》において、◎又は○で示す記号は以下の意味を有する。
◎：被災者への対応に関する方針・目標
○：行政内部の活動に関する方針・目標

第１節 初動体制

第１ 町職員の動員・配備

町及び各防災関係機関は、町域に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
○各班の職員の参集・動員状況を速やかに把握・確認する。（１時間単位）
○勤務ローテーションの基本方針を速やかに決定する。（３日以内）

実施担当	各班

地震が発生したとき、又は地震による被害が発生するおそれがあるときは、次の基準による警戒配備体制又は非常配備体制をとる。

地震時の非常配備基準

種別	判断基準	配備職員
警戒配備体制	○町内で震度４を観測したとき（※） ○その他、総務部長が必要と認めたとき	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。
第１非常配備体制	○町内で震度５弱を観測したとき（※） ○町内で局地的災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね１/５を配備)
第２非常配備体制	○町内で震度５強を観測したとき（※） ○町内で複数地域において災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	所属する職員のおおむね１/２をもって被害に対処する体制とする。
第３非常配備体制	○震度６弱以上を観測したとき（※） ○町内全域にわたり大規模な災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	全職員をもって被害に対処する体制とする。

（※）震度による場合は、自動配備とする。

(1) 配備体制の決定

震度による自動配備以外の判断基準による場合は、以下の要領で配備体制を決定する。

1) 警戒配備体制

交通防災課長からの状況報告等をふまえて、総務部長が判断する。

2) 非常配備体制（第１～第３）

総務部長又は交通防災課長からの状況報告等をふまえて、町長が非常配備を判断する。
ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③総務部長の順に代決する。

⑵ 動員、参集

1）勤務時間内

勤務時間内は、総務課長（総務班長）から、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に周知する。

2） 勤務時間外

勤務時間外の地震の場合は、町内の発表震度に応じた自動参集とする。また、震度の発表がない場合、職員は体感した揺れや情報収集により町内の震度を推定して判断する。

町長の判断による場合は、動員、待機等の連絡を携帯電話等で行う。

⑶ 参集場所

参集場所は、通常の勤務場所とするが、震度５強以上の場合、次の職員は、あらかじめ指定した場所に参集するものとする。

1）「避難所直行職員」、「調査班臨時職員（※）」にあらかじめ指名された職員

2）その他、勤務場所と異なる参集場所を所属長があらかじめ指名する職員

（※）「調査班臨時職員」は、阿見町災害対策本部の各班の所掌業務をふまえ、着手までに多少の猶予が見込まれる業務を考慮して、あらかじめ部長が指名する。

指名された職員は、本部長の指示があるまで調査班に所属し、調査班長（税務課長）の指揮により活動する。

【資料編　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）】

⑷ 参集時の留意事項

1）災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長又は最寄りの町施設の責任者等へ連絡する。

2）作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、携帯電話、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等を携行とする。

3）参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

⑸ 参集報告

各課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長又は本部連絡員を通じて、総務課長（総務班長）に報告する。

総務課長（総務班長）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、町長（本部長）に報告する。

報告の時期は、町長（本部長）が特に指示した場合を除き、当日は１時間ごととする。

【資料編　参集報告様式】

⑹ 職員の服務

職員は、配備、参集及び災害対策活動にあたって、以下の事項を遵守する。

1）配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

2）勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

3）不急の行事、会議、出張等を中止する。

4）正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

5）現場に出動するときは、ベストと名札を着用する。

6）自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(7) 職員の配置

1) 事前準備

各課長は、配備レベルごとに動員する職員及び担当業務を人事異動の度に修正しておく。

2) 災害時の部内の配置調整

部長は、部内の職員の参集状況等を考慮して、被害状況や所管業務のニーズを考慮し、部内各班の職員の配置を調整し、総務課長（総務班長）に報告する。

3) 災害時の部門間の配置調整

部長は、他の部から職員の応援を求める場合、本部長に職員の臨時シフトを要請する。

① 本部班は、部長からの職員増員要請情報、被害状況及び各種災害対策のニーズ、職員の参集・配備情報をふまえて、シフト候補職員を選定し、本部会議に提示する。

② 本部長及び関係部長等は、シフト候補職員を協議し、本部会議で決定する。

③ 関係部長及び班長は、シフトが決定した対象の職員に通知し、業務の引き継ぎを指示する。

第２ 災害対策本部の設置・運営

町及びその他の防災関係機関は、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、町及びその他の防災関係機関は、災害対策の中枢機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○地震発生後、直ちに本部設置予定場所の現状を確認し、本部設置場所を判断する。

○地震発生後３時間以内に庁舎の損傷箇所の把握、６時間以内に自家発電機の燃料調達を開始する。

○地震発生後 24 時間以内に庁舎内のパソコン等の損傷を確認し、また、３日以内に出先機関のネットワーク機器・パソコン等の損傷を確認し、復旧に着手する。

１．阿見町災害対策本部の設置等

実施担当	各班、防災関係機関

(1) 設置・廃止の判断、通知等

震度による自動設置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。

1) 総務部長又は交通防災課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、副町長→教育長→総務部長の順に代決する。

2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、総務部長を通じて町長に打診する。

阿見町災害対策本部（地震災害）の設置、廃止基準

設置基準	① 町域で震度５強以上を観測したとき【自動設置】 ② その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき

(2) 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、町（本部班）は、県知事、阿見町防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。

また、設置の通知の際は、必要に応じて防災関係機関に本部連絡員の派遣を要請する。

(3) 本部室等の設置

本部室は本庁舎に設置するが、被災等で使用できない場合は、①水道事務所、②中央公民館、③その他の施設の順に代替施設を確保する。

阿見町災害対策本部諸室の設置候補室

本部員会議室	本庁舎 301 会議室
本部事務局室	本庁舎 305・306 議室
外部連絡員待機室	本庁舎 302・303 会議室
プレスセンター	本庁舎２階打合せコーナー

(4) 本部の組織

阿見町災害対策本部条例及び同規程に基づいて、本部員、部及び班等を組織する。
各防災関係機関は、本部長等への助言や連携のため、本部連絡員の派遣に努める。

阿見町災害対策本部

本部員	本 部 長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本 部 付	消防長、各部長・次長、会計管理者、消防団長、男女共同参画推進室長

各部局	班 名	構成組織
本部事務局 ◎総務部長 ○会計管理者 ○総務部次長	**本 部 班**	**交通防災課**、秘書課、議会事務局
	情 報 班	**企画財政課**、情報政策課、会計課
	総 務 班	**総務課**、管財課
	調 査 班	**税務課**、収納課

各部の本部連絡員（各部の主管班から指名）

町民保健部 ◎町民部長 ○保健福祉部長	**町 民 班**	**町民課**、町民活動推進課
	医療対策班	**健康づくり課**
	福 祉 班	**社会福祉課**、障害福祉課、児童福祉課、国保年金課
生活産業部 ◎生活産業部長 ○農業振興課長	**農 業 班**	**農業振興課**、農業委員会事務局
	商 工 班	**商工観光課**
	環 境 班	**環境政策課**
	廃 棄 班	**廃棄物対策課**
都市・水道部 ◎都市整備部長 ○都市計画課長	**建 築 班**	**都市計画課**
	土 木 班	**道路公園整備課**、都市施設管理課
	水 道 班	**上下水道課**
教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長	**避 難 班**	**学校教育課**、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター
消防部 ◎消防長 ○消防団長	**消防本部**	総務課、予防課、警防課、消防署
	消 防 団	消防団

◎:部(局)長、○:副部(局)長、**太字の班**は各部の主管班、**太字の課**の長は班長

各機関の本部連絡員（各機関が指名）

各防災関係機関

阿見町災害対策本部の組織構成等

⑸ 本部員会議

災害対策の基本方針及び重要事項等の決定、総合調整等を行うため、本部長は随時本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付で構成し、本部長が議長をつとめる。

また、本部事務局は、本部員への連絡、会議の庶務等を行う。

⑹ 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、部(局)長、班長、本部連絡員及び各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

交通防災課長（本部班長）は、本部設置施設の正面玄関等に「阿見町災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて避難所、救護所等の設置場所を明示する。

⑺ 情報連絡系統

災害対策本部内の情報伝達は以下の系統で行い、緊急の場合を除いて所定の様式をもって行う。

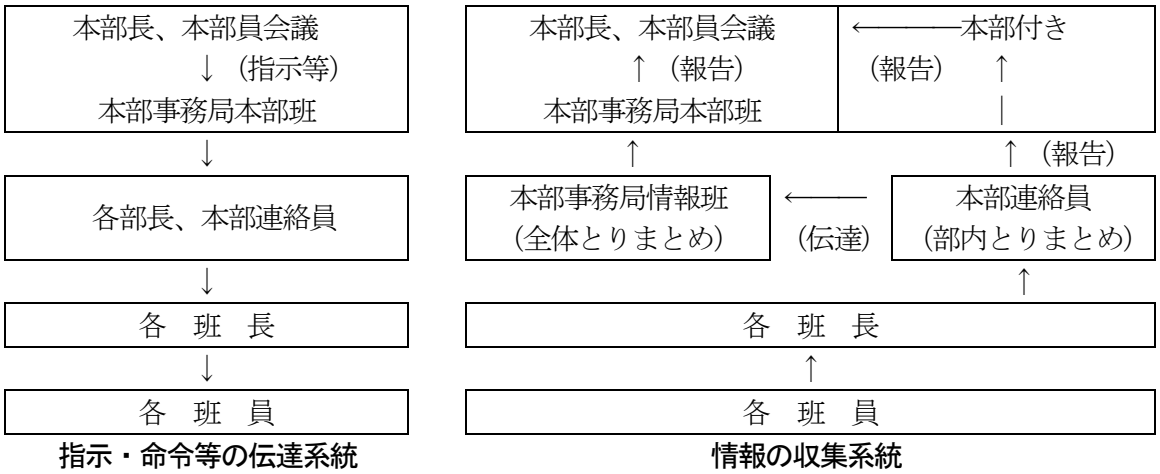

【資料編　阿見町災害対策本部の情報伝達様式】

⑻ 現地災害対策本部

本部長は、現場付近で総合的な応急対策の指揮をとる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という）をおく。

現地本部長は副本部長又は本部付から指名し、現地本部職員は本部会議で選出する。

⑼ 国の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する

【資料編　阿見町災害対策本部条例】

第２節 情報の収集・伝達

第１ 情報連絡体制の確保

地震災害発生直後から速やかに応急対策に着手するため、被害の状況を的確に把握する体制を確保する。特に、被害が甚大な地域では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるため、各関係機関との間の協力を密にして設備を確保し、優先度の高い情報から伝達することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
○地震発生から１時間以内に情報収集体制を確立し、各部の本部連絡員から情報を収集する。
○対策の優先度を考慮して各部署に防災無線機を配備する。

１．通信手段の確保

実施担当	各班、各防災関係機関

地震発生後、直ちに各種通信手段の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

＜町内の主な通信手段＞
(1) 茨城県防災情報ネットワークシステム（町～県～他市町村・消防本部、指定公共機関等）
(2) 消防無線、消防団無線（町庁舎～消防本部～消防署～消防車両、消防団車両等）
(3) 阿見町移動系防災行政無線（町庁舎、水道事務所～町有車両等）
(4) 災害時優先電話（町庁舎～関係機関等）
(5) 携帯電話（各所～各所）

２．代替通信機能の確保

実施担当	各班、各防災関係機関

町専用の通信手段が使用不能となった場合は、次の通信手段を利用する。

(1) 非常・緊急通話
「災害時優先電話」で「１０２」をダイヤルし、オペレータに申し込む。なお、本通話は、一般の通話に優先されるが、輻輳（通信の混雑）の程度に応じて通話時間が制限されるほか、受け付けられない場合もある。

(2) 非常・緊急電報
市外局番なしの「１１５」にダイヤルし、オペレータに申し込む。なお、著しく輻輳するときは、受付が制限される場合がある。

(3) 非常通信協議会の活用
電波法第 52 条に基づき、関東地方非常通信協議会に加入する機関（警察、鉄道事業者、電力会社等）の無線設備を利用する。

(4) その他の無線局等の活用

その他、タクシー事業者や運輸事業社等の業務用移動無線（ＭＣＡ無線）、職員や町内のアマチュア無線愛好家等を把握し、災害時の連絡・活動体制の整備に努める。

また、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用に努める。

３．連絡窓口等

実施担当	情報班、各防災関係機関

防災関係機関は、連絡責任者を指名し、連絡窓口を管理する。

また、連絡責任者は、通信手段ごとの通信従事者を指名し、町本部（情報班）に報告する。

第２ 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を迅速、的確に実施するには、地震情報、被害情報、措置情報等を防災関係機関相互で迅速に共有する必要がある。このため、被災地から発信できない情報を自ら取りに行き、収集した情報を速やかに処理、共有することによって、被害の全体像を把握する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
○地震発生直後に通信の可否を確認し、受信した情報を直ちに町本部、町民等へ伝達する。
○地震発生から１時間以内に調査本部を立ち上げ、速やかに現地調査員を現場に派遣する。
◎地震発生から１時間以内に通報受信体制を確立し、町民等からの通報を受け付ける。

１．地震情報の収集・伝達

実施担当	本部班、各防災関係機関

町（本部班）は、町内の地震計や茨城県震度情報ネットワークシステム等で、各種地震情報を確認し、本部長及び必要に応じて住民等に報告する。

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、関係機関相互に協力して地震情報の収集・伝達を行う。

気象庁の地震情報の種類

種　　類	発　表　基　準	内　　容
震度速報	震度３以上	地震発生後１分半に、震度３以上を観測した地域名（阿見町は「茨城県南部」）と地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関する情報	震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

２．被害情報の収集・調査・報告

実施担当	各班、防災関係機関

(1) 通報等の受信

1) 通報等の受信

町（情報班）は、住民等からの通報受信体制を速やかに確立し、通報内容の記録、対応機関への伝達を行う。

2) 異常事象発見時の措置（災害対策基本法第 54 条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、また、通報を受けた町長は、直ちに水戸地方気象台、県、その他の機関に通報する。

町及び県は、水戸地方気象台と協力して予想される事態等を判断し、警戒及び避難等を要する場合は、速やかに警報等の伝達及び避難勧告等を行う。

(2) 被害状況調査

震度５強以上の地震が発生した場合、町及び各防災関係機関は、所管施設・地域等の被害状況を把握し、町本部に報告する。

1) 所管施設の点検等

町（各班）及び防災関係機関は、所管施設の被害の有無、使用可否等を点検する。

2) 各地区の被害状況調査

町（調査班）は、現地調査員を町内各地区に派遣し、地区ごとの被害の有無・規模及び人命救助等に必要な事項を直ちに情報収集して情報班に報告する。また、必要に応じて各行政区に被害情報の収集を依頼する。

＜地震直後に把握すべき主な事項＞

① 火災（出火地点、延焼方向・範囲）
② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
④ 避難状況、孤立地区の発生状況
⑤ 土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
⑥ 湖岸、河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、浸水範囲）
⑦ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
⑧ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
⑨ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
⑩ 重要施設（庁舎、消防署、学校、病院、指定避難所等）、危険物施設等の被害
⑪ その他重大な被害

3) 報告・要請等

町（各班）及び各防災関係機関は、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）を確認した場合は直ちに、その他の情報は随時、町本部（情報班）に報告する。

なお、重要情報（死者・重傷者の発生、堤防の決壊、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

地上での確認が困難な場合は、町（本部班）は、ヘリコプターによる空中偵察等を県に要請する。

(3) 被害調査

1) 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、町（各班）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を町本部（情報班）に報告する。

【資料編　被害認定基準】

2) 被害家屋認定調査及びり災証明

調査班及び消防本部は、被害家屋認定調査及び火災調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及びり災証明書（火災含む）の発行を行う。

① 協力要請等

調査要員が不足する場合はまた、県への被害家屋認定の専門家等の派遣要請、建築士等への協力要請を行う。

また、行政区等へ地区内の被害状況の説明や地理案内等、被害家屋認定調査への協力を依頼する。

② 再調査

調査者は被災者に対して、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる旨の説明を行う。

申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定が困難な場合等は、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、有識者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえて判定する。

③ り災証明の広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、災害相談総合窓口等にり災証明の相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者に周知する。

【資料編　り災証明書】

3) 家屋以外の証明

上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害証明は、原則として行わないものとし、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。

ただし、本部長が特に必要と認める場合には、被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で被害証明書の発行を行うものとする。この場合、本部長は、被害届出証明書及び被害証明書を発行する班を指定し、指示された班は災害相談窓口等において申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。

【資料編　被害届出証明書】
【資料編　被害証明書】

３．情報のとりまとめ

実施担当	各班、防災関係機関

町（各班）及び各防災関係機関は、収集・調査した情報を以下のようにとりまとめ、町（情報班）及び必要に応じて茨城県被害情報等報告要領に基づいて県の主管部等へ、それぞれ伝達する。

種類	主な情報項目
被害情報	(1) 参集途上等に収集した被害状況 (2) 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 (3) 災害対策に従事中の事故等 (4) その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	(1) 被害に対する応急対策の状況 (2) 活動体制（参集者、勤務状況） (3) 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	(1) 建物、斜面等の応急危険度判定 (2) 職員、ボランティアの派遣 (3) 応急対策用施設、設備、用地、資機材、車両等の確保、調達 (4) 広報

なお、被害状況の第一報は災害発生から１時間以内に行い、その後も当日は１時間ごとに定時報告する。２日目以後は、毎日定時に報告する。

ただし、緊急情報、本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（ファックス又はメール）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

４．茨城県等への報告

実施担当	本部班、消防本部

(1) 報告事項

町（本部班、消防本部）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「茨城県被害情報等報告要領」及び「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

1) 町災害対策本部を設置したとき
2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき(⇒第６節「１．救助法の適用申請」（地震-95）参照)
3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
4) 町内で震度４以上を観測したとき
5) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

(2) 報告先

覚知後 30 分以内に第一報を、県防災情報システム等を利用して報告し、以後判明したものを随時県に報告する。

1）被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
2）災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
3）県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
4）119 番通報が殺到しているときや、町内で震度５強以上を観測したときは、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。
5）確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行う。

【資料編　県等への即報様式】

５．被災者台帳の作成

実施担当	町民班

(1) 被災者台帳の作成

町（町民班）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、り災台帳及び災害救助法に基づく各種報告書等を活用して以下の被災者情報を記録した台帳を作成する（災害対策基本法第 90 条の３）。

1）氏名　2）生年月日　3）性別　4）住所又は居所
5）住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況　6）援護の実施状況
7）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8）その他（連絡先、世帯構成、り災証明の交付状況等、同法施行規則に定める事項）

町長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳の利用

町長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の４）。

1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
2）町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
3）他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

第３ 災害広報

流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の適切な行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。また、災害時要援護者等に配慮し、的確な手段で情報を伝達する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関と連携し、町内外に情報を発信する。

１．広報体制の確立

実施担当	本部班、消防団、阿見町社会福祉協議会、阿見町国際交流協会

(1) 広報内容
1) 地震発生直後の広報
① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
② 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）
③ 避難情報（避難の勧告・指示、避難所・救護所の開設箇所等）
④ 被災状況（火災、がけ崩れ、道路・河川の損壊等）
⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
⑥ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
⑦ 公共交通機関の運行状況
⑧ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
2) 被害の状況が静穏化した段階の広報
① 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）
② ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
③ 医療機関の状況
④ 感染症対策活動の実施状況
⑤ 食料、生活必需品の供給予定
⑥ 災害相談窓口の設置状況
⑦ その他住民や事業所のとるべき措置

(2) 実施方法
1) 情報収集
町（本部班）は、各班及び防災関係機関に住民等への広報記事を収集し、広報内容をとりまとめる。
2) 情報伝達
町（本部班）は、緊急かつ重要な情報は、緊急速報メール（エリアメール）、広報車（消防団車両の活用を含む。）の巡回放送等を行う。なお、緊急情報については簡潔かつ切迫度がわかるように行う。
災害時の生活や復旧等に関する情報については「広報あみ災害生活情報」を作成し、関係各班と連携して避難所等への掲示、行政区・自主防災組織を通じての在宅避難者への配布等を行う。
さらに、町ホームページに災害情報ページを開設し、最新の災害情報を掲示する。
3) 災害時要援護者への配慮
放送、電子メール、広報紙の作成にあたっては、外国人に配慮し、必要に応じて外国語放送や

外国語版の作成を行う。

また、町社会福祉協議会、町国際交流協会等と連携し、手話通訳、語学ボランティア等を確保し、視聴覚障害者、外国人等へ伝達する。

【資料編　災害広報文例】

２．報道機関への対応

実施担当	本部班、情報班

(1) 報道対応

報道機関への情報提供、質疑等の対応は共同記者会見方式で行うこととし、町（本部班）は庁舎内にプレスセンターを設置し（候補施設：本庁舎２階打合せコーナー）、指定する日時に本部長又は副本部長等による会見を行う。

報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、本部事務局長の指示に基づいて対応することを原則とし、職員等に周知徹底する。

(2) 放送要請（災害対策基本法第 57 条）

災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するにあたり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要がある場合、町（本部班）は、基幹放送事業者（ＮＨＫ水戸放送局、茨城放送等）に放送を要請する。

第３節 応援・派遣

大規模地震により、自力での災害対応が困難な場合は、速やかに応援を要請するとともに、応援部隊等を受け入れる必要がある。

特に、被害が広域に及ぶ場合は、近隣の市町村も同様に応援を求めるため、広域的な応援体制を確保することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○災害発生から３時間以内に不足する人員・資機材等を把握し、速やかに協定団体等への要請を行う。

第１ 自衛隊の災害派遣要請・受入

１．派遣要請

実施担当	本部班、自衛隊

(1) 要請手続き

1) 町長は、自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、以下に掲げる要請事項を把握できた範囲で明らかにし、知事へ文書にて申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

要請要件	要請事項
公 共 性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること 緊 急 性：差し迫った必要性があること 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと	① 災害の情況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

2) 町長は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊武器学校）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

部隊（駐屯地）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊武器学校 （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）	029-887-1171　内線 226 （時間外は内線 300）
陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）	029-842-1211　内線 2410 （時間外は内線 2302）

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下に示すものとする。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付けし又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 部隊の派遣、自主派遣

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

自衛隊自主派遣の基準

1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、町が負担する経費はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じた場合は、町と自衛隊で協議する。

1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
3) 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

２．受入・撤収

実施担当	総務班、本部班

(1) 災害派遣の受入

町（総務班）は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地又は土浦駐屯地と連携し、次の事項に留意して派遣部隊を受け入れる。

1) 災害派遣部隊到着前
① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
② 連絡職員を指名する。
③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点（候補地：陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地、土浦駐屯地）を準備する。

2) 災害派遣部隊到着後
① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) 撤収依頼

町長（本部班）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により知事に対して撤収要請を依頼する。

第２ 防災関係機関等への応援要請・受入

実施担当	本部班、総務班

(1) 法に基づく要請

町長（本部班）は、以下の関係法令に基づいて職員の派遣等を要請する場合は、災害の状況、必要とする理由、内容、場所、期間等をできる限り明確にして文書又は緊急時は口頭で要請する。

1) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第 67 条）
2) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第 68 条）
3) 指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第２項）
4) 知事に対する、指定地方行政機関もしくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第 30 条第１項）
5) 知事に対する、他の市町町村もしくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第 30 条第２項）

(2) 応援協定等に基づく要請

町長（本部班）は、必要に応じて県内市町村と締結した「災害時等の相互応援に関する協定及び同実施細目」に基づいて県内他市町村に応援を要請する。

また、県防災ヘリコプターによる情報収集や緊急輸送等を要請する場合は、「茨城県防災ヘリコプター緊急応援要領」及び「防災ヘリコプター運行要請基準」により行う。

【資料編　災害応援・協力協定一覧】

(3) 応援隊の受入

町（総務班）は、応援部隊の活動拠点（候補施設：阿見ゴルフクラブ）、道路の被害状況等の情報を応援部隊に提供する。

また、各班からの要請に基づいて応援部隊の従事業務を調整する。

第４節 被害軽減対策

第１ 避難勧告・指示・誘導

住民等を混乱なく速やかに避難させるため、町、消防、警察その他関係機関は、情報共有を徹底する必要がある。また、災害時要援護者等を円滑に避難させるには、地域組織などの協力が必要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎防災関係機関、行政区・自主防災組織等と連携を密にし、避難勧告等をもれなく住民等に伝える。

１．避難の勧告・指示等

実施担当	本部班、牛久警察署、県、自衛隊

(1) 避難勧告等の実施者

町長をはじめとする避難勧告等の実施権者は、避難勧告等を発令もしくは解除する場合は、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

実　施　者	種類	要　　件	根拠法令
町　長	災害全般 (避難準備情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	なし
町　長	災害全般 (勧告･指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知　事	災害全般 (勧告･指示)	町長が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般 (指　示)	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指　示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指　示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (町　長)	洪　　水 (指　示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告等の内容

避難準備情報、避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

1) 要避難（準備）対象地域
2) 避難先及び避難経路
3) 避難勧告または指示及び避難準備の理由
4) その他必要な事項

２．警戒区域の設定

実施担当	本部班、消防本部、消防団、県、牛久警察署、自衛隊

町長をはじめとする警戒区域の設定権者は、警戒区域を設定もしくは解除する場合、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

設定権者	種　類	要　　件	根拠法令
町　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知　事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官	同上	上記の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	（危険物の漏えい現場等で）災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法 第28条 （第23条の２）
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

３．避難の誘導等

実施担当	本部班、福祉班、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、学校・病院等

(1) 避難勧告等の周知

避難勧告や警戒区域が設定された場合、町（本部班）は、対象地区のすべての住民等にそれらの情報が伝わるよう、緊急速報メール（エリアメール）、広報車の巡回放送等により伝達する。

災害時要援護者については、避難支援者と合わせて速やかにその旨を伝達する。(⇒第５節「第６　災害時要援護者の安全確保対策」（地震-87）参照)

その他、ツイッター等の活用により、避難情報の即時伝達に努める。

(2) 避難誘導

1) 在宅者等

民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等が協力して、組織的に避難を誘導する。

町（福祉班）は、災害時要援護者の登録者名簿に基づき、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等に要請し、安否確認や避難所への移動を支援する。(⇒第５節「第６　災害時要援護者の安全確保対策」（地震-87）参照)

2) 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の避難誘導を行う。

４．広域一時滞在

実施担当	本部班、県

災害により、被災した住民を町外の市町村に避難する必要があるときは、町、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う（災害対策基本法第86条の８及び９）。

(1) 広域一時滞在の要請

本町から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

1) 県内他市町村への受入要請

① 広域一時滞在の要請

町は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本町の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、協議先市町村からの通知の内容の公示、避難所の管理者等への通知、県への報告を行う。

② 広域一時滞在の解除

町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、協議先市町村及び避難所の管理者等への通知、広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示、県への報告を行う。

2) 県外市町村への要請

① 他都道府県への受入れ協議

町は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

② 公共施設等への受入決定

町は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示及び避難所の管理者等への通知を行う。

3) 県外広域一時滞在の解除

町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示、避難所の管理者等への通知、県への報告を行う。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村から本町へ、被災者の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

1) 受入協議

町は、県内他市町村から被災者の受入協議を受けた場合、以下の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

① 本町も被災していること。
② 被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと。
③ 地域の実状により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

2）受入公共施設等の確保

町は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

3）受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(3) 費用負担

受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

第２ 緊急輸送・交通規制

災害時には道路ネットワークが各所で途絶する場合があるため、道路、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎二次災害防止のため、道路の点検、応急措置等を以下のとおり行う。

・幹線道路は、24 時間以内に状況を把握し、２日以内に交通規制、３日以内に応急措置を実施。

・幹線道路以外は、５日以内に状況を把握し、２週間以内に応急措置を実施。

◎緊急輸送のため、２日以内に緊急輸送道路を確保する。

◎当日中に臨時ヘリポートを開設し、重傷者等を町外へ航空搬送できるようにする。

１．緊急輸送道路の確保

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路㈱、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

(1) 被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、情報交換、通行可能な道路等の情報共有を行う。特に、緊急輸送道路及び緊急交通路の被害状況等を迅速に把握し、緊急輸送を行う機関等に情報を伝達する。

(2) 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合等の協力を得て、通行障害物の啓開等を行う。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、町、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

２．交通規制

実施担当	牛久警察署

(1) 応急対策期の交通規制

1) 被災地への流入車両の制限

地震発生直後においては、次により被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

第一次交通規制	被災地を中心としたおおむね半径 20㎞ の地点の主要交差点で、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。
第二次交通規制	震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心としたおおむね半径 40㎞ の地点の主要交差点で、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

2) 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路を指定し（町内の指定予定路線：圏央道、国道 125 号）、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

3）区域指定による規制

状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

4）緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行する。

5）広報活動

交通規制及び道路の被害状況について、住民等に広報を行う。

(2) 復旧・復興期の交通規制

1）復旧・復興のための輸送路の交通規制

災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次、緊急交通路を見直し、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2）災害応急対策期交通規制の見直し

災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3）広報活動

交通関連情報について、ドライバー、住民等に広報を行う。

(3) 運転者のとるべき措置

1）走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。

④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2）避難のために車両を使用しない。

3）災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

① 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときはその指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置するこ

とができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

３．緊急輸送手段の確保

実施担当	総務班、避難班、県、阿見町漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)、日本通運株式会社、関東鉄道株式会社

(1) 町の災害対策車両の確保

町（総務班）は、災害対策用の町有車両が不足する場合、町内輸送業者、茨城県トラック協会県南支部、茨城県乗用旅客自動車協会等に輸送車両及び運転手等の協力を要請する。調達が困難な場合は、県に対して調達、あっせんを要請する。

また、以下の優先基準により、町有車両及び調達車両を各班に調整、配分する。

項　目	優先順位	
総括的に優先されるもの	1）人命の救助、安全の確保 2）被害の拡大防止 3）災害応急対策の円滑な実施	
災害発生後の各段階において優先されるもの	第１段階（初動期）	1）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3）被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 4）自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
	第２段階（応急期）	1）第１段階 の続行 2）食料、水等生命の維持に必要な物資 3）傷病者及び被災地外へ退去する被災者 4）輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
	第３段階（復旧期）	1）第２段階の続行 2）災害復旧に必要な人員、物資 3）生活用品 4）郵便物 5）廃棄物の搬出

(2) 緊急通行車両の届出

町が応急対策活動で使用する車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受け、当該車両の前面の見やすい部位に標章を表示する。

なお、災害応急対策活動用車両として事前に届出をしてある車両は、公安委員会から災害時には、速やかに標章等の交付を受けるものとする。

(3) 航空輸送の確保

道路の損壊等により、車両輸送が困難な場合、緊急を要する場合等は、県、自衛隊等に対してヘリコプターによる輸送を要請する。

本部長は、緊急輸送道路の確保状況等をふまえて臨時ヘリポートを指定（候補施設：阿見町総合運動公園陸上競技場、霞ヶ浦駐屯地飛行場）し、避難班は、指定された施設管理者と連携してヘリポートの開設、運営を行う。

(4) その他の手段の確保

船舶又は鉄道による輸送が有効な場合は、漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

(5) 被災者の運送要請

広域避難や広域一時滞在等のため、被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)）又は指定地方公共機関（関東鉄道株式会社など）への運送要請を県に要求する（災害対策基本法第 86 条の 14)。

第３ 燃料・エネルギー対策

災害により電力、都市ガス等が停止し、さらに、石油・プロパンガス等の燃料供給も停止した場合でも、重要施設の機能や応急対策用車両の運行を継続させる必要がある。

このため、自家発電設備、給油施設等の被災状況等を速やかに把握し、重要施設や応急対策車両への燃料や電力を速やかに確保することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎中学校等に設置した太陽光発電設備及び蓄電池を、重要施設等の非常電源として活用する。

１．連絡体制の確保と情報の収集

実施担当	総務班、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会

(1) 状況の把握・共有

町（総務班）、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会戸崎支部等は、重要施設等の電力、燃料等の状況や見通しを把握し、相互に情報を共有する。

1) 重要施設（災害拠点病院、対策本部、避難所等）の電力、自家発電用の燃料
2) 応急対策用車両の燃料
3) 給油所、高圧ガス施設等の在庫、供給・調達

(2) 県への報告等

町（総務班）、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会等は、重要施設や応急対策用車両の燃料調達が困難な場合、県にその旨を報告し、燃料の確保を要請する。

２．燃料等の確保・供給

実施担当	総務班、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会

(1) 重要施設の燃料等の確保

町（総務班）は、重要施設の燃料等が不足し、調達が困難な場合、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等に対し、当該施設への燃料供給を依頼する。

(2) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

町（総務班）は、災害応急対策車両の燃料確保が困難と判断した場合、県石油業協同組合等へあらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を依頼する。

町及び防災関係機関等は、応援車両等に対して「災害時緊急給油票」を必要に応じて発行し、当該車両への応急対策の用途等を表示させ、また、優先給油のルール等を周知する。

(3) 住民への広報

町（総務班）は、給油所における渋滞等を緩和し、燃料の供給状況や今後の見込み、応急対策車両への優先給油等について定期的に広報を行う。

第４ 消火活動、救助・救急活動、水防活動等

大地震により、火災や浸水などが同時に多発し、現有の消防力を超える事態となった場合は、活動の優先順位の判断、応援隊との連携等により、適切に対処する必要がある。

また、消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、臨機応変に対処する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○地震発生後直ちに消防対策本部、消防団本部を設置し、連携して火災活動等を行う。
○地震当日に霞ヶ浦護岸周辺の被害状況を把握し、復旧等に着手する。
○地震発生直後から農業用水路等を速やかに現地調査し、被害状況等を把握する。
○地震から半日以内に土砂災害警戒区域を巡視し、周辺住民の避難等を円滑に行う。

１．消火・救助・救急活動

実施担当	消防本部、消防団、自主防災組織

(1) 消防本部の活動

1) 情報収集・伝達避難勧告・指示・誘

119 番通報、駆け込み通報、本部事務局が把握する情報等、各種情報を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を町長及び知事に報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

2) 応援要請

町長は、町内の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の消防機関に対して茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。また、協定等による応援が困難な場合等は、知事に対して緊急消防援助隊の要請等を依頼する。

消防本部は、茨城県消防広域応援基本計画及び阿見町緊急消防援助隊等受援計画に基づき、応援消防隊の活動拠点（候補地：総合運動公園野球場）等を確保し、速やかに応援隊を受け入れる。

3) 消防活動

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づいて鎮圧にあたる。

また、火災鎮圧後も、消防団、自主防災組織等と協力して、消火後の再燃、放火、電力復旧時の通電火災等を防止するため、被災地区の警戒等を行う。

原　則	内　容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地及び避難路確保の消火活動にあたる。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。
市街地火災消火活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火を優先する。

原　則	内　容
火災現場活動の原則	①　出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、消防活動経路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の効果等を総合的に判断し、行動を決定する。 ②　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ③　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4）救助・救急活動

救助･救急要請が多発する場合等は次の点に留意し､関係機関と連携して効果的な活動を行う。

①　緊急性の高い傷病者を優先し、その他の傷病者は自主的な処置を要請する。

②　延焼火災が多発し､同時に多数の救助･救急が必要となる場合は､火災現場付近を優先する。

③　家屋の倒壊、土砂崩れ等により建設機械等を必要とする場合は、土木班を通じて建設業者等に協力を要請する。

④　必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置し、医療救護班（⇒「第５　応急医療」（地震-70）参照）等と連携して、トリアージや必要な応急手当等を行う。

⑤　災害拠点病院（土浦協同病院、ＪＡとりで総合医療センター等）や町指定の中継拠点病院（東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院）、その他各医療機関の応需状況を、茨城県救急医療情報コントロールセンター等で把握し､重傷者等を円滑に後方医療機関へ搬送する。

⑥　重篤傷病者等の航空搬送を必要とする場合は､県に県防災ヘリコプター等の運航を要請する。

(2) 消防団・自主防災組織の活動

地震発生直後から、自主防災組織等と連携して、地区内の住民への出火防止等の呼びかけ、初期消火、救出・救護、負傷者の安全な場所への搬送、避難誘導等にあたる。

消防隊が到着した場合は、その指示に従って活動に協力する。

２．水防活動・土砂災害警戒活動

実施担当	農業班、土木班、消防本部、消防団、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区

ため池や河川堤防の決壊等による氾濫、急傾斜の崩壊等の二次災害を警戒し、防御活動や住民の避難等を円滑に行う。

(1) 水防管理団体（町）の措置

町（農業班、土木班、消防本部、消防団）は、水防に関する通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、必要に応じて巡回班を編成し、施設管理者、警察署及び自主防災組織等と連携して危険箇所の警戒にあたる。

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水門等の管理者は、施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、状況に応じて水門等の操作を適切に行う。

(3) 土砂災害の警戒

町（土木班）は、県竜ヶ崎工事事務所等と連携して土砂災害警戒区域等の応急点検を行う。なお、竜ヶ崎工事事務所の対応箇所は、原則として急傾斜地崩壊危険区域の指定により整備した土砂災害防止施設に限る。

また、亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告・指示等を行う（⇒「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）参照）。

第５ 応急医療

建物の倒壊等で挫滅症候群※1を発症した救出者は 72 時間以内に人工透析等の救命措置をとる必要がある。また、医療機関が被災して町内の病院等の機能が低下する中、医療救護ニーズが急激に高まり、挫滅症候群等の高度医療の要求が増加した場合、町内各所で医療救護サービスを提供する体制を確保し、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

さらに、災害では身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害※2を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群※3で死亡することもある。このため、住民等にこころのケア対策や健康指導を施す必要もある。

※１ 挫滅症候群（クラッシュ症候群）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

※２ 心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※３ エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○地震発生から速やかに総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置する。

○医療救護所を総合保健福祉会館に設置するほか、必要に応じて阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校にも設置し、傷病者を受け入れる。

○町内救急告示病院を第１次後方医療拠点として重篤者・重症者に対応するとともに、災害拠点病院への受入れを要請する。

◎救出現場～救護所の搬送は住民、自主防災組織等が行い、救護所～医療機関までの搬送は町（救急車等）が行うことを原則とする。

１．応急医療活動

実施担当	医療対策班、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、土浦保健所、医療機関

(1) 町及び医師会等の対応

町（医療対策班）、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会は、相互に連携して、災害医療活動を行う。

1) 医療救護班の編成、派遣等

総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置し、医療救護班等の編成、派遣、連絡・調整等、災害時医療の統括を行う。

救護班や医師が不足する場合は、県や医療関係機関に応援を要請する。

2) 医療救護所の設置

被災状況等をふまえて医療救護所を段階的に設置し、医療救護班を派遣してトリアージ等を行う。

救護所の優先設置候補施設

第１次：総合保健福祉会館　　第２次：各中学校

3）医薬品等の確保

医療救護所等で使用する医薬品、輸血用血液製剤、医療用資機材等は、医療救護班の携行品、薬剤師会等への要請にて確保する。不足する場合は、県に供給を要請する。

(2) 医療関係者の措置

医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者は、迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合にも可能な限り医療の継続を図るとともに、継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力する。

(3) 県の措置

県は、土浦保健所に現地対策班を設置し、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム（日赤救護班、ＤＭＡＴ等）の配置調整等を効率的に行う。

被害が甚大な場合や町との通信が途絶した場合は、要請を待たずに医療救護所を設置する。

また、医療機関や救護所から医薬品等の供給要請があった場合、県医薬品卸業組合等に連絡し、流通備蓄の災害用品等を速やかに供給する。

(4) 医療ボランティアの活用

町は、災害発生後直ちに保健医療対策本部内に医療ボランティア調整本部を設置して医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

医療ボランティア調整本部を設置した各医療関係団体は、医療ボランティアの確保状況等を県現地対策班（⇒「(3) 県の措置」参照）に報告する。

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

２．後方医療活動

実施担当	医療対策班、消防本部、県、病院等

医療対策班、消防本部、県、医療機関は、相互に連携して、重傷者等の後方医療を確保する。

(1) 入院患者の転院調整

医療救護所で対応できない重症者等は、災害拠点病院（土浦協同病院、ＪＡとりで総合医療センター等）又は町指定の中継拠点病院（東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院）等へ受入を要請する。町内の病院での受入が困難な場合、県に広域的な受入調整を要請する。

(2) 重傷者等の搬送

後方医療機関への搬送は、消防本部が救急車等で搬送し、救急車が不足する場合は、必要に応じて町有車両等を確保する。

消防本部は、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

車両での搬送が困難あるいは緊急の場合は、県にヘリコプターの出動を要請し、県、医療機関、消防本部、町（医療対策班）は連携して、ヘリコプター輸送を支援する。

３．患者等の医療支援

実施担当	医療対策班、消防本部、県、土浦保健所、病院等

(1) 患者等の転院調整

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により入院患者に継続して医療を提供できない場合、又は治療困難等により転院が必要な場合、県からの提供情報を活用して病院等間で転院調整を図るよう努める。

病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 透析患者対応

県は、人工透析患者の受入状況及び透析医療機関の稼働状況等を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する。

病院等は断水等により透析医療を継続できない場合、他の病院に患者の受入を調整し、調整できない場合は県に調整を要請する。

(3) 人工呼吸療法、酸素療法、軽静脈栄養療法、経管栄養療法

県は、町（医療対策班）、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地区の在宅患者等の状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

また、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品が不足する場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼するとともに、必要に応じて消防本部と連携して患者の搬送を行う。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合、在宅患者への貸し出し、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

(4) 周産期医療対応

県（保健所）は、保健師等と連携し、小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を行うとともに、必要に応じて消防本部と連携して患者の搬送を行う。

４．被災者の健康管理・心のケア

実施担当	医療対策班、稲敷医師会、県、土浦保健所

(1) 健康管理

県及び町（医療対策班）は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。

また、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者等の医療確保や治療継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

その他、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等の二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(2) 精神保健、心のケア

県は、町の要請又は必要に応じて国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。また、保健所等に心の健康相談窓口を開設し、町と連携して被災者への活用を広報する。

土浦保健所及び町（医療対策班）は、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢

者、子供、障害者、外国人に十分配慮したケアを行うとともに、災害の段階に応じたケアを展開する（下表参照）。

段　階	活動内容
第１段階	心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動　※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
第２段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）	継続的な対応が必要なケースの把握、対応
第３段階	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 ・ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）への対応

※心のケアチーム：「巡回相談チーム」等と連携して精神科医療が必要な者への治療、カウンセリング等を行う。また、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアにもあたる。

また、県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者について、県精神科病院協会等の協力を得て、受入医療機関、搬送体制等を確保する。

第６ 危険物等災害防止対策

地震による危険物等施設の損壊を早期に発見し、二次災害の防止、被害軽減を図る必要がある。
このため、危険物等施設を速やかに点検し、また、損傷した場合は、危険物の流出防止、危険物防除、避難等を円滑に行うことが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
○県に危険物の被害状況等を速報し、状況に応じて中間報告を逐次行う。

１．危険物等流出対策

実施担当	消防本部、危険物等取扱事業所

地震により危険物施設等が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合やそのおそれがある場合は、次の対策により、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 危険物等取扱事業所の措置

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、以下の措置を講じる。

1) 速やかにその状況を把握し、県、町等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。
2) 危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。
3) 広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 町の対応

消防本部は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

２．石油類等危険物施設の安全確保

実施担当	消防本部、危険物等取扱事業所

(1) 事業者の措置

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防本部、警察署に速やかに報告する。

(2) 消防本部の措置

消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に報告し、対応が困難な場合には応援を要請する。

３．高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

実施担当	消防本部、県、県高圧ガス保安協会、高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者、火薬類取扱事業所

(1) 事業所の措置

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 県及び県高圧ガス保安協会の対応

地震発生時には被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

また、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

(3) 町の措置

消防本部は災害情報収集に協力し、県に状況等を報告する。

４．毒劇物取扱施設の安全確保

実施担当	消防本部、県、毒劇物取扱施設の管理者

(1) 施設管理者等の措置

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうか点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防本部に連絡する。

(2) 県の措置

県は、毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防本部と連携して毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

(3) 町の措置

消防本部は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署と協力して住民への広報、避難誘導等を行う。

第５節 被災者生活支援

第１ 被災者の把握

食料・物資等の支給、義援金の配分・支給等、様々な被災者支援策を円滑に講じるには、被災者の安否を迅速かつ十分に把握する必要がある。

このため、町、県、その他関係機関が連携して、被災者の状況を把握することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎行政区、自主防災組織を巡回し、住民の安否を把握するほか、国際交流協会と連携して外国人の安否を把握する。

〇災害発生から３日を目処に、住民基本台帳をベースとして、町及び警察等の関係機関が把握した安否情報を、行政区単位及び避難所単位で整理する。

◎整理した情報を役場に設置する「安否情報提供窓口」で安否情報を公表するほか、町外へ避難した住民に国の「避難者情報システム」の活用を呼びかける。

実施担当	情報班、町民班、医療対策班、福祉班、避難班、消防本部、県、牛久警察署、阿見町国際交流協会

(1) 住民の安否調査

町（町民班）は、町職員及び災害ボランティア等を活用して調査チームを編成し、各行政区を巡回して区長等が把握している住民の安否情報を収集する。

また、阿見町国際交流協会に、外国人登録者の安否確認を依頼する。

その他、町での対応が困難な場合は、県に調査を要請する。

(2) 町内、関係機関の情報共有

町（各班、消防本部）、警察署等は、それぞれが収集・記録した安否関連情報を定期的に提供・共有し、必要な限度で応急対策に活用する（災害対策基本法第 86 条の 15）。

1) 町内の各種情報（災害救助法の総括情報含む）【情報班】
2) 遺体収容者【町民班】
3) 災害時要援護者（安否確認者）、福祉避難所収容者【福祉班】
4) 救護所、病院等の治療者【医療対策班】
5) 避難所収容者【避難班】
6) 救助者、救急搬送者【消防本部】
7) 死者、行方不明者等【牛久警察署】）

(3) 安否情報の整理、提供

町（町民班）は、収集、共有した安否関連情報を、住民基本台帳等を活用して整理する。また、本庁舎等に安否情報提供窓口を設置し、家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づき、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮して適切に回答する。

第２ 避難生活の確保

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかし、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾患や食中毒の発生又はプライバシー保護の困難さからくる精神不安定など様々な弊害が現れる。

このため、避難所の生活環境の整備を図り、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮しつつ、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を推進する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎地震発生から２時間以内に避難所予定施設を開錠し、避難者の受入を準備する。
◎避難者の収容は、応急危険度判定により施設の安全を確認した後に行う。
〇各避難所に町の職員を２人ずつ配置して、避難所を円滑に運営する。

１．避難所の開設

実施担当	避難班、建築班、避難所施設の管理者

(1) 避難所の選定、危険度判定

町内で震度５強以上を観測した場合、又は本部長が必要と認めた場合、避難所の開設を判断する。

町（避難班）は開設する避難所を選定し、建築班に当該建物の応急危険度判定を要請し、避難者の収容が可能であるか安全性を確認する。

(2) 避難所の開設・初期運営

1) 避難所の開設

勤務時間外は、町があらかじめ指名する「避難所直行職員」又は町（避難班）が派遣する職員が避難所の開設及び初期運営にあたる。

勤務時間内は、施設の管理者や勤務職員が避難所の開設・初期運営に協力する。

2) 避難者の収容

行政区等の単位でスペースを設定して、避難者を収容する。ただし、高齢者、障害者等に配慮し、利便性や居住環境のよいスペースを災害時要援護者に優先して割り当てる。

3) 避難収容者の把握

避難者が多い場合は、施設に受け入れた後、避難者カードを世帯ごとに配布し、避難者名を記入するよう依頼する。その後、避難者カードを回収して避難者名簿を作成し、町本部に報告する。また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

なお、避難所の収容対象者は、原則以下のとおりである。

① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 県への報告等

1) 避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

① 避難所開設の目的
② 箇所数及び収容人員
③ 開設期間の見込み

2）避難所が不足する場合は、町と町内のゴルフ場との「災害時支援協力に関する協定」、又は、県と県内のゴルフ場との「災害時支援協力に関する協定」を活用し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

【資料編　災害応援・協力協定一覧】

２．避難所の運営

実施担当	避難班、総務班、行政区、自主防災組織

(1) 避難所運営職員の派遣

町（避難班）は、避難所ごとに複数の避難所運営職員を指名し、避難所に派遣する。

避難所が長期化した場合、町（総務班）は、すべての町職員を対象に全庁的なローテーションを編成して避難所運営職員を派遣し、避難所運営職員のストレス障害を予防する。

(2) 自治運営体制の確立

避難が長期化する場合は、行政区、自主防災組織、ＰＴＡ等の地域組織等のリーダーからなる「避難所自治組織」を避難所ごとに組織し、避難者の自治運営体制を確立する。

その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

避難所自治組織・避難所運営職員の役割

避難所自治組織	避難所運営職員
1）運営方法等の決定 2）生活ルールの作成 3）避難者カード・名簿の作成 4）町からの連絡事項の伝達 5）食料・物資の配給 6）ボランティア等との調整 7）避難者の要望等のとりまとめ	1）災害対策本部との連絡 2）広報 3）施設管理者、ボランティア等との調整 4）避難所運営記録

(3) 食料・物資の供給

避難所運営職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。

食料、物資等を受け取ったときは、避難所自治組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

また、食料の提供にあたっては食物アレルギーの避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(4) 災害時要援護者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第６　災害時要援護者の安全確保対策」（地震-87）による。

(5) 女性への配慮

男女のニーズの違い等に配慮し、以下の対策に努める。

1）災害直後から子育て・介護支援を実施する。

2）男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保する。

3) 授乳室や男女別トイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設ける。
4) 避難所の管理責任者は男女両方を配置する。
5) 避難所自治組織には男女両方が参画し、役員のうち女性が３割以上参画する。
6) 女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する。

(6) し尿対策

避難所運営職員は、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレ等の設置、管理を行う。
その他、第７節・第４「２　し尿処理」（地震-105）による。

(7) 医療・保健衛生対策

避難所運営職員は、避難所自治組織等と協力して、避難所の衛生、居住環境の保持に努める。
その他、避難者の医療、健康管理、避難所での感染症の予防等については、第４節・第５「４　被災者の健康管理・心のケア」（地震-72）及び第７節・第４「３　防疫」（地震-105）による。

(8) 入浴対策

町（避難班）は、旅館等の入浴施設を確保して入浴計画を策定し、送迎バスの手配等を行う。
また、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者等へ協力を要請する。

(9) ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者にはケージ等を持参するよう求める。
町（避難班）は、避難所の敷地又は隣接地等に飼育スペースを指定するとともに、動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースの確保に努め、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。
その他、「第９　愛玩動物の保護対策」（地震-94）による。

(10) 生活環境対策

町（避難班）は、避難所自治組織と連携して、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくりを行う。
1) 季節対策（冷暖房等）
2) プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）
3) 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）
4) 娯楽、防犯用品の確保
5) 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等

(11) ボランティアの要請

町（避難班）は、避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、災害ボランティアセンターに対応を要請する。

３．在宅避難者等への対応

実施担当	各班

町は、やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、避難所滞在者に準ずる支援を行う（災害対策基本法第８６条の７）。

町（町民班）は、行政区等と連携して在宅避難者の所在や住民等が自主的に開設・運営する避難所（以下「自主避難所」という。）の所在を確認し、町本部に報告する。また、県や他市町村との連携や国等が提供する全国避難者情報システム等を活用し、町外へ避難した住民の把握や、町からの提供情報の伝達を行う。

町（関係各班）は、在宅避難者及び自主避難所へ、必要な保健医療サービス、情報提供等の支援を行う。また、食料及び生活必需品については、商工班及び農業班が在宅避難者等の最寄りの避難所へ供給し、避難班が行政区及び災害ボランティア等の協力を得て在宅避難者や自主避難所へ配送するものとするが、必要に応じて自主避難所へ直送するよう努める。

４．避難所の閉鎖

実施担当	避難班

閉鎖にあたっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

第３ 災害ボランティア活動の支援

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやＮＰＯの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎地震発生から３時間以内に、災害ボランティアセンターを設置する。
◎当日中に県社会福祉協議会等への協力要請、ボランティア募集の広報、災害ボランティアセンターのホームページの立ち上げ、電話問合わせ対応、受付等を開始する。

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動拠点となる阿見町災害ボランティアセンターを設置し（候補施設：総合保健福祉会館大会議室・講座室・Ｃ棟）、ボランティアの受入れ・活用体制を確保する。

＜災害ボランティアセンターの主な活動項目＞

1) 町及び関係機関からの情報収集
2) 被災者のニーズの把握
3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
4) ボランティアの受付
5) ボランティアの調整及び割り振り
6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
7) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
8) ボランティア保険加入事務
9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
10) その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 町と災害ボランティアセンターとの連携

町（福祉班）は、町災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供等を行うほか、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な設備、資機材の提供等の支援に努める。

また、災害ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入の広報、助成に努める。

第４ 被災者ニーズの把握・災害相談対応

被災者の不便で不安な生活を支援するには、きめこまやかで適切な情報提供が必要となるほか、多種多様な悩みに対応する必要がある。

また、高齢者、外国人、障害者等多様な災害時要援護者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、積極的に意思疎通を図ることが重要である。

１．被災者ニーズの把握

実施担当	福祉班、避難班、民生委員・児童委員

町（福祉班、避難班）は、避難所運営職員、避難所自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、被災者、災害時要援護者等のニーズを収集、集約する。

また、集約したニーズについては、関係各班、災害ボランティアセンターに対応を要請する。

その他、災害時要援護者のニーズ調査と対応については、「第６　災害時要援護者の安全確保対策」（地震-87）による。

２．災害相談窓口の設置

実施担当	町民班、各班

(1) 総合相談窓口の設置

町（町民班）は、被災者からのニーズ把握、各種支援策の手続きや相談に対応するため、災害総合相談窓口を設置する（候補施設：本庁舎１階）。

各窓口の運営及び担当職員の配置は関係各班に要請するほか、関係機関、ボランティア等に協力を要請する。

主な窓口対応項目

1）安否情報（家族の消息等）	2）捜索依頼の受付
3）り災証明書の発行	4）埋火葬許可証の発行
5）その他各種証明書の発行	6）仮設住宅の申し込み
7）住宅の応急修理の申し込み	8）災害見舞金、義援金の申し込み
9）被災者生活再建支援金の申し込み	10）生活資金、営業資金等の相談
11）福祉、法律関係の相談	12）職業のあっせん等の相談

(2) 臨時相談所の設置

町（町民班）は、必要に応じて避難所等に臨時相談窓口を開設し、関係各班と連携して各種相談、手続き等に対応する。

また、住民等から電話問い合わせが多数ある場合、必要に応じて災害コールセンターを設置して対応する。

第５ 生活救援物資等の供給

水道等のライフライン、流通機構が被災した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限されるため、重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する必要がある。

また、全国からよせられる救援物資は積極的に活用するが、多種多様な物資が集まることにより仕分け等が負担となることもあるため、必要な物資や受入れについて注意を要する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎地震直後に配水場等の運転を自家発電に切り替えるとともに、住民等の問い合わせ対応、災害用飲用水の配布等を開始する。
○炊き出しの作業や住民への配布は、住民や行政区等が主体となって行ってもらう。
○災害発生から 12 時間以内に、不足する物資等を予測する。
○行政備蓄物資の使用を優先し、不足する物資を防災関係機関から調達する。また、物資の調達は流通状況が落ち着くまで、最小限に行う。
○災害発生から 48 時間以内に、必要な救援物資を把握し、募集する。
◎個人からの小口の救援物資は個別対応が困難なため、原則として辞退して義援金での支援に理解を求める。
◎救援物資を避難者や在宅避難者へ的確に配給し、結果を広報で周知する。

１．応急給水

実施担当	水道班、情報班

(1) 給水需要の把握、水源の確保等

町（水道班）は関係各部の協力を得て町内の断水状況を把握するほか、情報班は人命に関わる重要施設（病院、救護所、社会福祉施設等）の給水需要を速やかに把握する。

また、速やかに給水源を確保し、既存の飲料水兼用耐震性貯水槽及び防災井戸等を活用することも検討する。なお、貯水槽等を利用する場合は、保健所等の協力を得て飲用の適否を検査する。

１人あたりの目標給水量は次のとおりとする。

時　期	目標給水量(1 日分)	主な用途
地震発生～３日目	３リットル	飲用（生命維持に最小限必要）
４日目～10 日目	20 リットル	飲用、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11 日目～21 日目	100 リットル	飲用、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
21 日目～	被災前の給水量 （約 250 リットル）	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

（財）水道技術研究センターによる

(2) 応急給水

地震発生当初は、人命に関わる重要施設（病院、救護所、社会福祉施設等）への給水を優先する。

このため、住民へは、調達したペットボトル等の供給に努めるほか、家庭備蓄の飲料水等を利用するよう広報する。

その後は、拠点給水方式により、避難所等に設置する給水所で住民に配給する。また、水道の復

旧が長期化する場合は、応急仮設配管などの措置をとる。

なお、拠点給水方式による場合は、以下のように実施する。

1) 応急給水所（拠点）は、原則として、避難所とする。なお、断水区域が一部の場合は、状況に応じて、公園等に応急給水所を設定する。

2) 応急給水所への輸送は、町の給水車を使用するほか、関係各部やトラック協会等へ協力を要請する。また、必要な給水機材は、町の給水タンクを使用するほか、県企業局、応援団体等に調達を要請する。

3) 給水所、配給時間、持参物等を住民に周知する。

4) 給水所では、避難所運営職員及び避難所自治組織等の協力を得て被災者が持参する容器に給水する。

なお、自ら容器を持参できない場合は、行政区、自主防災組織等への協力依頼、町が備蓄するポリタンクの貸与等により対処する。

5) 飲料水の運搬が困難な災害時要援護者や中高層住宅の住民等については、行政区、自主防災組織、ボランティア等へ、運搬の支援を依頼する。

２．食料の供給

実施担当	商工班、農業班、避難班

(1) 需要の把握

町（商工班、農業班）は、関係各班と連携して食料供給が必要な対象者、供給先、必要な食品等を把握する。

＜食料供給の対象者＞

1) 避難所に収容された者

2) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等があって炊事のできない者

3) 住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者

4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

5) 災害応急対策活動従事者

(2) 食料の調達、搬送

1) 調達

町（商工班、農業班）は、家庭内備蓄や町の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から、弁当、パン、牛乳、ジュース等の食料及び飲料を調達する。また、災害時要援護者や食物アレルギー患者に配慮するとともに、乳幼児用に粉ミルク等を調達する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。ただし、調達先が輸送できない場合や、物資配送拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 食料の配布等

1) 食料の配布

避難所に搬送された食料は、避難所運営職員が受領した後、避難所自治組織等が被災者等に配布する。

2) 炊き出し

町（避難班）は、避難者からの要望等に応じて、避難所自治組織、自衛隊、災害ボランティア

等の協力を得て炊き出しを行う。

炊き出し用の食材、燃料、調理器具等は、給食センター、町内の企業等から調達する。また、災害救助用米穀を調達する場合は県に要請し、連絡がつかない場合は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省総合食料局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

３．生活必需品の供給

実施担当	商工班、避難班

(1) 需要の把握

町（商工班）は、関係各班等と連携して、生活必需品供給の対象者、供給先、必要な品目等を把握する。

＜生活必需品の供給対象者＞

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

1) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 生活必需品の調達、搬送

1) 調達

町（商工班）は、家庭内備蓄や町の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から以下のような生活必需品を調達する。また、調達品目の選定にあたっては、女性や災害時要援護者等のニーズに十分配慮する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

生活必需品の調達品目

① 寝具	② 日用雑貨	③ 衣料品	④ 炊事用具
⑤ 食器	⑥ 光熱材料	⑦ その他	

2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や、物資集積拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 生活必需品の配布

避難所に搬送された物資は、避難所運営職員が受領した後、避難所自治組織等が被災者等に配布する。

特に、女性や災害時要援護者等への生活必需品等の物資を供給する際は、配布方法について充分配慮する。

４．救援物資の募集・受入れ

実施担当	避難班

(1) 救援物資の要請

町（避難班）は、被災者のニーズ、食品・生活必需品の不足状況等をふまえ、必要な物資等を広く募集する。

1) 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。

2) 受入れは、原則として企業、団体からとする。

3) 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。

(2) 救援物資の受付

町（避難班）は、物資提供の応募を受け付け、必要な時期に必要な物資等を供給するよう、応募者に要請する。

(3) 物資の集積・配送

避難所等へ直接供給できない場合は、物資集積拠点（候補施設：県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、ＪＡ茨城かすみ阿見営農経済センター（中央集荷所））を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。また、トラック協会等の協力を得て避難所等へ搬送する。

各被災者等への配布は、生活必需品に準ずる。

第６ 災害時要援護者の安全確保対策

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害したりするおそれがある。このため、福祉関係者や行政区、自主防災組織等が連携して、要援護者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎災害発生から速やかに関係機関と連携し、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導を行う。

◎半日以内に災害時要援護者施設の安全を確認し、特別な配慮を要する要援護者の受入れに着手する。

１．社会福祉施設入所者等の安全確保

実施担当	福祉班、水道班、東京電力㈱、東部ガス㈱、東京ガス㈱、社会福祉施設の管理者

(1) 施設等管理者の措置

社会福祉施設の管理者は、以下の措置を講じる。

1) 避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
2) 災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。
3) 食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。
4) 施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し介護職員等の応援を要請する。

(2) 町の措置

町（福祉班）は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、最優先に必要なサービスを提供する。

また、施設等管理者の要請に基づき、以下の措置を講じる。

1) 関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。
2) 高齢者や障害者に対して必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する
3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。
4) 介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(3) ライフライン

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設の機能を早期に回復するため、施設管理者と連携し、優先復旧に努める。

２．在宅災害時要援護者の安全確保

実施担当	福祉班、消防団、阿見町社会福祉協議会、稲敷医師会、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織

(1) 避難支援等

町（福祉班)、行政区、自主防災組織、消防団、福祉関係者は、阿見町災害時要援護者避難支援プランに基づく個別計画や名簿を活用して在宅の高齢者、障害者等の安否確認、避難支援を速やかに行う。

なお、町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難支援が必要な災害時要援護者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない災害時要援護者の名簿についても、必要な限度で避難を支援する関係者に提供する。

また、町（福祉班）は、要援護者の生活環境が確保できない場合等、必要と認める場合には福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な災害時要援護者を収容する。また、福祉避難所の指定施設や福祉関係団体、県等と協力して災害時要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

福祉避難所予定施設

公共施設	総合保健福祉会館
民間施設	特別養護老人ホーム（阿見翔裕園、阿見こなん） 介護老人保健施設（ケアセンター阿見、スーペリア 360)

(2) 避難生活等の支援

町（福祉班）は、福祉関係者等と連携して、災害時要援護者の避難生活等を支援するとともに、精神的ケアを行う。

1) 要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者のニーズ等を調査するとともに、保健・福祉サービス等の情報提供を行う。

また、調査結果をふまえ、災害時要援護者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

2) 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によるケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者の巡回により介護サービス、メンタルケアなどのサービスを提供する。

3) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に対応する。

３．外国人の安全確保

実施担当	町民班、県、県国際交流協会、阿見町国際交流協会

(1) 避難誘導、安否確認等

町（町民班）は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国語による広報、住民登録等に基づく外国人の安否確認等を行う。

(2) 情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県、町（町民班）及び県国際交流協会は、地域国際化協会連絡協議会、語学ボランティア等の協力により災害多言語支援センターを設置し、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び町（町民班）は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

町（町民班）は阿見町国際交流協会と連携し、外国人相談窓口の設置、相談対応に努める。

また、県と連携して外国人の生活相談に係る情報共有に努める。

第７ 応急教育・応急保育等

学校等においては、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所としても利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められることとなる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することも重要となる。

その他、町内の貴重な文化財を保全するため、速やかに被害状況を把握することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎就業時間内の地震発生時には、児童生徒の安全確保と保護者への引き渡しを確実に行う。

◎就業時間外にも、児童・生徒の安否確認を確実に速やかに行う。

１．児童生徒等の安全確保

実施担当	避難班、学校長

(1) 情報等の収集・伝達

町（避難班）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。

学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。また、児童生徒等及び学校施設が被害を受けた場合等は、直ちにその状況を町、関係機関に報告する。

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

(2) 児童生徒の避難等

1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、あらかじめ定める計画に基づき児童生徒等を誘導する。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、町その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等を行う。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険と認める場合、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに県や町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携して共通理解を図っておく。

5) 保育所での措置

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

２．応急教育

実施担当	避難班、各学校

町（避難班）、各学校は相互に協力して、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開する。

(1) 教育施設の確保

1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
2) 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

1) 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して、学用品等を給与する。
2) 学用品等の給与が困難な場合は、県に応援を要請する。

(4) 避難所との共存等

避難所の開設、運営にあたっては、施設の勤務職員（教職員等）に対し、施設の管理・保全、利用スペース・設備等の調整、ＰＴＡとの連絡調整等について協力を要請する。

避難所となる学校については、事前に次の措置を講ずる。

1) 学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用する居室の優先順位（体育館→教室等）を協議する。
2) 避難所運営職員、教育委員会、学校教職員、避難所自治組織と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

(5) 学校給食

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

３．応急保育

実施担当	福祉班

町（福祉班）は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育所を確保し、応急保育を行う。また、交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することとする。

さらに、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育所入所の手続きを省き、一時入所を行うよう努める。

４．文化財の保護

実施担当	避難班、文化財所有者・管理者

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて町（避難班）に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

町（避難班）は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。

第８ 帰宅困難者対策

地震発生直後は、救助・救援活動、消火活動等の緊急通行を確保するため、帰宅困難者等の一斉帰宅による交通渋滞等を防止する必要がある。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえ、災害時には各施設で利用者等を留めおき、各自が安否確認手段等を確認しておくよう徹底することが重要である。

また、あみプレミアム・アウトレットは週末に数万人の集客があり、多数の帰宅困難者が滞留することが予想されるため、一時滞在や帰宅支援等を適切に実施することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎観光施設に滞留する帰宅困難者の支援は、原則として施設管理者が行う。
◎屋外や管理者不在の観光地を訪れている帰宅困難者に対しては、最寄りの避難所を案内する。

１． 施設管理者等の対応

実施担当	東日本旅客鉄道(株)、事業所、学校

(1) 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、利用客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や東日本旅客鉄道(株)は、管理する施設の安全及び報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して、町が指定する避難所等や一時滞在施設へ誘導する。

２．町の対応

実施担当	商工班

(1) 帰宅困難者の把握等

町（商工班）は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。
また、被害状況、交通情報、帰宅困難者を受け入れる避難所等を施設管理者等に連絡する。

(2) 一時滞在施設の開設及び誘導

1) 一時滞在施設の開設

町（商工班）は、一般の避難所への受入が困難な場合は、県等と協力して帰宅困難者用の一時滞在施設を確保する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約して県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報を提供する。

2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が町と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第９ 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎災害時も飼い主は責任を持って所有動物を救護するものとするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行う。

実施担当	環境班、避難班、県、阿見町動物愛護協議会

県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。

町（環境班）は、避難所運営職員、県、町動物愛護協議会等と協力して、飼い主不明の動物やペットや同伴避難者の動物等の保護を支援する。その他、避難所における対策は、第２・２「(9) ペット同伴者対策」(地震-79)による。

第６節 災害救助法関連業務

一定規模以上の災害は、被災者の救助、救援費用について災害救助法（以下「救助法」という）により財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに救助法の適用を県知事に求め、救助法に基づく業務に着手する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎災害救助法が速やかに適用されるように、被害の把握及び認定等を迅速かつ的確に行う。

１．救助法の適用申請

実施担当	本部班

町（本部班）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を町長に報告するとともに知事（県民センター県民福祉課経由）に報告する。

(1) 適用基準

人口が３万～５万人の区分に該当する本町では、町域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、60 世帯以上に達した場合に適用される。
2) 県内の滅失世帯の数が 2,000 世帯以上に達する場合であって、町の滅失世帯の数が 30 世帯以上に達する場合に適用される。
3) 県内の被害世帯の数が 9,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、被害家屋認定調査及びり災証明に基づき（第２節 第２ ２ (3) 「2) 被害家屋認定調査及びり災証明」（地震-49）参照）、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。

1) 全壊（全焼・流失）住家１世帯は、滅失世帯数１
2) 半壊（半焼）住家１世帯は、滅失世帯数１／２
3) 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家１世帯は、滅失世帯数１／３

２．救助法適用事務

実施担当	各班、消防本部

(1) 実施機関

救助法適用事務は知事が実施し、町長は知事を補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、迅速に実施するが必要があるときは、事務の一部を町長が実施し、速やかにその内容を知事に報告する。

なお、事務の一部を町長が行うこととした場合、知事は事務の内容と期間について町長に通知する。

(2) 町長が実施する場合の担当班

町長が実施する場合は、阿見町災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。各担当班は、救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、救助法の適用、町長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難班】
2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給【商工班】
3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【商工班】
4) 医療及び助産【医療対策班】
5) 被災者の救出【消防本部】
6) 学用品の給与【避難班】
7) 埋葬【町民班】
8) 遺体の捜索及び処理【消防本部、情報班】
9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【建築班】
10) 応急仮設住宅の供与【建築班】
11) 被災住宅の応急修理【建築班】
12) 生業に必要な資金の貸与【福祉班】

(3) 救助法事務の実施基準

救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

【資料編　災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第７節 応急復旧・事後処理

第１ 建築物の応急復旧

余震等で建築物の倒壊や宅地の崩壊が発生し、二次災害とならないよう、建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに行う必要がある。

また、被災者の住宅を速やかに確保し、被災家屋の解体によるがれきの抑制等にも対応するには、家屋の修理、賃貸住宅の借り上げによる応急住宅の確保等、柔軟に対応することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
◎応急危険度判定の優先順位を明確にして、災害発生から２週間程度で終了させる。
◎地震発生から 20 日以内に着工し、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につなげる。

１．被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築班

町（建築班）は、応急危険度判定実施本部を設置し、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などを行う。

被災建築物応急危険度判定士は、茨城県建築士会等に派遣を求める。確保が困難な場合は、県に要請する。また、被災宅地危険度判定士は、県を通じて派遣を要請する。

判定士は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（(財) 日本建築防災協会発行)、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づいて判定し、結果を当該物件のわかりやすい位置に表示する。

２．住宅の応急修理

実施担当	建築班、県

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長はこれを補助する。

(1) 対象は、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯とする。
(2) 修理の範囲は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。
(3) 修理の時期は、災害発生から１月以内の完了とする。
(4) 資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

３．応急仮設住宅の建設

実施担当	建築班、県

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長はこれを補助する。

(1) 対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象とする。

入居者の選定にあたっては、災害時要援護者や困窮度を考慮する。

(2) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に報告する。

また、総合相談窓口や避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

(3) 用地の確保

建設用地は、国、県又は町の公有地（候補地：文化会館建設用地）とし、不足する場合は、民有地の所有者と賃貸契約を締結する。

用地選定にあたっては、交通、衛生、災害環境等に配慮する。

(4) 建設

仮設住宅は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

借り上げによる場合は、県から提供される借上住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報等を活用する。

(5) 管理

町（建築班）は、管理者である県に協力するとともに、入居者の自治組織づくりを支援し、仮設住宅地の自治管理を促進する。

また、入居者の交流や女性等に配慮して以下の対策を推進する。

1) 入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れる集会施設の設置、運営の支援
2) 様々な不安・悩み・ストレスの相談窓口や女性に対する暴力等の予防策の啓発

４．住居障害物の除去

実施担当	建築班、県

被災により居室・炊事場・玄関等に土石・竹木等の障害物が流入又は残留し、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して、災害救助法に基づく住居障害物の除去を行う。

第２ 土木施設の応急復旧

土木施設は、利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に応急復旧を行う必要がある。このため、地震発生直後から、各施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止や救助・救援対策の効果等を考慮しながら、応急措置、復旧順位等を検討することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎二次災害防止のため、道路の点検、応急措置等を以下のとおり行う。

・幹線道路は、24 時間以内に状況を把握し、２日以内に交通規制、３日以内に応急措置を実施。

・幹線道路以外は、５日以内に状況を把握し、２週間以内に応急措置を実施。

◎２日以内に河川の被災状況を把握し、二次災害のおそれがある場合は３日以内に応急措置を行う。

１．道路の応急復旧

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路㈱、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

(1) 道路の応急措置、復旧

各道路管理者は、パトロールカー等での巡視、他の道路管理者、地域住民等からの道路情報の収集に努める。また、収集した情報から被害状況を把握し、交通規制、広報、必要に応じて迂回路を選定、確保する。

被災した緊急輸送道路（→第４節・第２「１.緊急輸送道路の確保」（地震-62）参照）を優先し、建設業協会等と連携して、速やかに復旧する。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は、緊急輸送道路を優先して除去を行う。

２．その他土木施設の応急復旧

実施担当	土木班、農業班、霞ヶ浦河川事務所、竜ヶ崎工事事務所、県南農林事務所、土地改良区

地震により河川、砂防施設、農業施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を推進し、被害の拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川、砂防施設の応急復旧

1) 河川施設

霞ヶ浦河川事務所及び竜ヶ崎工事事務所は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による被害拡大防止措置を講じるとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等は、故障、停電等により運転不能となった場合、土のう、矢板等による応急締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

2) 砂防施設

町（土木班）及び竜ヶ崎工事事務所は、急傾斜地崩壊防止施設等の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

3) 流下障害物の除去

町（土木班）及び竜ヶ崎工事事務所は、河川や霞ヶ浦等における流下障害物の状況を把握する。

土石流等の二次災害の危険性がある場合は、国と連携して、障害物の除去や排水等を行う。

(2) 農業用施設の応急復旧

1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区及び町（農業班）が点検を行う。

農道については町（土木班、農業班）、県南農林事務所、竜ヶ崎工事事務所及び土地改良区が通行の危険等の確認、点検を行う。

2) 用水の確保

土地改良区及び町（農業班）は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3) 排水の確保

土地改良区及び町（農業班）は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4) 農道の交通確保

町（土木班、農業班）は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第３ ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、電話等のライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を確保する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》
○地震直後に、給水区域内の漏水箇所を把握する。
○地震発生から３時間以内に情報収集、下水道施設の点検、調査を開始する。

１．上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班

(1) 作業体制の確保

町（水道班）は、作業体制確保のため、以下を行う。

1) 断水地域および戸数、道路被害情報、交通情報、電気・通信障害に関する情報、並びに関連業者の被害状況等を、関連各部の協力を得て情報収集する。
2) 送配水管路関係調査（給水施設を含む。）及び浄水施設、配水場および取水施設等の施設関係調査を迅速に行う。
3) 町指定工事店の協力を得て、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧

町（水道班）は、地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会 平成25年３月改訂）に基づき、重要施設（医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等）を優先して応急復旧を行う。

1) 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
2) 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。
3) 削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合、県に調達を要請する。

(3) 住民への広報

町（水道班）は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民に広報する。

２．下水道施設の応急復旧

実施担当	水道班

(1) 作業体制の確保

町（水道班）は、作業体制確保のため、以下を行う。

1) 管路、ポンプ設備、処理施設等のシステム全体について速やかに被害状況を把握する。
2) 水道班は、施工業者等の協力を得て、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被

害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧

町（水道班）は、次の通り応急復旧作業を実施する。

1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設、終末処理場の機能が停止した場合は自家発電により運転し、排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応に努める。

(3) 住民への広報

町（水道班）は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民に広報する。

３．電力施設の応急復旧

実施担当	本部班、東京電力㈱

東京電力㈱は、防災業務計画に基づき、電力施設を防護し、被災地の電力需要を考慮して電力供給を継続する。

町（本部班）は、東京電力㈱と連携して次の対策を推進する。

(1) 災害応急対策の協力

1) 電力施設の被害状況等の収集、提供
2) 被害状況、復旧状況の住民への広報
3) 応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供

(2) 優先復旧等

1) 応急工事にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。
2) 災害の拡大に対する円滑な防災活動のため、消防や警察等から要請があった場合は、送電停止等の危険予防措置を講ずる。

４．電話施設の応急復旧

実施担当	本部班、東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクテレコム㈱

ＮＴＴ各社、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクテレコム㈱は、防災業務計画に基づき、電気通信施設の被害を最小限にくい止め、電話の早期復旧や代替サービス等の提供を図る。

町（本部班）は、電気通信事業者と連携して次の対策を推進する。

(1) 災害応急対策の協力

1) 電気通信施設の被害状況等の収集、提供
2) 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報

3）応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供

⑵ 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、各電気通信事業者に対し、優先的に復旧するよう要請する。

５．都市ガス施設の応急復旧

実施担当	東部ガス㈱、東京ガス㈱

各都市ガス会社は、次の対策を行う。

⑴ 災害応急対策の協力

1）都市ガス施設の被害状況等の収集、提供

2）被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報

3）応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供

⑵ 都市ガス停止時の代替措置

被害が甚大な場合、防災上重要な施設を優先的に点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

1）需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給も含めた供給方法を想定しておく。

2）一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

⑶ 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、優先的に復旧するよう努める。

第４ 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策

大きな地震が発生し、町域で多数の家屋が被災した場合には、被災家屋の解体・撤去により、町の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれきが発生する可能性があるため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

また、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○災害発生から 48 時間以内に災害廃棄物量を地区別に推定する。その後、仮置場への受入れに着手する。

◎災害発生から 12 時間以内に避難者数を把握し、仮設トイレを調達する。

○大規模な感染症により、防疫が必要となった場合は、町、県、警察、消防、医療機関等が連携して、感染拡大を防止する。

◎災害時の公害の状況を的確に把握し、正確な情報を住民に伝える。

◎原発事故の場合、放射性物質が町に到達するまで数時間から数日と想定し、屋内退避を行う。

１．ごみ処理

実施担当	廃棄班

(1) 排出量の推定、処理計画

町（廃棄班）は、災害時のごみを、被災物として排出されるもの（被災家屋の解体がれき、家財等）と生活により発生するものとに区分し、それぞれの排出量を推定して処理計画を策定する。

(2) ごみ処理の方針

災害発生時のごみ処理は、次の方針で行うこととする。

1) 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
2) 避難所・医療施設等を最優先で収集する。
3) 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
4) 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低いごみについては、仮置場（候補施設：霞クリーンセンター）に搬送するなどして、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。
5) 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

(3) ごみ処理体制の確立

1) 焼却処理施設、破砕処理施設その他のごみ処理施設及び収集車その他の器材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
2) 「ごみ量」が、町の収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
3) 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(4) 広報

ごみ処理対策の実施にあたっては、広報紙等を通じて事前に住民・事業所等の協力を要請すると

ともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。

２．し尿処理

実施担当	廃棄班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合

(1) し尿処理排出量の推定

町（廃棄班）は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行う。

また、町内各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

(2) 作業体制の確保

町（廃棄班）は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 下水道区域の対策

下水道や集落排水の被災地区（断水地区を含む）では、被災状況により、水洗トイレの使用制限の協力を求め、し尿の推定排出量に応じた対策を講じる。

1）避難者対策

避難所のトイレが使用できない場合､避難者数に応じて仮設トイレを確保し､し尿収集を行う。また、消毒剤等を確保し、避難所運営職員と協力して、仮設トイレの衛生状態を維持する。

2）在宅者対策

家屋等に居住する住民のし尿は、ごみとして回収することを検討する。この場合、居住者数を把握して、収集・処理体制を確保し、住民等に協力を要請する。

① 住民等に簡易トイレ等の利用、排出場所の衛生管理の協力を求める。

② し尿の排出場所は、既存のごみ集積所以外の場所を指定する。

(4) 下水道未整備区域等の対策

くみ取りトイレについては、在宅者を優先して収集体制を早期に確保する。また、避難等により不在の家屋、倒壊や焼失した家屋についても、防疫に留意して、早期に回収する。

(5) 応援体制等

町（廃棄班）及び龍ヶ崎地方衛生組合は、し尿の収集・処理に必要な人員、運搬車両、処理施設等の確保にあたり、対応能力が不足する場合には、市町村相互応援協定に基づく応援要請を行う。

３．防疫

実施担当	環境班、医療対策班、土浦保健所

町（環境班、医療対策班）は、土浦保健所と連携して次の対策を行う。

(1) 防疫組織の設置

防疫班を組織するとともに、土浦保健所から必要な情報提供や指導を受ける。

⑵ 防疫措置情報の収集・報告

警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、土浦保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所との連絡を密にする。

⑶ 防疫計画の策定

地理、環境、過去の被害状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

⑷ 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県などの協力を求める。

⑸ 防疫措置等の実施

防疫班は、次の活動を行う。被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

1) 被害状況の調査および指導
2) 検病調査
3) 避難所での防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
4) 井戸水の消毒指導
5) その他の防疫措置に必要な事項

⑹ 食品衛生指導

土浦保健所の食品衛生監視員により、避難所、仮設住宅及び食品製造所などにおける食品衛生の監視、指導を行うとともに、必要に応じて弁当等を検査する。

衛生指導にあたっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

⑺ 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

⑻ 記録の整備及び状況等の報告

防疫班は、関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を土浦保健所長に報告する。

⑼ その他

必要に応じて、薬剤師会等に、医療ボランティアによる消毒指導等を要請する。その他、災害防疫実施要綱（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）により実施する。

４．環境保全対策

実施担当	環境班、県

(1) 環境監視

県や関係機関と連携して、有害物質取扱事業所の管理者等から有害物質を取り扱う施設が被災し、有害物質の漏出等がないか状況把握を行う。

(2) 二次災害の防止

有害物質が漏出した場合は、原因者が対策を実施するが、町でも被災状況を把握し、県へ回収・拡大防止、原因調査や二次災害の防止の指導等を要請する。

住民に危険が及ぶ場合は、避難措置をとるとともに、広報車等で速やかに周知する。

(3) 建築物解体における措置

建築物の解体工事によって生じる粉塵やアスベストの飛散を防止するため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省、平成 19 年）に基づいて、飛散防止措置を行う。

(4) 放射能対策

東海第二原子力発電所等の状況を把握する。事故等が発生した場合は、空間放射線量のモニタリングを開始し、結果を住民等に広報する。

その他、必要に応じて、避難、健康対策、風評被害対策、除染等を実施する。

５．動物対策

実施担当	環境班、県

町（環境班）は、飼い主の被災等によりペットが放浪した場合、県動物指導センターと協力して保護する。

危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

死亡した家畜は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。

第５ 行方不明者の捜索・遺体の処理

多数の死者が発生した場合には、遺体の身元確認、検案等の実施体制の確保が困難となること、また、火葬場に支障が生じた場合には、町の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となること等から関係機関との協力の下、速やかな対応が必要となる。

また、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかなりの時間を要することから、夏期は衛生状態を良好に保つ等、混乱状態のなかでも死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮して対応する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎消防、警察、自衛隊、消防団、自主防災組織等が協力し、行方不明者の発見、収容等を速やかに行う。

○災害発生から１日以内に遺体安置所を設置する。

１．行方不明者の捜索

実施担当	町民班、牛久警察署

町（町民班）、警察署は、行方不明者情報を整理、共有する。また、消防本部、消防団、行政区、自主防災組織等をはじめとする地元のボランティア等と協力して行方不明者を捜索する。十分な対応ができない場合は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

周囲の事情等から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。発見した遺体について、身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡し、身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。

２．遺体の処理・埋火葬

実施担当	町民班、牛久警察署、県、稲敷医師会、牛久市・阿見町斎場組合

災害救助法が適用されたときは知事が実施し、町長はこれを補助する。

(1) 遺体の安置等

遺体が多数の場合、町（町民班）は、関係者が遺体の検視・検案及び一時保存並びに遺族への引き渡し等を円滑に行うための遺体安置所（候補施設：町民体育館）を開設し、次の実施体制を確保する。

1) 警察による検視、身元確認
2) 医師による検案
3) 葬儀業者による遺体の洗浄、一時保管等
4) 町による埋火葬許可証の交付

(2) 遺体の埋火葬

災害による混乱等で埋葬が困難な場合や遺族がいない場合は、町が埋火葬を行う。

1) うしくあみ斎場の火葬能力を上回る遺体がある場合は、市町相互応援協定先や県に、広域火葬を要請する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を依頼する。

2) 身元不明時の措置

身元の判明しない遺骨は、町内の納骨施設、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

【地震災害編】

第３章 災害復旧・復興計画

第１節 被災者生活の安定化

第１ 義援金の募集及び配分

多くの人々が生命又は身体に危害を受けた場合、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が混乱に陥る可能性がある。このため、関係機関と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等により、被災者の自立的生活再建を支援する。

実施担当	情報班、福祉班

(1) 義援金の受付と保管

町（情報班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。

(2) 義援金の配分

町（福祉班）は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受付団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

町（福祉班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

第２ 支援金等の支給・貸付等

被災者の自立的生活再建支援措置については、被災地以外へ避難等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。被災者の自立再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図る必要がある。

１．被災者生活再建支援金の支給

実施担当	福祉班、県

一定規模以上の災害では、被災者生活再建支援法が適用され、住宅が全壊又は大規模半壊した被災者に支援金が支給される。

町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に報告する。なお、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができる。

(1) 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する書類については、被災者からの請求に基づき、担当部署に発行を依頼する。

1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
2) り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類の確認、とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支援金の支給

支援金の支給は、被災者生活再建支援法人が審査し、決定する。被災者生活再建支援法人は、申請者に通知書を交付し、口座振り込みにより支給する。

町は、口座振り込みができない申請者に対して、被災者生活再建支援法人からの委託により、現金で支給する。

２．災害弔慰金の支給等

実施担当	福祉班、県

(1) 災害弔慰金の支給

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

【資料編　阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例】

(2) 災害障害見舞金の支給

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

【資料編　阿見町災害見舞金支給条例】

(3) 災害援護資金の貸付

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

阿見町災害見舞金支給条例、茨城県災害見舞金支給要綱に基づき、一定規模以上の災害について、被災者に災害見舞金を支給する。

３．生活福祉資金の貸付

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、阿見町社会福祉協議会が窓口となって、民生委員・児童委員の協力により生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び福祉資金の住宅の改築、補修等に必要な経費の貸付対象としない。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び教育支援資金修学資金、緊急小口資金に限り貸付対象とすることができる。

また、生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが，災害援護資金の貸付を受けている又は受けようとしている世帯は住宅補修費の貸付対象とならない

なお、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要となる経費等の貸付をする生活復興支援資金が生活福祉資金の特例措置として講じられている。

４．母子寡婦福祉資金の貸付

実施担当	福祉班

母子及び寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

なお、母子福祉資金その他の公的資金の貸付を受けている世帯や、生活保護を受けている世帯は、生活福祉資金の貸付けの対象になる資金に制限がある。

５．農林漁業復旧資金

実施担当	農業班

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、関連法令等に基づき融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

条例で指定された災害について、次の資金を融資する。

1) 被害農林漁業者に対し、資機材等の購入資金や農林漁業の経営資金（第２条第 12 項）

2) 被害組合に対し、被害を受けたために事業運営に必要となった資金（第２条第 13 項）
3) 被害農業者等に対し、指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金（第２条第 14 項）

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

(4) 農業災害補償
農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

６．中小企業復興資金

実施担当	商工班

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報
中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知
県は、町、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置
一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

７．住宅復興資金

実施担当	建築班

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。
町は、県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第３ 租税及び公共料金の特例措置

被災者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るには、租税の徴収猶予、公共料金の特例措置等を積極的に推進する必要がある。このため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

１．租税等の特例措置

実施担当	調査班、福祉班

被災した住民や事業者等に対し、地方税法または町条例あるいは臨時の特例措置により、税・使用料等の納入に関して、期限の延長および減免措置を、それぞれの事態に応じて適時適切に講じる。

(1) 租税等の特例措置

1) 期限の延長（地方税法第 20 条の５の２）

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出または町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後２か月以内に限り、当該期限を延長する。

① 災害が広域にわたる場合は、本部長（町長）が職権により適用の地域および期限の延長日を指定する。

② その他の場合、災害がおさまった後、被災した納税義務者等による申請があったときは、本部長（町長）が納期限を延長する。

2) 徴収猶予（地方税法第 15 条第１項）

被災した納税義務者等が町税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その人の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

3) 滞納処分の執行の停止等（地方税法第 15 条の７第１項）

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および滞納金の減免等適切な措置を講じる。

4) 減免

住民の災害の状況に応じて、町税についての期限の延長、徴収猶予および減免の措置を実施する。また、国民健康保険制度等における医療費負担の減免および保険料の減免等を実施する。

(2) 保育料の減免等

阿見町保育料徴収規則に基づき、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(3) 介護保険における措置

阿見町介護保険条例に基づき、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険料を徴収猶予し、又は減免する。

２．その他公共料金等の特例措置

実施担当	日本郵便(株)、東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、東京電力(株)、東部ガス(株)、東京ガス(株)

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合等は、次の特例措置を行う。

1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付
2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除等

(2) 通信事業

東日本電信電話株式会社は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、「自動車携帯電話契約約款第 99 条」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

東京電力株式会社は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(4) ガス事業

東京ガス株式会社、東部ガス株式会社は、被害の状況を見て次の措置を行う。実施にあたっては、経済産業省もしくは関東経済産業局の認可を必要とする。

1) 臨時のガス工事費の免除
2) ガス料金支払い期限の延長
3) 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

第４ 雇用対策

災害により離職を余儀なくされた者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの対策を推進するが、これらを効率的に行うため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

１．離職者への措置

実施担当	商工班、土浦公共職業安定所

土浦公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者への早期再就職のあっせんを行うものとする。

町は、これに協力して広報や案内を行う。また県は、土浦公共職業安定所と連携して、再就職を支援する。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域に、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
(3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。
(4) 災害対策等の労務需要がある場合は、労働者をあっせんする。

２．雇用保険の失業給付に関する特例措置

実施担当	土浦公共職業安定所

(1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

３．被災事業主に関する措置

実施担当	茨城労働局

国（茨城労働局）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第５ 災害公営住宅の建設等

被災者の恒久的な住宅を確保するため、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧の指導・支援を行い、居住の安定を図ることが重要である。

また、住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等を効果的に実施するとともに、貸付に関する情報提供、事務処理体制の迅速化を図ることも重要である。

実施担当	建築班

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が発生した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

町は、県の助言・指導のもと住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するなど建設計画を作成し、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

また、県の助言・指導のもと特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第２節 被災施設の復旧

被災した公共施設は、原形復旧か、再発防止の改良を行うか、選択する必要があり、被災原因等を正確、迅速に把握しなければならない。このため、調査、検討に必要な人材等を確保し、国をはじめとする関係機関と連携することが重要である。

１．災害復旧事業計画の作成

実施担当	関係各班、関係機関

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

1) 公共土木施設災害復旧事業計画
2) 農林水産業施設事業復旧計画
3) 都市災害復旧事業計画
4) 上・下水道災害復旧事業計画
5) 住宅災害復旧事業計画
6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
7) 病院等災害復旧事業計画
8) 学校教育施設災害復旧事業計画
9) 社会教育施設災害復旧事業計画
10) 復旧上必要な金融その他資金計画
11) その他の計画

２．災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

実施担当	各班、防災関係機関

町及び防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、速やかに査定が実施できるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
3) 公営住宅法
4) 土地区画整理法
5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7) 予防接種法
8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、著しく激甚な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

適用基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の２つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

３．災害復旧事業の実施

実施担当	各班、関係機関

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第３節 災害復興計画

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

１．事前復興対策の実施

実施担当	情報班、建築班、環境班

(1) 復興手順の明確化

町（情報班）及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにする。

(2) 復興基礎データの整備

町（建築班）及び県は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

(3) 復興拠点の整備

町（環境班）及び県は、本町の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校、公民館等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備や蓄電設備を事前に整備する。

２．震災復興対策本部の設置

実施担当	本部班、情報班、各班

(1) 震災復興本部の設置

町（本部班）は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

(2) 震災復興方針の設定

町（情報班）は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(3) 震災復興計画の策定

町（情報班）は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。震災復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行うものとする。

３．震災復興事業の推進

実施担当	各班、県

町（各班）は、県と連携して、各種震災復興事業を推進する。

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

1) 建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域を指定し、県の承認を受けその旨の告示を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

1) 専管部署の設置

震災復興に関する専管部署を設置する。

2) 震災復興事業の実施

震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

【地震災害編付編】

東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

【地震災害編付編】目　次

《東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画》

第１節 総則 …… 123
　第１ 計画の趣旨 …… 123
　第２ 計画の基本方針 …… 123
　第３ 防災責任者が実施する事務または業務の大綱 …… 123
第２節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 …… 129
　第１ 東海地震注意情報等の伝達 …… 129
　第２ 警戒体制の準備 …… 129
第３節 警戒宣言発令時の対応措置 …… 130
　第１ 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 …… 130
　第２ 警戒体制の確立 …… 132
　第３ 地震防災応急対策の実施 …… 132
　第４ 住民等のとるべき措置 …… 143

第１節 総則

第１ 計画の趣旨

「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード：８程度）が発生した場合、震度６弱以上と推定される市町村は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」に指定され、地震防災強化計画の策定等が義務付けられている。

東海地震が発生した場合、茨城県南部は震度５弱と予想され、阿見町は東海地震の警戒に関する応急対策は義務付けられていない。しかし、震度５弱程度でも、地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想され、警戒宣言が発令された場合の社会的混乱の発生も懸念される。

このため、阿見町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、茨城県地域防災計画の地震災害対策編 付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を踏まえ、東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画を策定する。

第２ 計画の基本方針

１．基本的な考え方

(1) 警戒宣言発令時においても、社会生活機能は極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置

2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置

（なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置もあわせて行う。）

(2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。

(3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから、対策の優先度を配慮するものとする。

(4) 地震発生後の災害応急対策は、阿見町地域防災計画（地震災害編）により対処するものとする。

２．前提条件

東海地震が発生した場合、阿見町の地域は、おおむね震度５弱と想定する。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第３ 防災責任者が実施する事務または業務の大綱

［警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。］

１．阿見町

名称	事務または業務の大綱
阿見町	(1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 避難の勧告・指示に関すること。 (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令に関すること。 (7) 要応急保護者の保護に関すること。 (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

２．茨城県

名称	事務または業務の大綱
茨城県	(1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

３．指定地方行政機関

名称	事務または業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
水戸原子力事務所	(1) 県内原子力施設、ＲＩ（放射性同位元素）施設の状況に係る情報収集に関すること。 (2) 放射線測定機器等の点検、確認など出動準備に関すること。
関東財務局	金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局	(1) 国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導に関すること。 (2) 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。 (3) 地震等による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。 (4) 医療救護班応援依頼への対応に関すること。 (5) 情報の収集と伝達に関すること。

名称	事務または業務の大綱
関東農政局	(1) 政府所有米穀の供給に関すること。 (2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。
関東森林管理局	国有林野の保全に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
関東東北 産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の保安の確保に関すること。 (2) 鉱山に関する地震防災応急対策及び応援対策に関すること。
関東運輸局	(1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。 (2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。 (3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。 (4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。 (6) 大規模地震対策特別措置法施行令第４条第９号、100号、122号及び171号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。
東京航空局	(1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。 (2) 航空機の運航の安全確保に関すること。 (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。
東京管区気象台	(1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。 (2) 警戒体制の確立に関すること。
関東総合通信局	(1) 地震災害警戒本部の設置に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 (3) 非常無線通信の運用に関すること。
茨城労働局	(1) 災害に係る情報の収集に関すること。 (2) 労働災害対策本部の設置に関すること。 (3) 労働災害防止対策に関すること。 (4) 労災保険給付に関すること。
関東地方整備局	(1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。 (2) 緊急輸送の確保助言に関すること。

４．自衛隊

名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊	(1) 部内外関係機関との連絡体制の強化に関すること。 (2) 災害派遣の準備(勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地)に関すること。 (3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備に関すること。

５．指定公共機関

名称	事務または業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社） 日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）	(1) 警戒宣言及び東海地震注意情報，東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 警戒本部の設置に関すること。 (3) 列車の運転規制に関すること。 (4) 旅客等の安全確保及び案内に関すること。
東日本電信電話株式会社（茨城支店） 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）	(1) 重要通信の確保に関すること。 (2) 警戒宣言等情報の伝達と周知に関すること。 (3) 地震災害警戒本部の設置に関すること。 (4) 地震防災応急対策に係る各種情報の収集・伝達に関すること。 (5) 災対機器の点検・整備及び非常配備に関すること。 (6) 応急復旧体制確立のための諸措置（要員，資機材及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）に関すること。 (7) 建設業界等の応援に係る確認と手配に関すること。 (8) 建物・施設等の巡視・点検と必要な防護措置に関すること。 (9) 工事中の施設に対する安全措置に関すること。 (10)その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）に関すること。
日本銀行 (水戸事務所)	(1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。 (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。 (4) 上記各事務にかかる広報に関すること。
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) テレビ、ラジオ、ＦＭ放送による情報の提供に関すること。 (2) 一般視聴者からの問合わせ相談に関すること。
東日本高速道路株式会社（関東支社）	(1) 災害防止に関すること。 (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。 (3) 災害時における利用者等への道路等の情報(案内)提供に関すること。 (4) 災害復旧工事の施工に関すること。
独立行政法人日本原子力研究開発機構（東海研究開発センター）	(1) 地震関連情報及び国・県の対応状況の把握に関すること。 (2) 防護活動本部の設置に関すること。 (3) 原子炉施設及び核燃料使用施設等の事故発生の未然防止に関すること。 (4) 災害時応援派遣要員・機材・車両配備等の準備に関すること。 (5) 緊急体制の確立及び緊急モニタリング（実施）の待機に関すること。 (6) 地震による放射線災害発生の防止対策に関すること。
日本通運株式会社	(1) 情報の収集・伝達に関すること。 (2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関すること。

名称	事務または業務の大綱
東京電力株式会社 （茨城支店）	(1) 電力の供給に関すること。 (2) 施設の保全に関すること。 (3) 避難誘導に関すること。 (4) 安全広報に関すること。
東京ガス株式会社 （日立支社）	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 都市ガスの供給に関すること。

６．指定地方公共機関

名称	事務または業務の大綱
茨城県土地改良 事業団体連合会	(1) 情報の収集・伝達に関すること。 (2) 各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関すること。
社団法人茨城県医師会 社団法人茨城県歯科医師会 社団法人茨城県薬剤師会 社団法人茨城県看護協会	救急医療活動体制の確立に関すること。
関東鉄道株式会社 社団法人茨城県バス協会 社団法人茨城県トラック協会	(1) バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関すること。 (2) 社有建造物・施設等の防災に関すること。 (3) 防災対策要員の輸送の協力に関すること。 (4) 救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関すること。 (5) その他震災対策に関すること。
東部瓦斯株式会社	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 都市ガスの供給に関すること。
社団法人茨城県 高圧ガス保安協会	(1) 情報の収集と伝達に関すること。 (2) 会員事業所の緊急出動体制の確立に関すること。 (3) 高圧ガス施設の点検、巡視に関すること。 (4) 高圧ガスの供給に関すること。
株式会社茨城新聞社	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関すること。
株式会社茨城放送	(1) 警戒対策本部の設置に関すること。 (2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関すること。
社会福祉法人茨城 県社会福祉協議会	防災ボランティアの活動体制の確立に関すること。

７．住民等

名称	事務または業務の大綱
公共的団体、防災上重要な施設の管理者	(1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。 (2) 自衛防災体制の確立に関すること。 (3) 災害発生の予防措置に関すること。 (4) 電話・自家用自動車の自主的制限による通信輻輳、交通混乱防止の協力に関すること。 (5) 町が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。 (6) 避難に関すること。
居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）	(1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。 (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。 (3) 初期消火の準備に関すること。 (4) 電話・自家用自動車の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。 (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。 (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。 (7) 社会秩序の維持に関すること。 (8) 避難に関すること。

第２節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第１ 東海地震注意情報等の伝達

東海地震に関連する情報は、観測データ及び発生の可能性を考慮し、下表の基準により気象庁が発表する。また、これらの情報は、気象庁 → 水戸地方気象台 → 県（防災・危機管理課）→ 阿見町（交通防災課）へと伝達される。

情報の種類		発表基準
東海地震に関連する調査情報［カラーレベル青］	定　例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ，「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
	臨　時	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等
東海地震注意情報［カラーレベル黄］		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震予知情報［カラーレベル赤］		東海地震が発生するおそれがあると認められ，「警戒宣言」が発せられた場合

なお、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは以下のような警戒宣言が発せられる。

> 大規模地震対策特別措置法に基づき，ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。
> 本日，気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され，２，３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。
> この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度６以上，その隣接地域では震度５程度の地震になると予想されます。また，伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。
> 強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は，速やかに地震防災応急対策を実施してください。
> 強化地域内の居住者，滞在者及び事業所等は，警戒態勢を執り，防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。
> なお，強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については，気象庁長官に説明させますから，テレビ，ラジオに注意してください。
> 平成　年　月　日　内閣総理大臣

第２ 警戒体制の準備

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて、速やかに対応できるように以下の措置を準備する。

(1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
(2) 東海地震災害警戒本部設置の準備
(3) 社会的混乱防止のための広報
(4) その他必要な措置の準備

第３節 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第１ 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

１．伝達系統

次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。）。

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統

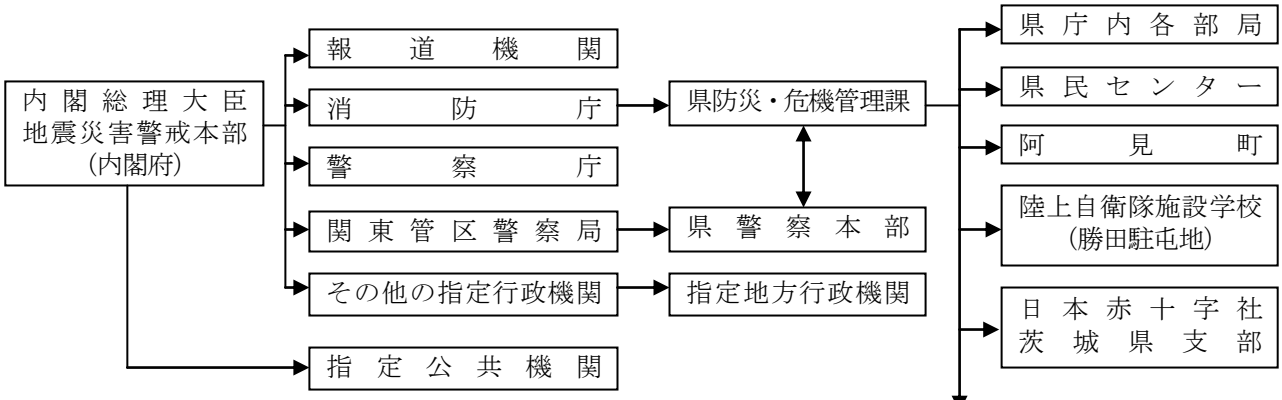

指定地方公共機関	
茨城県土地改良事業団体連合会	日立電鉄交通サービス株式会社
社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス株式会社
社団法人茨城県歯科医師会	社団法人茨城県バス協会
社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社
社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社
利根川水系県南水防事務組合	筑波学園ガス株式会社
飯沼反町水除堤水害予防組合	美浦ガス株式会社
茨城交通株式会社	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
関東鉄道株式会社	株式会社茨城新聞社
鹿島臨海鉄道株式会社	株式会社茨城放送
社団法人茨城県トラック協会	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
首都圏新都市鉄道株式会社	

(2) 東海地震予知情報伝達系統

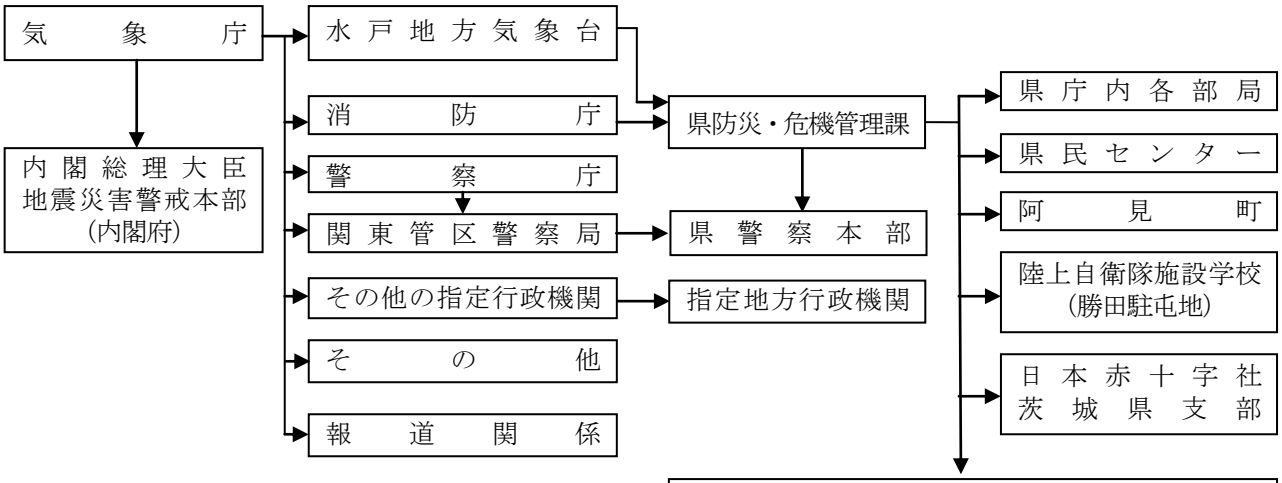

指定地方公共機関	
茨城県土地改良事業団体連合会	日立電鉄交通サービス株式会社
社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス株式会社
社団法人茨城県南歯科医師会	社団法人茨城県バス協会
社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社
社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社
利根川水系県南水防事務組合	筑波学園ガス株式会社
飯沼反町水除堤水害予防組合	美浦ガス株式会社
茨城交通株式会社	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
関東鉄道株式会社	株式会社茨城新聞社
鹿島臨海鉄道株式会社	株式会社茨城放送
社団法人茨城県トラック協会	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
首都圏新都市鉄道株式会社	

２．伝達事項

伝達事項は、警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言、その他必要と認める事項とする。

３．住民等に対する警戒宣言の周知

町は、警戒宣言の発令を了知した場合、住民等に対して警戒宣言を以下のとおり周知する。

(1) 町（総務部、消防本部）は、消防団及び警察署の協力を得て、警鐘（地震防災信号）、広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。また、行政区・自主防災組織等を通じて周知を図るものとする。

(2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第４条）

地震防災信号

警　　鐘	サ　イ　レ　ン
(5 点) 	(約 45 秒) 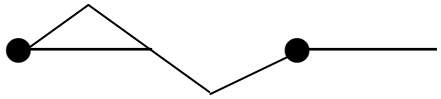 (約 15 秒)
備考　１　警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 　　２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第２ 警戒体制の確立

実施担当	本部班、消防本部、消防団、防災関係機関

警戒宣言が発令された場合、県、町及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等を設置して社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

なお、町は、警戒宣言の発令を了知した場合は、以下のとおり行う。

(1) 東海地震予知情報が発表された場合、町長は東海地震災害対策本部を設置する。

(2) 配備体制は、第１非常配備とする。（地震災害編　第２章　第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）参照）

第３ 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生するおそれがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、県、町、防災関係機関はもとより、一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

１．広報対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、防災関係機関

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施するものとする。

なお、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

県の広報内容に準ずるものとし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮する。

(2) 広報の実施方法

広報車の巡回、放送機関への放送依頼等によるほか、行政区・自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮する。

２．消防、水防対策

実施担当	土木班、消防本部、消防団、県、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所

警戒宣言が発令された場合、県、町及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川、湖沼の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策

1) 町の措置

町（消防本部）は、消防活動体制を確立するとともに、消防団及び防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策（以下の「県の措置」参照）の徹底が期せられるよう、広報または巡回点検など必要な措置を講ずる。

2) 県の措置

① 一般県民に対する措置

報道機関の協力を得て県民に対し、火気使用の自粛等による出火防止、初期消火及び危険防止（家具類、ブロック石塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）対策の実施について広報し、その推進を図る。

② 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

工業団地の事業所に対しては、町と緊密に連携し、安全の確保及び混乱防止のための地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛消防組織の配備等）の実施の推進を図る。

(2) 水防対策

1) 町の措置

町（土木班、消防本部）は、消防団及び関係機関と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

① 水防体制の確立
② 重要水防箇所の点検・監視
③ 水防資機材の点検・整備
④ 避難準備情報、避難の勧告・指示及び誘導
⑤ その他必要な措置

2) 県・国の措置

河川管理施設（ダムを除く）、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出動できる体制をとるものとする。

なお､河川法に基づく許可工作物である橋梁､排水機場等についても同様の措置をとるよう、工作物の管理者に対し指導する。

３．警備、交通対策

実施担当	県警察本部（牛久警察署）

県警察本部は、警戒宣言が発令された場合、交通混雑、犯罪並びに災害の発生を未然に防止するため、東海地震注意情報を受けた場合は、早期に必要な警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を実施する。

(1) 警備対策（警備体制）

1) 警察本部に警備本部、警察署に警察署警備本部をそれぞれ設置する。
2) 警備部隊の編成は、県警察本部部隊、警察署部隊とする。
3) 混乱の予想される場所の実態把握に努めるとともに、必要に応じ警備部隊を配置する。

(2) 交通対策（交通規制措置）

1) 交通規制の基本方針

① 緊急交通路を確保するため、関東管区警察局及び近隣都県と連携して、国道４号線、国道６号線、国道 51 号線及び常磐自動車道において、地震防災対策強化地域方面へ向かう一般車両流入抑制のための交通規制等を行う。

② 地震防災対策強化地域及びその隣接都県から本県に流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

2) 交通規制等の内容

警戒宣言が発せられた場合、国道４号線、国道６号線及び国道 51 号線の主要交差点、交通検問所等に警察官を配置し、交通整理、誘導、交通情報収集及び運転者に対する交通情報の提供等を行う。

3) 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を周知する。

① 走行中の車両は次の要領により行動する。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

４．危険物等施設対策

実施担当	消防本部、県、危険物等施設管理者等

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

第３節 警戒宣言発令時の対応措置

(1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

1) 施設の応急点検・監視及び修理
2) 危険物の流出及び出火防止措置
3) 必要に応じ運転（操業）制限または一時停止の措置
4) 自衛消防体制の確立
5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
6) 消防設備・資機材の点検・整備
7) 周辺住民の安全確保措置
8) その他必要な措置

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
5) 必要に応じ操業の制限または停止
6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

(3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
4) 火薬庫等施設の点検・整備
5) 防消火設備の点検・整備
6) 必要に応じ取扱作業の制限または停止

(4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

1) 貯蔵施設等の緊急点検
2) 巡視の実施
3) 充填作業、移し替え作業等の停止
4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
5) 東海地震予知情報の収集
6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

(5) 放射性物質施設

知事は、警戒宣言が発令されたときは、県公害技術センター、文部科学省水戸原子力事務所及び事業所に対し（原子力を含む。）、緊急モニタリング資機材の点検、緊急モニタリング計画の確認等を行い、緊急モニタリングの体制を確立するよう指示または要請する。

また、事業所の長は、原子力災害の発生防止対策を速やかに実施するとともに、その実施状況を知事及び関係市町村長に報告する。

５．公共施設対策

実施担当	水道班、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)、東部ガス(株)、東日本旅客鉄道株式会社、関東鉄道株式会社

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも、迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずる。

(1) 電話（東日本電信電話(株)）

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当せず、また東日本電信電話(株)（本社）が定めている「東海地震対策実施要領」の周辺地域にも該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

警戒宣言発令下の周辺地域内におけるＮＴＴの業務

業務内容等		記　事
ダイヤル通話		強化地域内及び周辺地域内の一般通話は、トラヒックの状況に応じて利用制限を行う。
手動通話	100 番通話	可能な限り取扱う。
	番号案内	同上
一般電報		強化地域へ向け発信される電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。 着信する電報は、配達の困難な場合、可能な限り電話により配達する。
営業窓口		臨時営業窓口を設置した場合は、可能な限り業務を取扱う。
サービスオーダー工事		所外：災害時優先電話等を優先して行う。 所内：一般加入者についても可能な限り行う。
故障修理		所外：災害時優先電話及び重要専用線等を優先して行う。 街頭公衆電話は可能な限り行う。 所内：一般故障についても可能な限り行う。
113 等の故障受付業務		可能な限り業務を取扱う。

(2) 電力（東京電力(株)）

電力供給を継続することを基本方針として、次の措置を行う。

1) 施設の保全

警戒宣言が発令されたときは、東海地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる項目の予防措置を講ずる。

① 東海地震予知情報に基づき、電力施設に対して、所定の表により特別巡視、特別点検、機器調整、その他の措置を講ずる。

② 仕掛り工事及び作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を所定の表により実施する。

2) 利用者対策等

① 避難誘導

発電所等への見学者，訪問者等に対して，関係市町村と連係のうえ，連絡ならびに避難方法の徹底を図る等的確な安全措置を講じる。

② 安全広報

ラジオ，テレビ等の報道機関を通じて，地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 上下水道

1) 上水道対策（水道班）

① 緊急貯水の実施

町は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。）

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

② 施設点検及び工事の中止

町は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。（このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。）

2) 下水道対策（水道班）

① 業務の方針	町、県は、警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。
② 人員・資機材の点検確保	勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。また、応急措置用資機材の点検整備を行う。
③ 施設の保安措置	東海地震予知情報に基づき、下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。また、工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
④ 危険物等に対する保安措置	石油類危険物等、塩素ガス等、消火ガス、化学薬品等取扱施設に対する保安措置を適切に行う。

(4) 都市ガス（東部ガス(株)、東京ガス(株)）

警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の二次災害未然防止、または軽減を図るための措置を的確に講じ得るよう、次の警戒体制を確保するものとする。

1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給は継続する。

2) 人員、資機材等の確認整備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制に入る。また、復旧工事用資機材及びその輸送のための車両の確認整備を行う。

3) 施設等の保安措置

緊急遮断装置、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行い、保安通信設備の通信状態確認及び必要な統制を行う。

また、工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じるほか、その他防災上重要な施設について、巡視、点検検査を行う。

4）警戒宣言時の需要家に対する広報

① 広報の内容

ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達

イ 引き続きガスを供給していること

ウ ガス器具の使用方法、ガス栓及びマイコンメータの取り扱い方法

エ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法

オ 地震が発生し、ガスの供給が停止した場合のガスについての注意等

② 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報に係わる協力を要請する。

(5) 鉄道輸送（東日本旅客鉄道株式会社）

1）警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達

① 部内及び運転中の列車等には「水戸支社地震防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に定める伝達ルートに基づき伝達する。

② 旅客等への伝達

ア 駅においては，駅内放送及び掲示により伝達する。

イ 車内の旅客に対しては，乗組員が列車の運転状況を放送または案内をする。

2）列車の運行措置

① 東海地震注意情報を受けたときの運転規制

域外影響圏のＡ地域内（防災業務計画に定める地域で，本県では常磐線取手から牛久までの範囲）を運転する貨物列車は原則として抑止等を行う。

② 警戒宣言が発令されたときの運転規制

Ａ地域内を運転する列車の速度は，時速65㎞以下とする。Ｂ地域は、運転規制を行わない。

3）混乱防止措置

① 広報

運転計画の概要の周知，旅行の自粛，時差退勤等の呼びかけを行うため，報道機関に報道を依頼するとともに，必要に応じ防災関係機関に運転状況等を連絡する。

② 運転規制区域の駅及び主要駅の措置

各駅は，駅内放送及び掲示により，旅客等に次の事項について周知徹底を図る。

ア 列車の運転状況

イ 旅行中止のしょうよう

ウ 車券類の発売制限

エ 旅客の避難，誘導状況

オ その他必要な措置

(6) バス輸送（関東鉄道株式会社）

異常気象時処理要項に基づき次の措置を講ずるものとする。

1）対策本部の措置

情報の収集・伝達，道路状況及び運行状況の把握，また，状況の変化に応じ逐次指示，注意を与える。

2）対策支部の措置

運転中における乗務員との連絡（貸切乗務員はハンドブック携行），運転上必要な注意，運転中止の時期及び復旧の時期

６．教育、医療、社会福祉施設対策

実施担当	避難班、学校長等、医療機関、社会福祉施設

(1) 教育

1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

① 警戒宣言の内容の周知徹底

ア 町長は、町教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、町（避難班）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

② 児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

ｱ) 警戒宣言が発令されたときは、授業または学校行事を直ちに打ち切る。

ｲ) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

ｳ) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡を取り、原則として直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

種 別	内 容
幼 稚 園	緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。
小中学校	緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。保護者が不在等の場合は連絡カードを活用してあらかじめ定められた近隣住民に引き渡す。
特 別 支援学校	スクールバスで通学している児童生徒等については、緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。スクールバス以外で通学している児童生徒等については、保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 寄宿舎に入舎している児童生徒等については、寄宿舎に帰して保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。
そ の 他	幼稚園、小学校及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校（園）において一時保護し、直接保護者に引き渡す。

ウ 登下校中または在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

ｱ) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

ｲ) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・

薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ　二次災害の防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

ウ　消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

エ　倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、転倒及び落下を防止する。

オ　非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

カ　薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④　教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保する。

⑤　学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア　校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ　校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ　教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ　校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

ｱ)　警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

ｲ)　児童生徒等の登下校の具体的方法

ｳ)　緊急連絡網の整備

2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて、適切に対処する。

2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置を講じる。

3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

(3) 社会福祉施設
1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
2) 情報の収集・伝達として、施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、阿見町東海地震災害警戒本部等に連絡を取り、正確な情報の収集及び伝達を行う。（特に通園施設、中でも保育所においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。）
3) 消火活動の準備のため、危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。
4) 救護活動の準備のため、救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。
5) 応急物資の確保のため、食料、飲料水等の確保を行う。
6) 安全指導
① 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。
③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設または避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

７．店舗等の対策

実施担当	不特定多数の者が利用する店舗等の管理者

不特定多数の者が出入りする店舗等の管理者等は、顧客、従業員等の混乱防止と安全確保を図る。主な措置は次のとおりとする。

(1) 自主防災体制の確立
(2) 顧客等への情報の伝達について、避難誘導の必要がある場合、従業員のための配備を完了した時点で実施
(3) 避難誘導の準備または実施
(4) 出火防止の措置
1) 火気使用の制限または中止
2) 火気使用器具、ＬＰＧボンベ、燃料タンク等の安全確認
(5) 防用設備、器具の点検及び使用準備
(6) 転倒及び落下防止の措置
1) 窓ガラス、看板等の建物の付属物
2) ロッカー、陳列棚、商品等
3) 薬品等の危険物
(7) 応急救護の準備
(8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛または業務の制限
(9) その他必要な措置

８．がけ崩れ等危険区域対策

実施担当	土木班、県

警戒宣言が発令された場合、県及び町は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

(1) 町及び県は、がけ崩れ等が予測される箇所の点検を行う。

(2) 県は、町に、避難勧告等を適切に行うよう指導する。

(3) 県及び町は、上記区域内で工事中のものがある場合は工事または作業関係者に対し、工事または作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置を行う。

９．生活物資対策

実施担当	商工班、県、関東農政局、関東経済産業局

警戒宣言が発令された場合、県、町は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第４ 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、本町地域内の住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止または被害軽減を図るため、自らまたは協力して必要な措置をとるとともに、町等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

１．家庭

(1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、町や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
(2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
(3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
(4) 火気の使用は自粛すること。
(5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
(6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
(7) 身軽で安全な服装になること。
(8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出用品及び救助用具の用意を確認すること。
(9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
(10) 自主防災組織は配置につくこと。
(11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

２．職場

(1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
(2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
(3) 火気の使用は自粛すること。
(4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
(5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
(6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
(7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
(8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第３「７．店舗等の対策」（地震-141）を参照のこと)
(9) 正確な情報の把握に努めること。
(10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
(11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

阿見町地域防災計画

【風水害編】

【風水害編】目　次

第１章 災害予防計画
第１節 治水計画 1
第１ 外水氾濫対策 1
第２ 内水氾濫対策 2
第２節 土砂災害防止計画 3
第１ 土砂災害危険箇所の把握 3
第２ 土砂災害防止対策等の推進 3
第３ 警戒・避難、二次災害防止体制の整備 4
第３節 交通計画 5
第４節 都市計画 6
第５節 文教計画 7
第６節 農地農業計画 8
第１ 農地計画 8
第２ 農業計画 8
第７節 情報通信設備等の整備計画 10
第１ 情報通信設備の整備 10
第２ 防災情報システムの整備 10
第３ アマチュア無線ボランティアの確保 10
第８節 災害用資材、機材等の点検整備計画 11
第９節 防災知識の普及 12
第１ 一般住民向けの防災教育 12
第２ 児童生徒等に対する防災教育 12
第３ 災害対策要員に対する防災教育 12
第１０節 防災訓練 13
第１ 総合防災訓練への参加 13
第２ 個別防災訓練の実施 13
第３ 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 13
第１１節 防災組織等の活動体制整備 14
第１ 自主防災組織の育成・連携 14
第２ 事業所防災体制の強化 14
第３ ボランティア組織の育成・連携 14
第１２節 災害時要援護者安全確保のための備え 15
第１ 社会福祉施設等の安全体制の確保 15
第２ 在宅災害時要援護者の支援体制の確保 15
第３ 外国人に対する防災体制の充実 15

第２章 災害応急対策計画 17
第１節 阿見町の災害対策組織 17
第２節 町職員の動員 18
第３節 気象情報等の収集・伝達 19
第１ 気象情報等の監視 19

第２ 警報等の伝達 20
第３ 通報等の伝達 22
第４節 災害情報の収集・伝達 23
第１ 被害情報の収集・調査・報告 23
第２ 情報のとりまとめ 23
第３ 茨城県等への報告 23
第４ 被災者台帳の作成 24
第５節 通信体制の確立 25
第６節 災害時の広報 26
第１ 広報体制の確立 26
第２ 報道機関への対応 27
第７節 救助・救急活動 28
第１ 救助・救急活動 28
第２ 消防応援 28
第８節 水防活動 29
第９節 災害警備 30
第１０節 交通対策 31
第１ 交通規制 31
第２ 道路の応急対策 32
第１１節 避難対策 33
第１ 避難勧告・指示 33
第２ 警戒区域の設定 34
第３ 避難の誘導 34
第４ 避難所の開設 34
第５ 避難所の運営 34
第６ 在宅避難者等への対応 35
第７ 避難所の閉鎖 35
第１２節 食料の供給 36
第１３節 生活必需品の供給 36
第１４節 応急給水 36
第１５節 災害時要援護者の安全確保対策 37
第１６節 建築物等の応急対策 38
第１ 被災宅地の応急危険度判定 38
第２ 住宅の応急修理 38
第３ 応急仮設住宅の建設 38
第１７節 応急医療 39
第１８節 防疫 39
第１９節 清掃対策 40
第１ ごみ処理 40
第２ し尿処理 40
第２０節 行方不明者の捜索・遺体の処理 41
第２１節 障害物の除去 41
第２２節 緊急輸送 41
第２３節 環境保全・動物対策 42

第１ 環境保全対策 42
第２ 動物対策 42
第２４節 応急教育・応急保育 43
第１ 児童生徒等の安全確保 43
第２ 応急教育 43
第３ 応急保育 43
第２５節 自衛隊の派遣要請・受入 44
第２６節 防災関係機関等への応援要請・受入れ 44
第２７節 農地・農業応急対策 45
第１ 農地 45
第２ 農業 45
第２８節 ライフライン施設の応急復旧 47
第１ 上水道施設の応急復旧 47
第２ 下水道施設の応急復旧 47
第３ 電力施設の応急復旧 48
第４ 電話施設の応急復旧 48
第２９節 災害ボランティア活動の支援 50
第３０節 被災者ニーズの把握・災害相談対応 50
第３１節 災害救助法関連業務 50

第３章 災害復旧・復興計画 51

【風水害編】

第１章　災害予防計画

第１節 治水計画

第１ 外水氾濫対策

実施担当	総務部、都市整備部

１．浸水想定区域における避難確保措置

町は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、水位等の伝達方法、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項及び災害時要援護者が利用する施設がある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、浸水想定区域が指定された区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、町広報紙、ハザードマップ等により住民へ周知する。

【資料編　災害危険区域一覧】
【資料編　要配慮者施設一覧】

２．避難確保計画の作成指導等

町は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下施設が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合には、水防法第 15 条の２～４の規定により、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に定めるとともに、施設の管理者・所有者に対して同法に基づく対策の実施を促進する。

施設の種類	施設管理者等の対策
災害時要援護者が利用する施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画の作成及び当該計画で定める避難訓練並びに自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。
大規模な工場等で、町の条例（※）で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの。 ※水防法施行規則の基準（延べ面積が１万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。

第２ 内水氾濫対策

実施担当	都市整備部

町（都市整備部）は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、水路、下水道等の整備を推進する。

第２節 土砂災害防止計画

第１ 土砂災害危険箇所の把握

実施担当	総務部、消防本部、竜ヶ崎土木事務所、自主防災組織

１．斜面造成宅地の危険箇所の指定等

県は、災害のおそれがある大規模な造成宅地の位置及び規模等を特定し、必要に応じて、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

２．土砂災害警戒区域の周知等

町（総務部）は、土砂災害防止法に基づいて作成した土砂災害ハザードマップを住民に周知する。

また、国土交通省令により、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

【資料編　災害危険区域一覧】

３．危険箇所のパトロール

町（総務部、消防本部）は、県や自主防災組織等と連携して、出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検して、地表や擁壁の状態等を把握し、必要な対策を講じる。

第２ 土砂災害防止対策等の推進

実施担当	都市整備部、県

１．防災工事の促進等

県は町と協力し、土砂災害危険箇所について、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定及び土砂災害防止措置等を推進する。

２．特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定開発行為の許可制、建築物の構造等の規制、必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

【資料編　阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則】

第３ 警戒・避難、二次災害防止体制の整備

実施担当	総務部、都市整備部

１．警戒避難体制の強化

町（総務部）は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が新たに指定された場合には、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を、本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、同区域内に、災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を定める。

２．斜面判定士の受入れ体制整備等

町（都市整備部）は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

３．被災宅地応急危険度判定制度の活用

町（都市整備部）は、斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地応急危険度判定士の育成に協力するとともに、派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

第３節 交通計画

実施担当	都市整備部、竜ヶ崎工事事務所

１．道路建設上配慮すべき事項

(1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
(2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の上昇に対し安全な高さをとる。
(3) 横断こう配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
(4) 路側、横断構造物、切土部において法面が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
(5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
(6) 排水側溝、路面水を速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠設備等を施す。

２．道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

３．雪害予防対策

各道路管理者は建設業界と連携し、大雪時における道路の通行障害の除去や安全対策を円滑に行うため、次の対策の実施に努める。

(1) 凍結防止剤、融雪剤等の備蓄又は調達体制の整備
(2) 除雪用の車両、要員、資機材等の確保及び運用体制の整備
(3) 倒木等による道路障害を防止するため、周辺樹木の所有者への伐採等の要請

第４節 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

実施担当	都市整備部

１．「整備、開発及び保全の方針」の充実

町は、都市計画法第６条の２に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

２．防火地域及び準防火地域の指定

地震災害編・第１章・第２節・第２・２「(1) 防火・準防火地域の指定」（地震-11）に準ずる。

３．建築基準法第 22 条に基づく区域指定

地震災害編・第１章・第２節・第２・２「(2) 屋根不燃化区域の指定」（地震-11）に準ずる。

４．都市計画事業の推進

町は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、都市計画事業を推進する。

第５節 文教計画

教育委員会は、学校長、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

実施担当	教育委員会、学校長

１．防災上必要な教育の実施

(1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

(2) 町は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識と技能の習得及び向上に努める。

(3) 町は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

２．防災上必要な訓練の実施

(1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

(2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

(3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

３．消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

教育委員会は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

４．学校等施設・設備の災害予防措置

教育委員会は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

(1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

(2) 校地等の選定・造成の際は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

５．文化財保護

町は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第６節 農地農業計画

第１ 農地計画

実施担当	生活産業部、県南農林事務所

１．ため池等整備事業

町は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を推進する。

２．湛水防除事業

県は、既存の用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

３．水質障害対策事業

県は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

４．地盤沈下対策事業

県は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために用排水施設の新設又は改修を行う。

第２ 農業計画

実施担当	生活産業部、県南農林事務所、茨城かすみ農業協同組合

１．情報対策等

(1) 気象警報等の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象警報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

２．資材の確保

県及び農業協同組合は、次の対策を推進する。

(1) 防除器具の整備
県等が有する病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等
災害の発生時に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等への備蓄を推進する。

(3) 飼料
災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

３．家畜対策

県及び町は、次の対策を家畜所有者に指導する。

(1) 低湿地畜舎周囲の土盛り排水路の整備
(2) 風水害を想定した家畜の避難場所確保
(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修

第７節 情報通信設備等の整備計画

第１ 情報通信設備の整備

実施担当	総務部、防災関係機関

情報通信設備の設置者は、風水害によるシステムの被害防止や迅速なシステムの復旧に備えて、システムの防災対策を十分に行う。

第２ 防災情報システムの整備

実施担当	総務部

地震災害編・第１章・第１節・第４「２．防災情報システムの整備」（地震-6）に準ずる。

第３ アマチュア無線ボランティアの確保

実施担当	総務部

地震災害編・第１章・第１節・第４「３．アマチュア無線ボランティアの確保等」（地震-6）に準ずる。

第８節 災害用資材、機材等の点検整備計画

実施担当	各部、防災関係機関

町、県、国及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実に行う。

第９節 防災知識の普及

第１ 一般住民向けの防災教育

実施担当	総務部、消防本部、県、防災関係機関

町、県、防災関係機関は、広報メディア等を活用した広報、教育活動を行い、一般向けの防災教育を推進する。なお、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。

１．普及すべき防災知識の内容

(1) 風水害時の危険性
(2) 家庭での予防・安全対策
(3) 注意報・警報発表時にとるべき行動
(4) 避難場所等での行動
(5) 早期避難の重要性と避難場所等及び避難路
(6) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
(7) 避難勧告，指示，準備情報の内容
(8) 自主防災組織等地域での防災活動
(9) 災害時要援護者への支援協力
(10) 大雪による被害と対策

２．普及啓発手段

地震災害編・第１章・第４節・第１・１「(2) 普及啓発手段」（地震-34）に準ずる。

第２ 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県

地震災害編・第１章・第４節・第１「２．児童生徒等に対する防災教育」（地震-35）に準ずる。

第３ 災害対策要員に対する防災教育

実施担当	各部、防災関係機関

地震災害編・第１章・第４節・第１「３．災害対策要員に対する防災教育」（地震-35）に準ずる。

第１０節 防災訓練

第１ 総合防災訓練への参加

実施担当	各部、防災関係機関、住民、事業所

地震災害編・第１章・第４節・第２「１．総合防災訓練」（地震-36）に準ずる。

第２ 個別防災訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関

１．避難訓練

地震災害編・第１章・第４節・第２・２「(1) 避難訓練」（地震-36）に準ずる。

２．非常参集訓練

地震災害編・第１章・第４節・第２・２「(2) 非常参集訓練」（地震-36）に準ずる。

３．通信訓練

地震災害編・第１章・第４節・第２・２「(3) 通信訓練」（地震-36）に準ずる。

４．水防訓練

町は、洪水が予想される時期の前に、重要水防箇所のある地区で水防活動を訓練する。
実施にあたっては、関係機関と緊密に連絡する。

第３ 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	消防本部、防災関係機関、自主防災組織、住民、事業所

地震災害編・第１章・第４節・第２「３．事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」（地震-37）に準ずる。

第１１節 防災組織等の活動体制整備

第１ 自主防災組織の育成・連携

実施担当	総務部、消防本部

地震災害編・第１章・第１節・第３「１．自主防災組織の育成・連携」（地震-3）に準ずる。

第２ 事業所防災体制の強化

実施担当	消防本部、総務部、県

地震災害編・第１章・第１節・第３「２．企業防災の推進」（地震-4）に準ずる。

第３ ボランティア組織の育成・連携

実施担当	阿見町社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会

地震災害編・第１章・第１節・第３「３．ボランティア組織の育成・連携」（地震-4）に準ずる。

第１２節 災害時要援護者安全確保のための備え

第１ 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	保健福祉部、県、社会福祉施設等の管理者

地震災害編・第１章・第３節・第５「１．社会福祉施設等の安全体制の確保」（地震-29）に準ずる。

第２ 在宅災害時要援護者の支援体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部、消防団、県、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、阿見町社会福祉協議会、介護サービス事業者

地震災害編・第１章・第３節・第５「２．　在宅災害時要援護者の支援体制の確保」（地震-30）に準ずる。

第３ 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	総務部、町民部、県、県国際交流協会、町国際交流協会

地震災害編・第１章・第３節・第５「３．外国人に対する防災体制の充実」（地震-31）に準ずる。

【風水害編】

第２章　災害応急対策計画

第１節 阿見町の災害対策組織

町及びその他の防災関係機関は、町域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中枢機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

実施担当	各班

(1) 設置・廃止の判断、通知等

1) 総務部長又は交通防災課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③総務部長の順に代決する。

2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、総務部長を通じて町長に打診する。

阿見町災害対策本部（風水害）の設置、廃止基準

設置基準	① 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき

(2) その他

本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議、本部の標識、情報連絡系統、現地災害対策本部等については、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずる。

第２節 町職員の動員

町及び各機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。

実施担当	各班

風水害が発生するおそれがあるときは、関連情報等に基づき、次の配備体制をとる。

風水害時の配備基準

種別	配　備　基　準	配備職員
注　意 配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (2) その他総務部長が必要と認めたとき。	交通防災課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。
警　戒 配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (2) 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき。 (3) その他総務部長が必要と認めたとき。	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。
第１非常 配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (2) 避難準備情報の発表基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね１/５を配備)
第２非常 配備体制	(1) 中規模の被害が予想されるとき。 (2) 避難勧告の発令基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	所属する職員のおおむね１/２をもって被害に対処する体制とする。
第３非常 配備体制	(1) 大規模な被害が予想されるとき。 (2) 避難指示の発令基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	全職員をもって被害に対処する体制とする。

(注) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準は、第11節 第１「避難勧告・指示」(風水害-33) を参照のこと。

その他、配備体制の決定、動員・参集、参集場所、参集時の留意事項、参集報告、職員の服務については、地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」(地震-39) に準ずる。

第３節 気象情報等の収集・伝達

応急対策を実施していく上で不可欠な、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

第１ 気象情報等の監視

実施担当	本部班、消防本部、防災関係機関

町及び防災関係機関は、気象情報、河川情報、警報の発表等を、防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視し、状況の把握及び予測を行う。

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準（茨城県南部・県南地域・阿見町）

種　　類		発　　表　　基　　準
気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が陸上で12m/s以上
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 (1) １時間雨量が30㎜ (2) 土壌雨量指数が87
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の基準に該当する場合。 (1) １時間雨量が30㎜ (2) 流域雨量指数基準が乙戸川流域＝５、花室川流域＝９
	大　　雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 24時間降雪の深さ10㎝
	風　　雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速12m/s 雪を伴う
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が陸上で20m/s以上
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 (1) １時間雨量が50㎜（浸水害） (2) 土壌雨量指数が109（土砂災害）

種　　類		発　　表　　基　　準
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 (1) １時間雨量が50㎜ (2) 流域雨量指数基準が乙戸川流域で８、花室川流域で16
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 24時間降雪の深さ30㎝以上
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるとときで、具体的には次の条件に該当する場合。 発平均風速20m/sで 雪を伴う
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 ※阿見町において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は以下のとおり。 (1) ３時間雨量が111㎜ (2) 48時間雨量が257 (3) 土壌雨量指数が193
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
土砂災害警戒情報		大雨警報発表中に、予測雨量等の計測値が県と気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき
記録的短時間大雨情報		１時間雨量100㎜

注１）発表基準欄に記載した数値は，県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり，気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注２）注意報・警報は，その種類にかかわらず，新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ，又は解除されるまで継続される。

注３）☆印は，気象注意報・警報に含めて行う。

第２ 警報等の伝達

実施担当	各班、防災関係機関

１．気象警報・注意報

阿見町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総務部長又は交通防災課長は、速やかに町長、副町長及び各部長にその旨を伝達する。

(1) 住民への伝達

町は、状況に応じて広報車の巡回等によりその旨を広報する。なお、特別警報が発表された場合は、緊急速報メール（エリアメール。避難情報を併せて伝達するものとする。）等を活用して速やかに住民等に伝達する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて行政区・自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

その他、大雪警報が発表された場合は、状況に応じて積雪、凍結、落雪等による被害に注意するよう呼びかける。

(2) 学校、社会福祉施設等への伝達

各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、福祉班は社会福祉施設への伝達を行う。

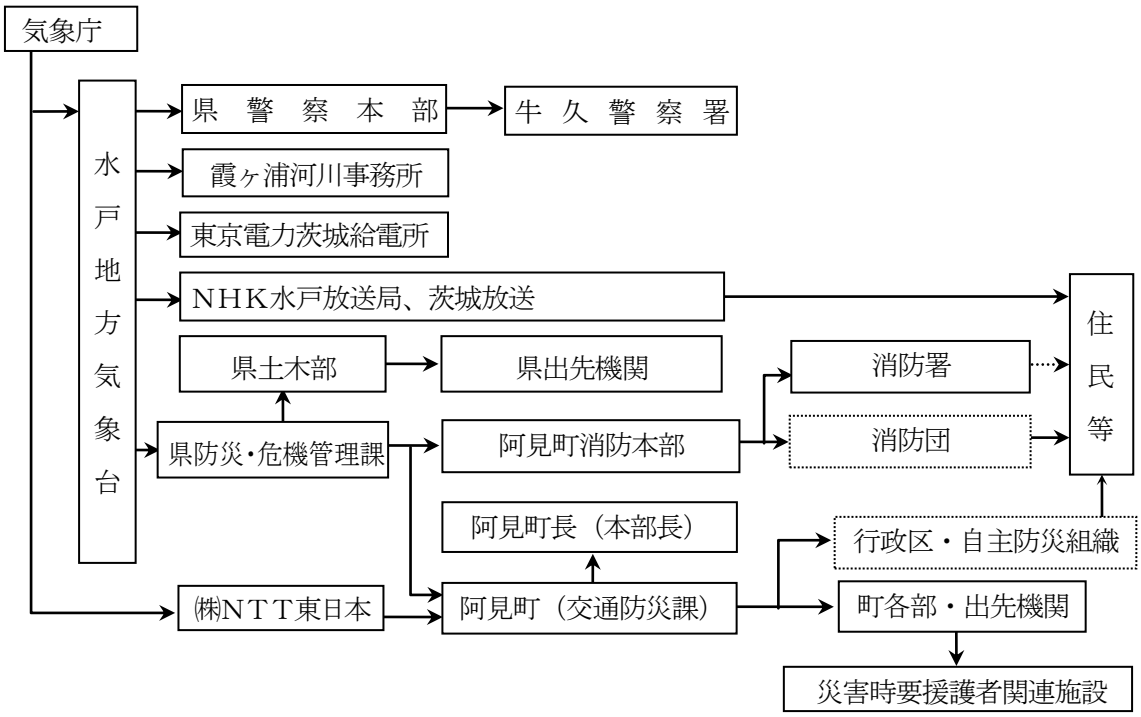

気象警報・注意報の伝達系統図

(3) 洪水予報・水防警報

町は、霞ヶ浦の水防警報が発表された場合、その旨を町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

また、霞ヶ浦の洪水予報が発表された場合、その旨を浸水想定区域内の住民や災害時要援護者関連施設の管理者等に連絡する。

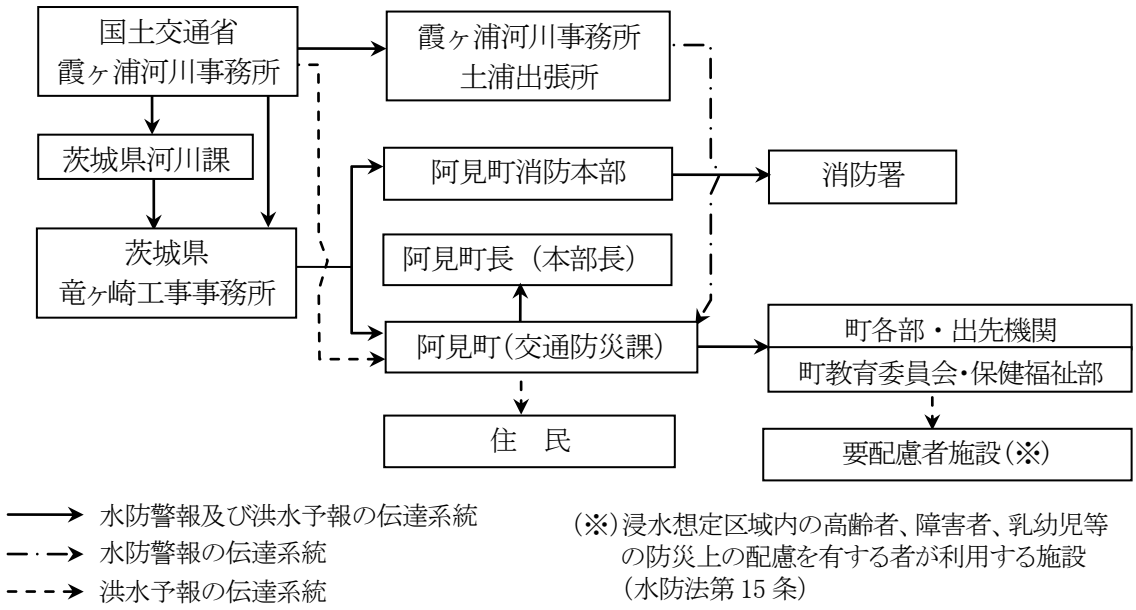

霞ヶ浦水防警報・洪水予報の伝達系統図

第３ 通報等の伝達

実施担当	本部班、牛久警察署

災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちにその旨を町長、警察官に通報する。また、住民等はこの通報の迅速な伝達に協力しなければならない。

また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、町長は水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。（災害対策基本法第 54 条）

第４節 災害情報の収集・伝達

災害の警戒段階から速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握する体制を確立する。

第１ 被害情報の収集・調査・報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章・第２節・第２「２．被害情報の収集・調査・報告」（地震-48）に準ずる。ただし、各地区の被害状況調査は、主に以下の事項を対象とする。

＜風水害の発生直後に把握すべき主な事項＞
(1) 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等）
(2) 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所）
(3) 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
(4) 避難状況
(5) 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
(6) 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
(7) 雪害（積雪による倒壊物等の発生箇所）
(8) 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
(9) 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水・積雪等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
(10) ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
(11) 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
(12) 重要施設（庁舎、消防署、指定避難所等）、危険物施設等の被害
(13) その他重大な被害

第２ 情報のとりまとめ

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章・第２節・第２「３．情報のとりまとめ」（地震-50）に準ずる。

第３ 茨城県等への報告

実施担当	本部班、消防本部

(1) 報告対象
本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「茨城県被害情報等報告要領」及び「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）」に基づき、県

災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。
＜県に報告すべき事態＞
1）町災害対策本部を設置したとき
2）災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
3）災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
4）がけ崩れ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
5）河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
6）報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

(2) 報告先
地震災害編・第２章・第２節・第２・４「(2) 報告先」(地震-50) に準ずる。
なお、風水害により死者又は行方不明者が生じたときは、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

第４ 被災者台帳の作成

実施担当	町民班

地震災害編・第２章・第２節・第２「５．被災者台帳の作成」(地震-51) に準ずる。

第５節 通信体制の確立

応急対策に必要な災害情報を、迅速かつ的確に伝達、共有するため、通信体制を確保する。

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章・第２節「第１　情報連絡体制の確保」（地震-45）に準ずる。

第６節 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。このため、報道機関と連携を密にし、災害時要援護者等へ配慮した広報に努める。

第１ 広報体制の確立

実施担当	本部班、消防団、阿見町社会福祉協議会、阿見町国際交流協会

１．広報内容

(1) 増水期（霞ヶ浦等の水位が上昇している時期）

1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
2) 台風・気象情報
3) 河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
4) 警報
5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
8) 公共交通機関の運行状況
9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
10) 避難情報（準備情報）

(2) 氾濫期（霞ヶ浦等が氾濫している時期）

1) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

(3) 応急期（霞ヶ浦等の氾濫が収まってきた時期）

1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
2) 医療機関の状況
3) 感染症対策活動の実施状況
4) 食料、生活必需品の供給予定
5) 災害相談窓口の設置状況
6) その他住民や事業所のとるべき措置

２．実施方法

地震災害編・第２章・第２節・第３の１「(2) 実施方法」（地震-52）に準ずる。

第２ 報道機関への対応

実施担当	本部班、情報班

地震災害編・第２章・第２節・第３「２．報道機関への対応」（地震-53）に準ずる。

第７節 救助・救急活動

浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第１ 救助・救急活動

実施担当	消防本部、消防団、自主防災組織

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

第２ 消防応援

実施担当	消防本部、消防団、自主防災組織

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

第８節 水防活動

実施担当	農業班、土木班、消防本部、消防団、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区

１．水防体制

霞ヶ浦河川事務所が霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、総務部長は速やかに町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動の指示を消防本部及び消防団に伝達する。

水防信号

信号	警鐘信号	サイレン信号	事　　項
第１信号	○休止○休止	５秒　15秒　５秒　15秒 ○－　休止　○－　休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第２信号	○－○－○ ○－○－○	５秒　６秒　５秒　６秒 ○－　休止　○－　休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	○－○－○－○－○ ○－○－○－○－○	10秒　５秒　10秒　５秒 ○－　休止　○－　休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動するべきことを知らせるもの
第４信号	乱　　打	１分　５秒　１分　５秒 ○－　休止　○－　休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

備考１　信号は適宜の時間継続するものとする。
　　２　必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。
　　３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

２．水防活動

(1) 巡視

消防本部は、消防団と連携して、河川、水路等の巡視を行い、随時本部に報告する。なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに報告する。

浸水箇所は、状況に応じて、消防ポンプ車による排水活動を行う。

(2) 施設の点検・操作

河川・水門・ため池等の管理者は、所管施設の点検、操作等を適切に行う。

３．決壊時の処置

(1) 通報

町長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を国、県及びはん濫が予想される方向の隣接市町村長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずる事態が予想される場合、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

第９節 災害警備

実施担当	牛久警察署

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序を維持する。

第１０節 交通対策

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路等の確保を行う。また、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

第１ 交通規制

実施担当	土木班、消防本部、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊

１．被災情報及び道路・交通情報の収集

(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域における道路の巡視、点検を行い、積雪や被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、町本部に報告する。

(2) 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

２．交通の安全確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第 46 条）異常気象時における道路通行規制要綱等に基づく通行規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、又は危険になると認められる場合に、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 道路交通法に基づく交通規制

公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険防止、交通の安全確保、交通の混雑防止のため、必要に応じて交通規制を行う。

(3) 災害対策基本法（第 76 条第１項）に基づく交通規制

公安委員会が災害対策基本法の規定に基づく交通規制を行う場合は、次の措置を講じる。

1) 周知

道路管理者と警察署は連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期のみ）などを住民等に周知する。

2) 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の３）

警察官は、通行禁止区域内で、災害応急対策に著しい支障を生じる車両等がある場合、その所有者等に対して、移動等の必要な措置を命じるか、自ら移動を行う。

警察官がその場にいない場合、自衛官又は消防職員はこの職務を行い、この場合、自衛官又は消防吏員（消防職員のうち階級を有する者）は、その旨を警察署長に通知する。

3) う回路対策

幹線道路等の通行規制を実施する場合は、道路管理者と警察署は連携して、う回路を設定し、う回誘導のための要員や看板等を配置する。

4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

警察署は、通行禁止区域の通行車両を確認し、指定行政機関、指定地方行政機関、町、指定公共機関及び指定地方公共機関等の緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

第２ 道路の応急対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

１．被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。また、県、国等の道路管理者から道路の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

２．道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合等の協力を得て、通行障害物の啓開、除雪等を行う。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、町、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

３．道路の応急措置

道路管理者は、次の措置を講じる。

(1) 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。

(2) 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

４．応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設業界と連携、協力し、災害時における障害物等の除去、除雪、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第１１節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図る。

第１ 避難勧告・指示

実施担当	本部班、牛久警察署、県、自衛隊

地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

なお、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域についてははん濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を指標とし、それぞれ避難勧告等を判断する。

また、判断にあたっては、これらの情報のほか、上流域の雨量、気象台や河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等も参考とし、総合的かつ迅速に行う。

その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と町長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる（災害対策基本法第 60 条）。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難準備情報	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・はん濫注意情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 ・県土砂災害警戒情報詳細情報が警戒Ｉに達したとき。
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・はん濫警戒情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は県土砂災害警戒情報詳細情報が警戒Ⅱに達したとき。

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき。 【浸水想定区域】 ・はん濫危険情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 ・特別警報（大雨）が発表されたとき。

（注１）県土砂災害警戒情報詳細情報の警戒Ⅰは「土砂災害発生の危険性がやや高い状態」、警戒Ⅱは「土砂災害警戒情報が発表される可能性がある状態」である。

（注２）土砂災害警戒区域については、県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報を活用し、危険度が高まったメッシュ付近の区域を避難対象とする。

第２ 警戒区域の設定

実施担当	本部班、消防本部、消防団、県、牛久警察署、自衛隊

地震災害編・第２章・第４節・第１「２．警戒区域の設定」（地震-59）に準ずる。

第３ 避難の誘導

実施担当	本部班、福祉班、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、学校・病院等

地震災害編・第２章・第４節・第１「３．避難の誘導等」（地震-59）に準ずる。

第４ 避難所の開設

実施担当	福祉班、避難班、避難所施設の管理者

地震災害編・第２章・第５節・第２「１．避難所の開設」（地震-77）に準ずる。

第５ 避難所の運営

実施担当	避難班、総務班、行政区、自主防災組織

地震災害編・第２章・第５節・第２「２．避難所の運営」（地震-78）に準ずる。

第６ 在宅避難者等への対応

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第５節・第２「３．在宅避難者等への対応」（地震-80）に準ずる。

第７ 避難所の閉鎖

実施担当	避難班

地震災害編・第２章・第５節・第２「４．避難所の閉鎖」（地震-80）に準ずる。

第１２節 食料の供給

災害により食料の確保が困難になった被災者等に、食料の応急供給を迅速に行う。

実施担当	商工班、農業班、避難班

地震災害編・第２章・第５節・第５「２．食料の供給」（地震-84）に準ずる。

第１３節 生活必需品の供給

災害により生活必需品の確保が困難になった被災者等に、生活必需品の応急供給を迅速に行う。

実施担当	商工班、避難班

地震災害編・第２章・第５節・第５「３．生活必需品の供給」（地震-85）に準ずる。

第１４節 応急給水

災害により飲料水等の確保が困難になった被災者等に、給水活動を迅速に行う。

実施担当	水道班、情報班

地震災害編・第２章・第５節・第５「１．応急給水」（地震-83）に準ずる。

第１５節 災害時要援護者の安全確保対策

災害時要援護者は自力で避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難なこと等により、危険な状態、不安な状態に置かれやすい。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、相談対応等、あらゆる段階で各要援護者の実情に応じて、安全を確保するとともに、必要な救助を行う必要がある。

実施担当	町民班、福祉班、水道班、消防団、阿見町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県、東京電力(株)、東京ガス(株)、東部ガス(株)、稲敷医師会、県国際交流協会、阿見町国際交流協会、社会福祉施設の管理者、行政区、自主防災組織

地震災害編・第２章・第５節「第６　災害時要援護者の安全確保対策」（地震-87）に準ずる。

なお、大雪発生時には、状況に応じて阿見町災害時要援護者避難支援プランに基づく個別計画や名簿を活用して在宅の高齢者、障害者等の安否確認を行う。

第１６節 建築物等の応急対策

宅地の崩壊等の二次災害が発生しないよう、斜面宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

また、住家が滅失した被災者を保護するため、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行う。

第１ 被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築班

地震災害編・第２章・第７節・第１「１．　被災建築物・被災宅地の応急危険度判定」（地震-97）に準ずる。

第２ 住宅の応急修理

実施担当	建築班、県

地震災害編・第２章・第７節・第１「２．住宅の応急修理」（地震-97）に準ずる。

第３ 応急仮設住宅の建設

実施担当	建築班、県

地震災害編・第２章・第７節・第１「３．応急仮設住宅の建設」（地震-98）に準ずる。

第１７節 応急医療

災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

実施担当	医療対策班、消防本部、県、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

第１８節 防疫

災害による大量の廃棄物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、防疫活動を積極的に図っていく。

実施担当	環境班、医療対策班、土浦保健所

地震災害編・第２章・第７節・第４「３．防疫」（地震-105）に準ずる。

第１９節 清掃対策

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理を積極的に図っていく。

第１　ごみ処理

実施担当	廃棄班

地震災害編・第２章・第７節・第４「１．ごみ処理」（地震-104）に準ずる。

なお、排出量の推定については、水害廃棄物対策指針（平成 17 年環境省）や下表を参考とする。

災害廃棄物の発生量のめやす

項　　目		数　量
水害による廃棄物発生量	全壊	12．９ｔ/世帯
	大規模半壊	9．７ｔ/世帯
	半壊	6．５ｔ/世帯
	一部損壊	2．５ｔ/世帯
	床上浸水	4．６ｔ/世帯
	床下浸水	0．６ｔ/世帯

（出典）水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究（平山・河田､2005）より

第２　し尿処理

実施担当	廃棄班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合

地震災害編・第２章・第７節・第４「２．し尿処理」（地震-105）に準ずる。

第２０節 行方不明者の捜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体の識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

実施担当	町民班、牛久警察署、県、稲敷医師会、牛久市・阿見町斎場組合

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

第２１節 障害物の除去

災害による大量の障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、通信や交通の輻輳等を考慮して、大量の障害物の収集・処理活動を迅速に行う。

実施担当	建築班、土木班、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第７節の第１「４．住居障害物の除去」（地震-98）、第２・１「(2) 道路障害物の除去」（地震-99）及び第２・２・(1)「3)　流下障害物の除去」（地震-100）に準ずる。

第２２節 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

実施担当	総務班、避難班、県、阿見町漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)、日本通運株式会社、関東鉄道株式会社

地震災害編・第２章・第４節・第２「３．緊急輸送手段の確保」（地震-64）に準ずる。

第２３節 環境保全・動物対策

災害による有害物質の発生、放浪動物等の発生は、住民の生活に著しい危険をもたらすことが予想される。このため、環境保全や動物の保護等を積極的に図っていく。

第１ 環境保全対策

実施担当	環境班、県

地震災害編・第２章・第７節・第４「４．環境保全対策」（地震-107）に準ずる。

第２ 動物対策

実施担当	環境班、県

地震災害編・第２章・第７節・第４「５．動物対策」（地震-107）に準ずる。

第２４節 応急教育・応急保育

災害のため、学校教育の実施が困難となった場合は、県及び町の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していく。

第１ 児童生徒等の安全確保

実施担当	避難班、福祉班、学校長

１．情報等の収集・伝達

(1) 避難班は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。

(2) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒等への伝達は、混乱の防止に配慮する。

(3) 学校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町本部に報告する。

(4) 福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

２．避難対策等

学校長等は、在校時間中に災害が発生した場合、児童生徒等の無事を確認する。

校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

被害の影響がない場合は、下校措置をとるが、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。一方、ライフラインの停止や被害状況が把握できない場合は、保護者の引き取りがあるまで児童生徒等を一時的に保護する。

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

第２ 応急教育

実施担当	避難班、各学校

地震災害編・第２章・第５節・第７「２．応急教育」（地震-91）に準ずる。

第３ 応急保育

実施担当	福祉班

地震災害編・第２章・第５節・第７「３．応急保育」（地震-92）に準ずる。

第２５節 自衛隊の派遣要請・受入

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

実施担当	本部班、総務班、自衛隊

地震災害編・第２章・第３節「第１　自衛隊の災害派遣要請・受入」（地震-54）に準ずる。

第２６節 防災関係機関等への応援要請・受入れ

町は、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制を確保する。

実施担当	本部班、総務班

地震災害編・第２章・第３節「第２　防災関係機関等への応援要請・受入」（地震-56）に準ずる。

第２７節 農地・農業応急対策

災害による農業施設や農作物の被害や二次災害を軽減するため、関係者が協力して応急対策を行う。

第１ 農地

実施担当	農業班、土地改良区

１．応急工事

農地が湛水し、農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

２．農業用施設

(1) 堤　防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

(2) 水　路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

３．頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

４．農　道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第２ 農業

実施担当	農業班、県南家畜保健衛生所、茨城かすみ農業協同組合

１．農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

２．家畜の応急措置

(1) 風　害

1) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
2) 外傷家畜の治療と看護に努めること
3) 事故畜等の早期処理に努めること

(2) 水　害

1) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること

2）清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
3）家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
4）栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
5）必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第２８節 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、通信施設等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、被災者の生活確保などの応急対策において重要な役割を果たすものである。これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図る。

第１ 上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班

１．応急復旧方針

町は、被害状況を迅速に把握し、基幹施設を優先して応急復旧を行う。
また、医療施設、避難場所、福祉施設等への復旧を優先する。

２．作業体制の確保

町は、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。
また、町のみでは作業体制、資機材等の確保が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

３．水道水の衛生保持

町は、上水道施設が破損したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

４．住民への広報

町は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第２ 下水道施設の応急復旧

実施担当	水道班

１．作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

２．応急復旧作業の実施

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下

水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

３．住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第３ 電力施設の応急復旧

実施担当	本部班、東京電力(株)

１．町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報交換等

町は電力事業者と連携し、町内の電力施設の被害や停電の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

(2) 優先復旧等

1) 応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電力事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

2) 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し、特に必要があると認めるときは、電力事業者に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

２．電力事業者の措置

東京電力(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第４ 電話施設の応急復旧

実施担当	本部班、東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)

１．町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報交換等

町は、電信電話事業者と連携し、町内の電信電話施設の被害や不通の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

(2) 優先復旧等

応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電信電話事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

２．電信電話事業者の措置

東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)等の電信電話事業者は、防災業務計画に基づき、電信電話施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第２９節 災害ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。このため、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大を防止する。

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会

地震災害編・第２章・第５節「第３　災害ボランティア活動の支援」（地震-81）に準ずる。

第３０節 被災者ニーズの把握・災害相談対応

災害時に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

実施担当	避難班、福祉班、町民班、各班、民生委員・児童委員

地震災害編・第２章・第５節「第４　被災者ニーズの把握・災害相談対応」（地震-82）に準ずる。

第３１節 災害救助法関連業務

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

実施担当	各班、消防本部

地震災害編・第２章「第６節　災害救助法関連業務」（地震-95）に準ずる。

第３章 災害復旧・復興計画

地震災害編「第３章　災害復旧・復興計画」（地震-111～122）に準ずる。

阿見町地域防災計画

【大規模事故災害編】

【大規模事故災害編】目　次

第１章 航空機災害対策計画

第１節 災害予防計画 1
第２節 災害応急対策計画 2
第１ 事故発生時の通報 2
第２ 災害対策組織 3
第３ 災害応急対策 3

第２章 道路災害対策計画

第１節 災害予防計画 5
第２節 災害応急対策計画 6
第１ 事故発生時の通報 6
第２ 災害対策組織 6
第３ 災害応急対策 7

第３章 危険物等災害対策計画

第１節 災害予防計画 9
第１ 危険物等災害の予防対策（各種危険物共通） 9
第２ 石油類等危険物施設の予防対策 10
第３ 高圧ガス・火薬類の予防対策 11
第４ 毒劇物取扱施設の予防対策 13
第２節 災害応急対策計画 14
第１ 事故発生時の通報 14
第２ 活動体制の確立（各災害共通事項） 16
第３ 石油類等危険物施設の事故応急対策 17
第４ 高圧ガス・火薬類の事故応急対策 19
第５ 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 23
第６ その他の災害応急対策活動 24

第４章 大規模火災対策計画

第１節 災害予防計画 27
第１ 火災に強いまちづくり 27
第２ 災害応急対策への備え 28
第２節 災害応急対策計画 29
第１ 火災発生時の通報 29
第２ 災害対策組織 29
第３ 災害応急対策活動 30

第５章 林野火災対策計画

第１節 災害予防計画 33
第１ 林野火災に強い地域づくり 33
第２ 災害応急対策への備え 33

第２節 災害応急対策計画 34
第１ 火災発生時の通報 34
第２ 災害対策組織 34
第３ 災害応急対策 35

第６章 放射性物質事故対策計画
第１節 災害予防計画 37
第１ 放射線使用施設等の予防対策 37
第２ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策 37
第２節 災害応急対策計画 39
第１ 放射線使用施設等の事故応急対策 39
第２ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 40
第３ 原子力事業所事故応急対策 41
第４ その他の災害応急対策活動 43

第７章 鉄道災害対策計画
第１節 災害予防計画 45
第２節 災害応急対策計画 46
第１ 事故発生時の通報 46
第２ 災害対策組織 46
第３ 災害応急対策 47

第８章 湖上災害対策計画
第１節 災害予防計画 49
第２節 災害応急対策計画 50
第１ 事故発生時の通報 50
第２ 災害対策組織 50
第３ 災害応急対策活動 51

【大規模事故災害編】

第１章　航空機災害対策計画

第１節 災害予防計画

航空事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	総務部、消防本部、牛久警察署、自衛隊

１．災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

２．災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、航空事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、航空事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

３．防災訓練の実施

墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 事故発生時の通報

１．災害情報の収集・連絡

実施担当	事故発見者、消防本部

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、成田空港事務所長に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

1) 民間機の場合

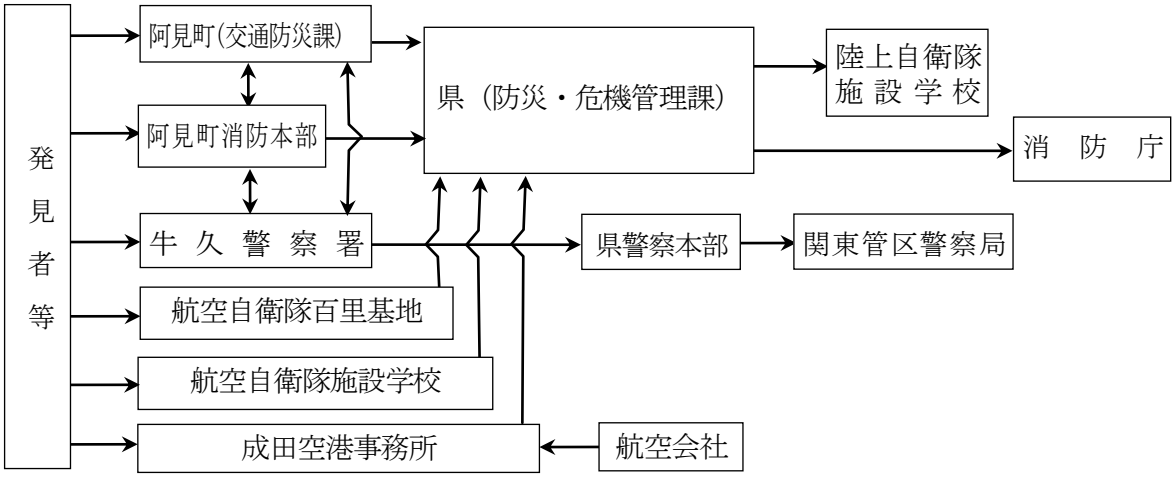

2) 自衛隊機の場合

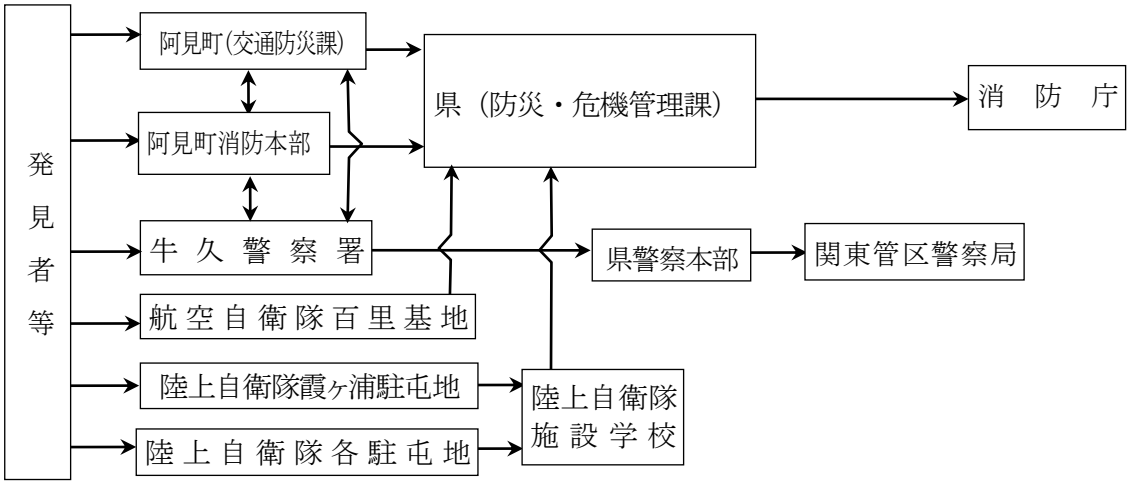

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第２ 災害対策組織

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班

(1) 問い合わせ等の対応

事故責任者は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

町は、必要に応じて事故責任者に協力し、町役場内に相談窓口の設置等を行う。

(2) 遺族等への対応

事故責任者は、遺族等の輸送手段、宿泊施設等を確保し、適切に対応するが、実施できない場

合等は町が行う。
　また、町は、必要に応じて事故責任者に協力し、輸送手段等の提供、あっせん等を行う。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動
　消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動
　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動
　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動
　地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路㈱、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章の第４節・第２「１　緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第２章　道路災害対策計画

第１節 災害予防計画

道路事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	都市整備部、消防本部、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)

１．災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

２．災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、道路事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、道路事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

３．防災訓練の実施

大規模な道路事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

道路事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 事故発生時の通報

１．災害情報の収集・連絡

実施担当	発見者等、消防本部、本部班

(1) 事故情報等の収集・連絡

道路事故災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防吏員、道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

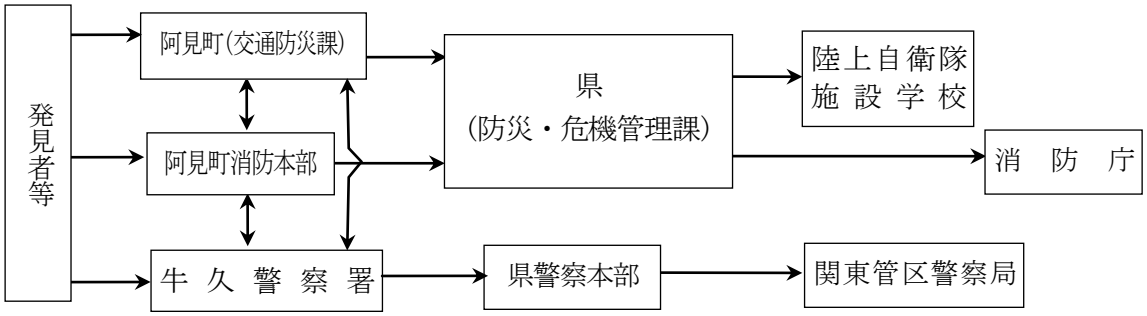

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第２ 災害対策組織

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組

織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班

第１章・第２節・第３「２．問合わせ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第３章 危険物等災害対策計画

第１節 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第１ 危険物等災害の予防対策（各種危険物共通）

１．危険物等関係施設の安全性の確保

実施担当	事業者、消防本部、牛久警察署

(1) 保安体制の確立

1) 事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。））

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底究明に努め、再発防止に資する。

2) 茨城県

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

3) 警察、消防

必要に応じて立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等の実態を把握し、資機材を整備・充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育

1) 茨城県、阿見町

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2) 事業者

従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

２．災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	消防本部、事業者

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

３．災害応急活動体制の整備

実施担当	防災関係機関、事業者

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、危険物等災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、危険物等災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

４．防災知識の普及、訓練の実施

実施担当	消防本部、防災関係機関、事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関や住民等と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

また、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民にその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第２ 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物（消防法第２条第７項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

１．施設の保全

実施担当	事業者

事業者は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

２．石油貯蔵タンクの安全対策

実施担当	消防本部、事業者

(1) 地盤対策

消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

３．保安体制の確立

実施担当	消防本部、事業者

事業者は、消防法第 14 条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第３ 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法第２条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法第２条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

１．一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

実施担当	県

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

県は、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

(2) 保安団体の活動の推進

県は、関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

県警察本部は、火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路もしくは方法又は火薬類の性状もしくは積載方法について必要な指示を行う。

２．毒性ガス対策

実施担当	事業者、消防本部、総務部

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

事業者は、事業所の所在する町等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するとともに、次の措置を講じる。

1) 事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等の設置
2) 近隣住民の避難に必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備
3) 町等行政機関と日頃から連携を密にした防災対策の推進

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急

対策の協力体制の整備に努める。

(2) 被害防止体制の確立等

県は、発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、所轄消防署に提供する。また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

町は、毒性ガス漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

３．都市ガスの予防対策

実施担当	消防本部、事業者

消防本部は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は、関係機関と協議の上、別途計画する。

事業者は、前記通報を受けた場合に、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

４．大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

実施担当	消防本部、ガス事業者

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

町、事業者、関係機関は、緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制を強化する。

(2) 保安規程等の提出

事業者は、ガス事業法第 30 条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、消防長又は消防署長に提出する。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防長又は消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 防災訓練の実施

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス防災訓練を毎年１回以上実施する。

(4) 関係機関の協力の推進

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者又は保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあたっては、事前に消防本部に点検計画を連絡するとともに、消防本部が実施する地階に対する予防査察について協力する。

消防本部及び事業者は、地階を有する施設の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための指

導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。また、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

※「大規模な地階」とは、消防法施行令別表１(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表１(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のものをいう。

第４　毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法第２条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

１．毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

実施担当	県

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対して、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設にあっては、防災体制の整備を指導する。

２．毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

実施担当	毒劇物多量取扱事業者

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(1) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(2) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

1) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者

2) 設備等の点検・保守を行う者

3) 事故時における関係機関への通報を行う者

4) 事故時における応急措置を行う者

(3) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(4) (3)に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

(5) 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

(6) (2)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第２節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第１ 事故発生時の通報

１．災害情報の収集・連絡

実施担当	発見者等、消防本部

(1) 事故情報等の収集・連絡

危険物等災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長、また、町長は水戸地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

1）石油類等危険物施設災害の場合

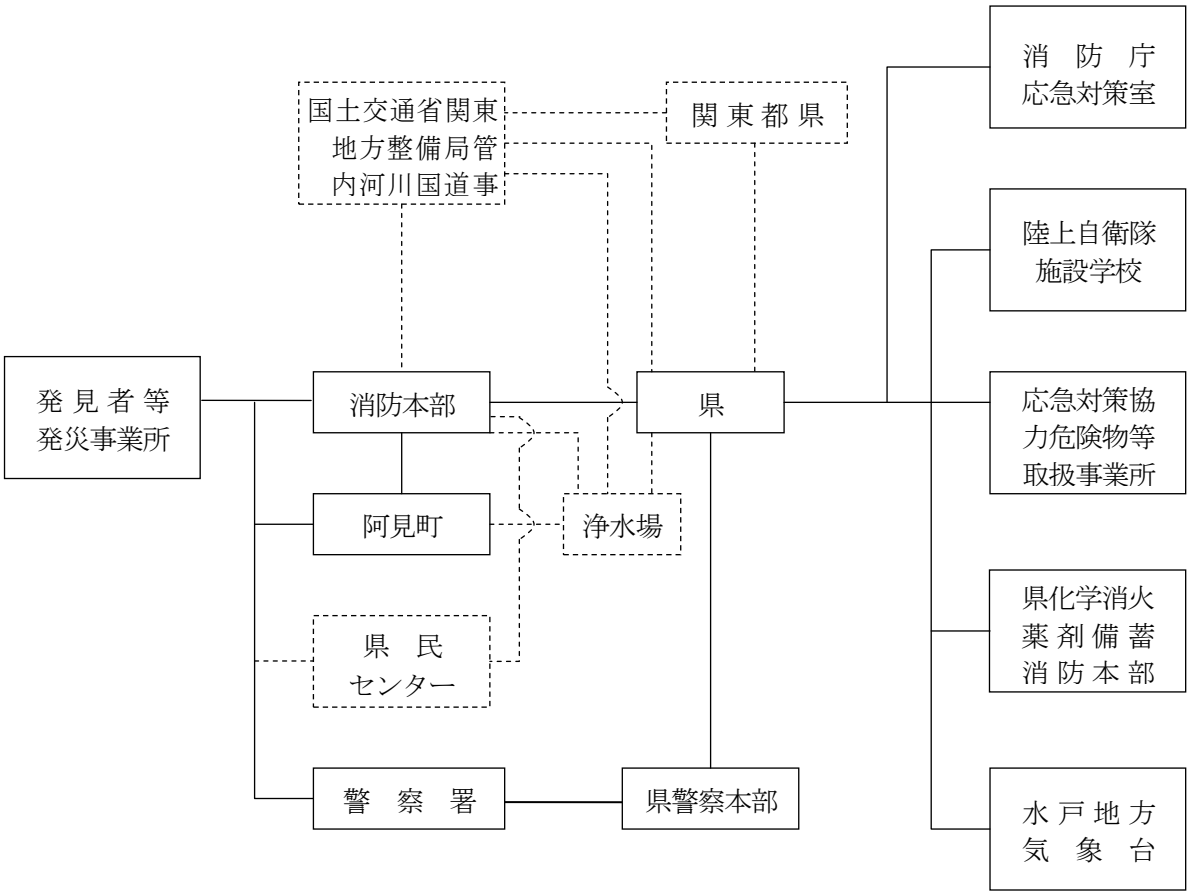

※……河川等漏えい時のみ

2）高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害の場合

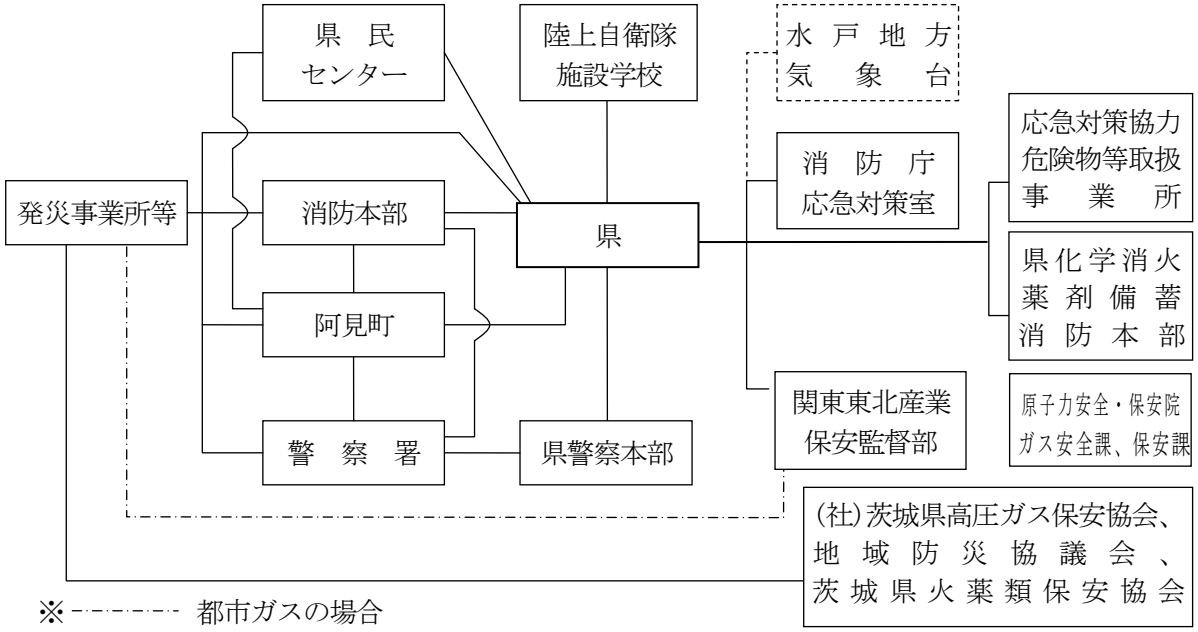

3）毒劇物取扱施設の災害の場合

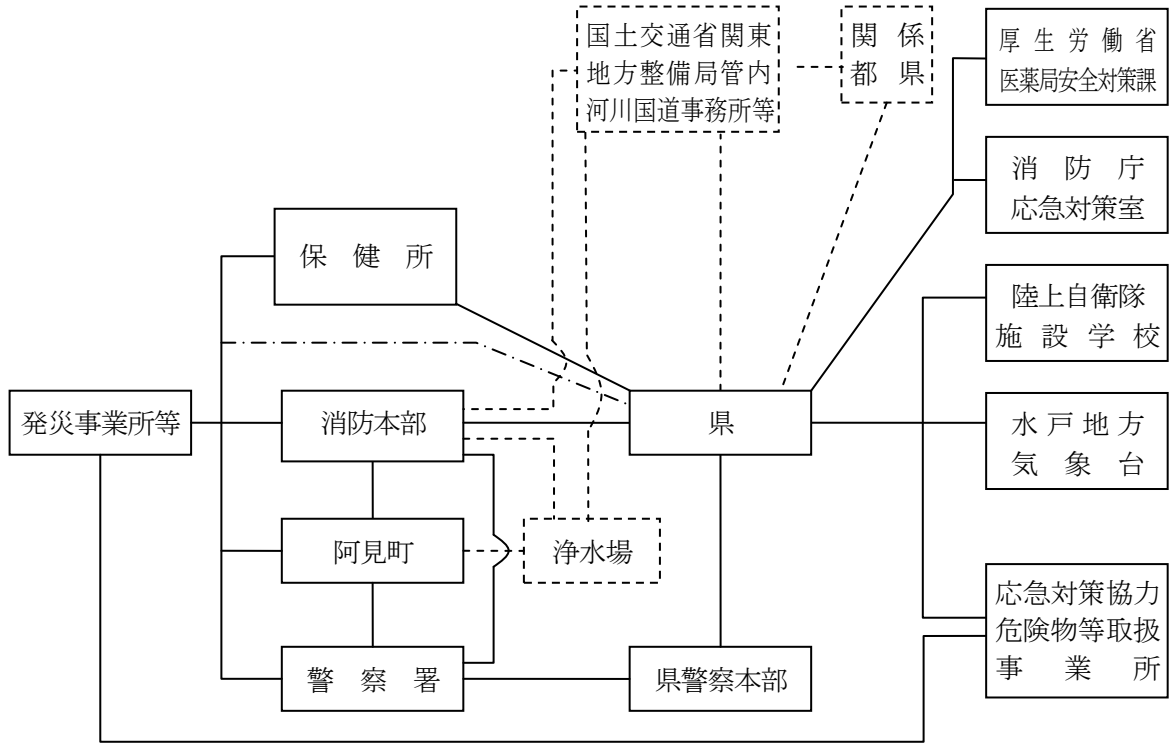

4）放射線使用施設等の災害の場合

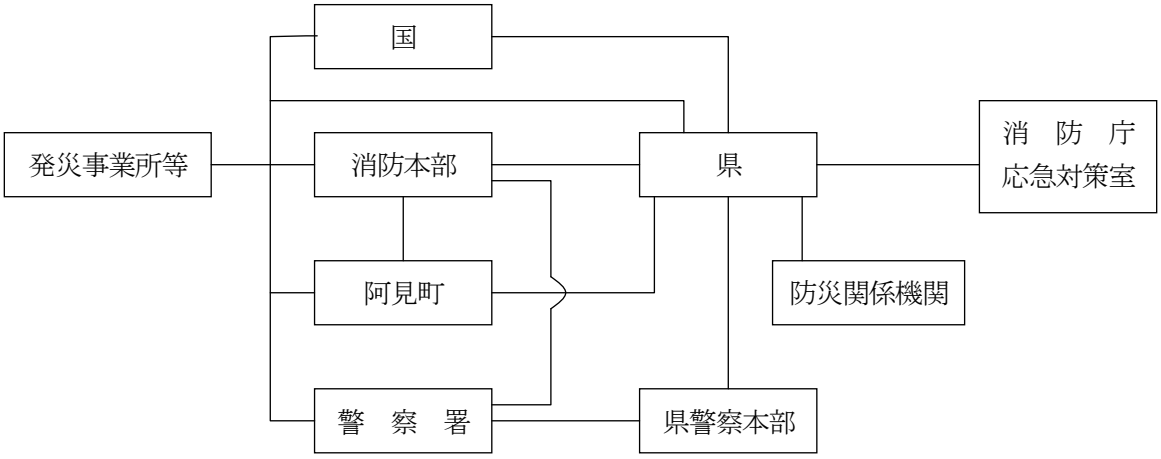

5）核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の場合

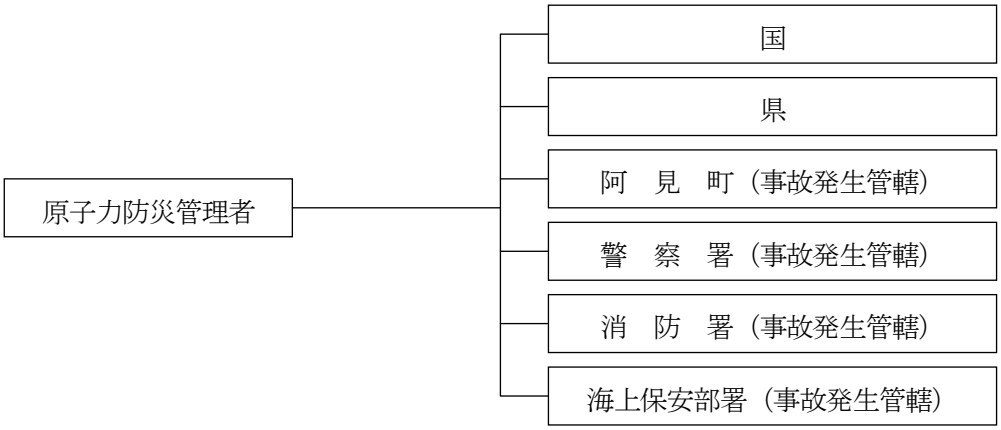

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第２ 活動体制の確立（各災害共通事項）

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地

震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 石油類等危険物施設の事故応急対策

１．危険物火災等の応急対策

実施担当	事業者、消防本部

事業者は、火災が発生した場合、直ちに 119 番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

消防本部及び事業所の自衛消防組織は、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。

この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

２．危険物の漏えい応急対策

実施担当	排出原因者、消防本部、本部班、環境班、土木班、水道班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所

(1) 非水溶性危険物の漏えい対策

石油類等油脂類が河川等に漏えいした場合は、以下の応急対策をとる。

1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従う。

2) 消防本部

消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する。

また、排出の原因者に対して吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は行わずに遠隔操作が可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

3）警察署

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4）河川管理者及び水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、町や防災関係機関に協力要請する。

5）県

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

6）町

町（本部班）は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して区域内住民等へ迅速に避難情報を伝達する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合、町（環境班）は、流出油の防除を実施する。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導にあたる。

(2) 水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとる。

1）排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収にあたっては、消防等の指示に従う。

2）消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

3）警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4）河川管理者及び水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、町や防災関係機関に協力を要請する。

5）県

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたる。公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

6）町

町（本部班）は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して区域内住民等へ迅速に避難情報を伝達する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合、町（環境班）は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

(3) 浄水の安全確保

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに水道班及び水道関係者に直接、漏えい事故発生の旨を通報する。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第４ 高圧ガス・火薬類の事故応急対策

１．一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

実施担当	消防本部、牛久警察署、県、自衛隊、県高圧ガス保安協会、県火薬類保安協会、事業者

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、消防本部に 119 番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社) 茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(3) 県

防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、(社) 茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

(4) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(5) 自衛隊

県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣する。

また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

(6) 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。

その際は防災関係機関と連絡を密にしてあたる。

２．毒性ガス応急対策

実施担当	事業者、消防本部、牛久警察署、県、県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防本部に 119 番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝える。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自らの実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、事業者に協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施するほか、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

(3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 県

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。また、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市町村等関係機関に随時提供する。

さらに、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏えいについては、避難対策、漏えいガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

(5) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

３．都市ガスの応急対策

実施担当	事業者、消防本部、牛久警察署

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119 番通報する。漏えいガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

(2) 阿見町、消防本部

町及び消防本部は、事業者に対し、ガス漏えい箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

４．大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

実施担当	消防本部、牛久警察署、地階管理者、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

(1) ガス漏えい対策

1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁

について緊急広報する。

また、速やかに 119 番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝え、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

2）消防本部

消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知器等を用い安全を確認しながら、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。この際、負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

また、応急対策は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、町や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。この際、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

3）液化石油ガス販売事業者等

消防本部の協力のもと、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

4）警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

(2) ガス爆発対策

1）地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに、119 番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防本部に伝える。また、液化石油ガス販売事業者等に直ちに連絡する。

2）消防本部

消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知器を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、町や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整える。

3）液化石油ガス販売事業者

消防本部と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

4）県

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

5）警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

第５ 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

１．漏えい事故

実施担当	消防本部、土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、応急対策協力危険物等取扱事業所

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自らの実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、町と連携して住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

(3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努める。

(5) 県

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

(6) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等につい

て協力する。

２．浄水の安全確保

実施担当	水道班

漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合は、本節・第３・２.「(3) 浄水の安全確保」（大規模事故-19）に準じて応急対策を実施する。

第６ その他の災害応急対策活動

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第４章　大規模火災対策計画

第１節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 火災に強いまちづくり

１．災害に強いまちの形成

実施担当	都市整備部

町は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保､防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進する。

２．火災に対する建築物の安全化

実施担当	消防本部、都市整備部、防火管理者

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

町は、多数の者が出入りする事業所等の中高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

当該施設の防火管理者等は、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

町は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

町は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

防火管理者等は、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図る。

第２ 災害応急対策への備え

実施担当	消防本部、防災関係機関

１．災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

２．災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、大規模火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、大規模火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

３．防災訓練の実施

大規模火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

大規模火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 火災発生時の通報

１．災害情報の収集・連絡

実施担当	消防本部、本部班

町は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

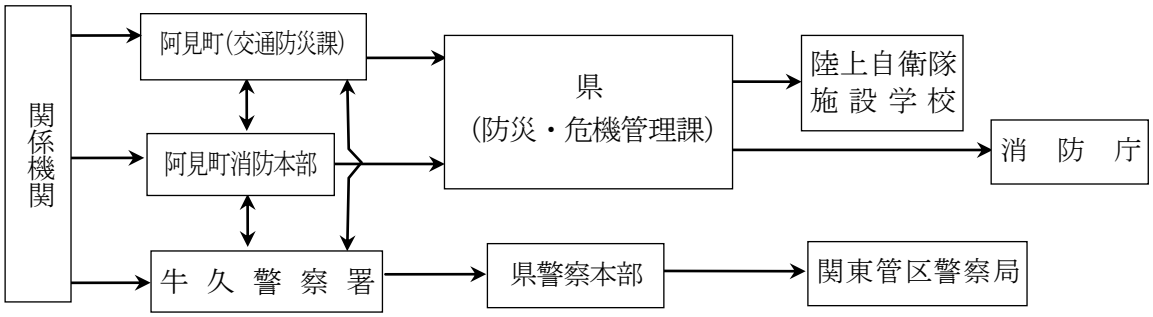

大規模火災時の通報のながれ

第２ 災害対策組織

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

大規模な火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策活動

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	出火原因者、本部班

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、危険物が流出した場合は、「第３章　危険物等災害対策計画」（大規模事故-9）に準じて、応急措置を講じる。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第５章　林野火災対策計画

第１節 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 林野火災に強い地域づくり

実施担当	消防本部、県

林野火災発生原因の多くは、たばこの不始末等の失火によるため、火災の発生しやすい時期を重点に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

また、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域については林野火災特別地域の適用を推進し、林野火災特別地域対策事業計画に基づく事業により、林野火災対策の強化を図る。

第２ 災害応急対策への備え

実施担当	消防本部、防災関係機関

１．災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

２．災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

(3) 林野火災消火体制の整備

林野火災用の消防水利の増強を図るとともに、空中消火の拠点となる緊急ヘリコプター離発着場を確保し、補給体制等を整備する。

３．防災訓練の実施

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

林野火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 火災発生時の通報

１．災害情報の収集・連絡

実施担当	消防本部、本部班

町は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

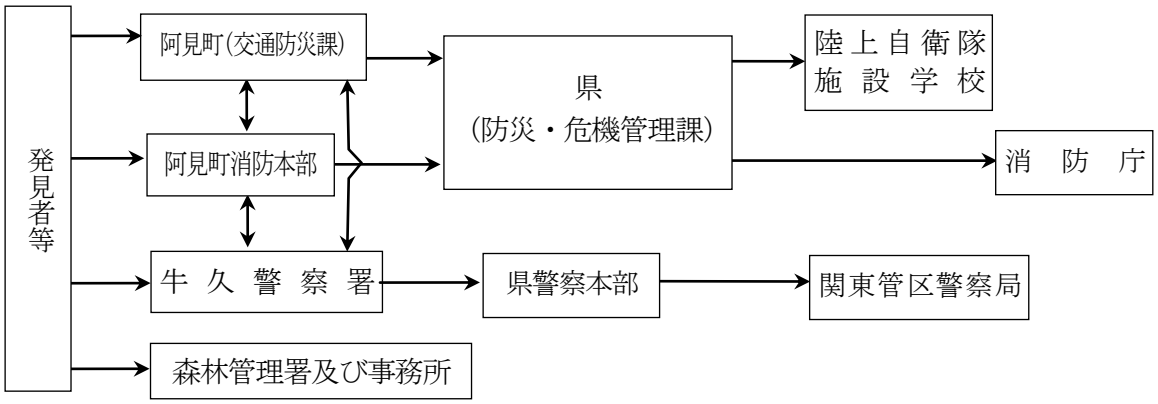

林野火災時の通報のながれ

第２ 災害対策組織

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

林野火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	出火原因者、本部班

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

1) 地上消火活動

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

2) 自主防災組織、住民

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するよう努める。

3) 空中消火活動

① 空中消火の要請

町は、次のような場合、空中消火を県に要請する。

＜県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準＞

・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

② 現地指揮本部

空中消火を要請した場合、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて、現地指揮本部を構成する。

現地指揮本部では、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

③ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で町は、県（防災・危機管理課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第６章 放射性物質事故対策計画

第１節 災害予防計画

放射性物質の事故発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 放射線使用施設等の予防対策

実施担当	国、県、県警察本部、放射線使用者

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第２条第４号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第２条第３号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は次のとおりとする。

(1) 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

(2) 維持管理指導の推進等

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

また、県は、医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 25 条第１項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第４章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

県警察本部は、放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第２ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策

原災法第２条第３号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図る。

実施担当	消防本部、県警察（牛久警察署）、原子力事業者

(1) 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に適切に処置するために必要な体制の整備を図る。

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合に備え、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備しておく。

(2) 町

消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

(3) 県警察本部

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行う。

第２節 災害応急対策計画

放射性物質の事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第１ 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。

実施担当	事業者、消防本部、牛久警察署、国、県

１．放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市町村及び警察機関に事態を通報する。

火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がりの防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保措置をとる。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。また、消防等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

２．消防本部

町（消防本部）は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火にあたっては、水噴霧法等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

その他町と連携して、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

３．国

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめ防災機関に協力する。

４．県

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行う。また、環境への影響等の把握に努める。

５．警察署

被災状況等を収集し、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施する。

第２ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第 10 条第１項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施する。

実施担当	事故発見者、消防本部、牛久警察署、国、県

１．原子力事業者等

核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、町、警察機関、消防本部、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防、警察等と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

２．国

核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第 15 条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

３．消防本部

町（消防本部）は、事故状況の把握に努め、状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。なお、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告する。

４．警察署

事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

５．県

国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、町、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

第３ 原子力事業所事故応急対策

町内には、原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在せず、また、同法に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域にも含まれていないが、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の経験や、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、応急対策を計画するものとする。

実施担当	各班、防災関係機関

１．情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

町（本部班）は、県内に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測（ＳＰＥＥＤＩ等含む）、避難対応等の情報を入手する。

(2) 対策の協議

町（本部班）は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本町域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会(※)や原子力事業所等の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。

※原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。また、国、都道府県、市町村並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。

(3) 連絡手段の確保

町（本部班）は、必要に応じて原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

２．活動体制の確保

町（本部班）は、原子力災害が発生した場合、県と連携を密にし、速やかに職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部等の体制をとる。

３．モニタリング等

(1) 空間放射線量のモニタリング

町（環境班、総務班、避難班）は、必要に応じて町内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、結果をホームページ等で公表する。

(2) 放射性物質の測定

町（環境班、廃棄班、商工班、農業班、水道班）は、県等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、流通食品、農林畜産物、家畜用飼料、肥料等の放射性物質を測定し、

結果をホームページ等で公表する。

４．健康被害対策

町（医療対策班）は、県及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

５．広報・問合せ対応

住民等への広報及び問合せへの対応は、第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準じて行う。

なお、情報提供に当たっては、災害時要援護者、町内の滞在者等にも伝わるように配慮するとともに、県、国と連携して情報の一元化を図り、情報の隠蔽や空白時間がないよう留意して継続的な情報提供に努める。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、関係各班、国及び県が連携して、住民等からの放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する。

６．防護対策

町長（本部長）は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、もしくは原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避、避難の勧告又は指示を行う。

また、避難の勧告又は指示を行う際、国や県等から放射線量の拡散予測を入手した場合は、安全な方向や距離についても情報を提供する。

その他、町内で町外へ一時滞在する必要が生じた場合は、地震災害編・第２章・第４節・第１「４．広域一時滞在」（地震-60）に準じて行う。

７．飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

町（商工班、農業班、水道班）は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染水道水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

町（農業班）は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

８．復旧対策

(1) 汚染の除去等

町（各班）は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

町（商工班、農業班、水道班）は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

町（本部班）は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

町（水道班、廃棄班）は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

９．広域避難の受入等

東海第二原子力発電所の事故により、県内他市町村の避難者の受入要請があった場合は、（仮称）茨城県広域避難計画に基づいて受入避難所及び福祉避難所を開設し、避難元の市町村等と連携して避難者の受入、避難所の運営、食料及び物資の供給等を行う。

また、避難元市町村の行政機能の移転等に協力する。

第４ その他の災害応急対策活動

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第７章 鉄道災害対策計画

第１節 災害予防計画

ＪＲ常磐線における鉄道事故災害の防止及び被害軽減を図るため、防災関係機関は平常時から次の対策を講じる。

実施担当	総務部、都市整備部、竜ヶ崎工事事務所、東日本旅客鉄道(株)

１．情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集連絡体制の整備

防災関係機関は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 鉄道隣接道路の異常発見時の措置

道路管理者は、道路パトロール等により、鉄道と隣接する道路において異常を発見した場合に、鉄道事業者へその情報を迅速に提供する体制を確立する。

２．災害応急体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの機関において実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のための活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、鉄道事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

３．防災訓練の実施

大規模な鉄道事故災害時に応急対策を迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関が連携した実践的な訓練を定期的に実施し、大規模事故災害対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

ＪＲ常磐線において鉄道事故災害が発生した場合には、早期に初動体制を確立し、その拡大の防止、被害の軽減を図る。

第１ 事故発生時の通報

実施担当	本部班、消防本部、東日本旅客鉄道(株)

(1) 鉄道事故情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防本部及び関東運輸局に連絡する。

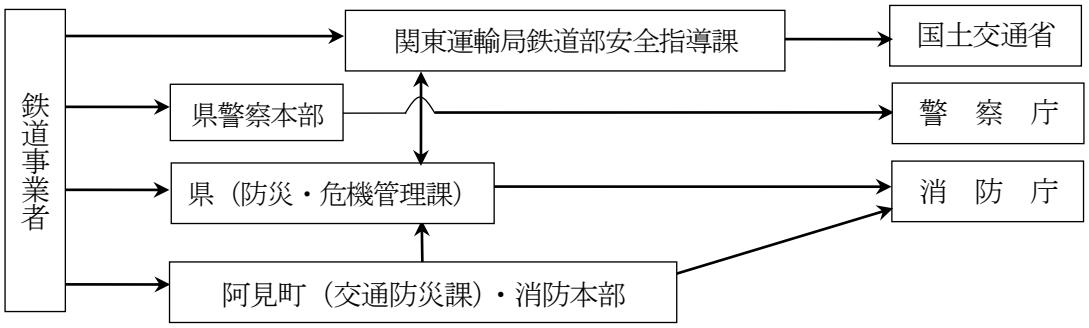

通報系統図

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第２ 災害対策組織

１．事故対策本部等の設置

実施担当	本部班

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	本部班、東日本旅客鉄道(株)

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 消防活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、危険物が流出した場合は、「第３章　危険物等災害対策計画」（大規模事故-9）に準じて、応急措置を講じる。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(3) 医療救護活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

(4) 捜索活動

地震災害編・第２章・第７節「第５　行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-108）に準ずる。

５．避難対策

実施担当	本部班、消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

６．緊急輸送、交通確保対策等

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合、東日本旅客鉄道(株)

(1) 緊急輸送・交通確保

地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-62）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-99）に準ずる。

(2) 代替公共交通手段の確保

鉄道事業者は、不通となった鉄道区間について、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

【大規模事故災害編】

第８章 湖上災害対策計画

第１節 災害予防計画

霞ヶ浦における船舶事故等の災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	総務部、消防本部、牛久警察署、霞ヶ浦河川事務所、阿見町漁業協同組合、船舶運航事業者

１．災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

２．災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、湖上での船舶事故等災害の応急活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、海上事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

３．防災訓練の実施

大規模な湖上での事故を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的に実施し、大規模災害への対応能力の向上に努める。

第２節 災害応急対策計画

霞ヶ浦において船舶事故災害が発生した場合は、早期に初動体制を確立し、その拡大の防止及び被害軽減を図る。

第１ 事故発生時の通報

実施担当	事故原因者・発見者、本部班、消防本部、牛久警察署、霞ヶ浦河川事務所

(1) 事故情報等の収集・連絡

事故原因者または事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに消防本部、警察等にその旨を通報する。

船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに消防本部、警察等に連絡する。

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第２ 災害対策組織

１．本部の設置・運営

実施担当	本部班

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節「第２　災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・1「(4) 本部の組織」（地震-43）参照）をもって、組織を編成する。

２．職員の動員・配備

実施担当	各班

地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-39）に準ずる。

第３ 災害応急対策活動

１．情報収集・伝達、報告

実施担当	各部、防災関係機関

地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-45）に準ずる。

２．問合せ対応等

実施担当	本部班、事故責任者

第１章・第２節・第３「２．問合せ対応等」（大規模事故-3）に準ずる。

３．応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等

地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-54）に準ずる。

４．捜索、救出・救助及び消火活動

実施担当	町民班、医療対策班、消防本部、消防団、牛久警察署、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関

(1) 捜索活動

消防本部及び警察署は、直ちに船艇等を確保して捜索活動を行う。また、必要に応じて漁業協同組合、日本水難救済会茨城県支部等に協力を要請する。

県は、必要に応じて防災ヘリコプター、船艇等を災害現場に派遣し、捜索活動に協力する。

(2) 消火活動

消防本部は速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車等による消防活動を実施するとともに、必要に応じて船舶運航事業者に協力を要請し、事業者が保有する消火資機材等を有効活用する。

また、必要に応じて沿岸の住民及び旅客等の安全確保と消防活動の円滑化を図るため警戒区域を設定する。

(3) 救助・救急活動

地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-67）に準ずる。

(4) 医療救護活動

地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-70）に準ずる。

阿見町地域防災計画

【資料編】

【資料編】　目　次

〈総則関係〉 1
資料１　阿見町防災会議条例 1
資料２　阿見町防災会議運営規程 2
資料３　阿見町防災会議委員一覧 3
〈災害予防関係〉 4
資料４　阿見町自主防災組織補助金交付要綱 4
資料５　阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則 6
〈災害応急対策関係〉 7
資料６　阿見町災害対策本部条例 7
資料７　阿見町災害対策本部規程 8
資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
（着手までに多少の猶予が見込まれる業務） 9
資料９　県等への即報様式 14
資料１０　参集報告様式 17
資料１１　阿見町災害対策本部の情報伝達様式 19
資料１２　災害広報文例 27
資料１３　被害認定基準 29
資料１４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間 32
資料１５　り災証明書 35
資料１６　被害届出証明書 37
資料１７　被害証明書 38
資料１８　被災証明書 39
〈災害復旧・復興関係〉 40
資料１９　阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例 40
資料２０　阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 43
資料２１　阿見町災害見舞金支給条例 46
〈その他〉 47
資料２２　災害危険区域一覧 47
資料２３　災害応援・協力協定一覧 48
資料２４　緊急避難場所・避難所一覧 50
資料２５　要配慮者施設一覧 51
資料２６　緊急通行車両等の様式 54
資料２７　緊急輸送道路分布図 57

〈総則関係〉

資料１　阿見町防災会議条例

昭和 38 年１月 26 日
条例第１号

（目的）
第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき，阿見町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は，次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　阿見町地域防災計画を作成し，及びその実施を推進すること。
（２）　町長の諮問に応じて阿見町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し，町長に意見を述べること。
（４）　前３号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令により，その権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は，会長及び委員をもって組織する。
２　会長は，町長をもって充てる。
３　会長は，会務を総理する。
４　会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は，次に掲げる者をもって充てる。
（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
（２）　茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
（３）　茨城県の公営企業の職員のうちから町長が委嘱する者
（４）　茨城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
（５）　町長がその部内の職員のうちから指名する者
（６）　阿見町教育委員会の教育長
（７）　阿見町消防本部の消防長及び阿見町消防団長
（８）　阿見町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
（10）　その他町長が委嘱する者
６　委員の定数は，35 人以内とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に，専門の事項を調査させるため，専門委員をおくことができる。
２　専門委員は，関係地方行政機関の職員，茨城県の職員，阿見町の職員，関係指定公共機関の職員，関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから，町長が任命する。
３　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。
（議事等）
第５条　この条例に定めるもののほか，防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は，会長が防災会議に諮って定める。
附　則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 35 号）
この条例は，公布の日から施行する。

資料２　阿見町防災会議運営規程

昭和 59 年３月 19 日
規程第５号

（目的）
第１条　この規程は，阿見町防災会議条例（昭和 38 年１月 26 日阿見町条例第１号）第５条の規定に基づき，防災会議の議事及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。
（会長の職務代理）
第２条　会長に事故あるときは，委員である副町長がその職務を代理する。
（会議）
第３条　防災会議（以下「会議」という。）は，会長がこれを招集し，会長が議長となる。
（議事）
第４条　会議の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
２　前項の場合において，議長は議決に加わることはできない。
（専決処分）
第５条　会議を招集する暇がないと認めるとき，その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは，会議が処理すべき事項を，会長において専決処分することができる。
２　会長は，次に掲げる事項について専決処分するものとする。
(1) 災害に関する情報を収集すること。
(2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧について関係機関相互間の連絡調整を図ること。
(3) 阿見町災害対策本部の設置に関すること。
３　前２項の規定により専決処分したときは，会長は次の会議に報告しなければならない。
（議事録）
第６条　会議の議事録は，防災主管課において作成する。
２　会議の議事録に署名する委員は２名とし，議長が会議において指名するものとする。
（委員の異動等の報告）
第７条　防災会議条例第３条第５項の委員が勤務所の異動等により変更があったときは，前任者は後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。
（庶務）
第８条　防災会議の庶務は，防災主管課が担当する。

附　則（平成 20 年３月 31 日訓令第１号）
この訓令は，平成 20 年４月１日から施行する。

資料３　阿見町防災会議委員一覧

委員区分	機関区分	職　名
会長	町	町長
第１号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所土浦出張所長
第２号委員	県の機関	茨城県県南県民センター長
		茨城県竜ケ崎工事事務所長
		茨城県土浦保健所長
第３号委員	公営企業	茨城県企業局県南水道事務所長
第４号委員	警察機関	茨城県牛久警察署長
第５号委員	町の機関	総務部長
		町民部長
		保健福祉部長
		生活産業部長
		都市整備部長
		教育次長
		会計管理者
		総務部次長
第６号委員	教育機関	教育長
第７号委員	消防機関	消防団長
		消防長
第８号委員	指定公共機関	東京電力(株)茨城支店土浦支社長
		東京電力(株)茨城支店竜ヶ崎支社長
		東日本電信電話(株)茨城支店長
		東日本旅客鉄道(株)荒川沖駅長
	指定地方公共機関	(社)茨城県稲敷医師会長
		東部瓦斯㈱茨城南支社理事・支社長
		(社)茨城県高圧ガス保安協会阿見分会長
		関東鉄道（株）取締役自動車部長
第９号委員	自主防災組織 学識経験者	筑見区自主防災会代表
第10号委員	その他	陸上自衛隊武器学校長
		阿見町危険物安全協会長
		阿見町商工会長
		茨城かすみ農業協同組合代表理事副組合長
		阿見町建設業組合長
		阿見町区長会長

〈災害予防関係〉

資料４　阿見町自主防災組織補助金交付要綱

平成 17 年４月１日
告示第 35 号

（趣旨）

第１条　この告示は，自主防災組織の活動育成を図るため，防災訓練の実施及び資機材等の整備に要する経費について，予算の範囲内で補助金を交付するものとし，その交付に関しては，阿見町補助金等交付規則（昭和 51 年阿見町規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織　地域並びに住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，住民が自主的に結成した自治会等を単位とする組織をいう。

(2) 資機材等　災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で町長が必要と認めるものをいう。

（補助金）

第３条　補助の区分及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

２　防災訓練の実施に係る補助金の交付は，一の自主防災組織につき，年１回を限度とする。

３　資機材等の購入に係る補助金の交付は，補助金の交付を受けようとする自主防災組織が既に当該補助金の交付を受けたことがある場合においては，最後に交付を受けた日の属する年度の翌年度以後 10 年を経過しているものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　前条の規定に基づく補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は，阿見町自主防災組織補助金交付申請書（様式第１号）を町長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第５条　町長は，前条の規定に基づく申請があったときは，その内容を審査し，交付の可否を決定し，阿見町自主防災組織補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知する。

（補助金の交付請求等）

第６条　防災訓練の実施に係る補助金の交付決定の通知を受けた申請者は，阿見町自主防災組織補助金交付請求書（様式第３号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

２　資機材等の購入に係る補助金の交付決定の通知を受けた申請者は，阿見町自主防災組織補助金交付請求書（様式第３号）及び阿見町自主防災組織補助金実績報告書（様式第４号）に収支決算書，資機材等の購入に要した費用に係る領収書の写し及び購入した資機材等の写真を添えて，町長に補助金の交付を請求するものとする。

（財産の処分の制限）

第７条　補助金の交付を受けて購入した資機材等は，当該補助金等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸付し，又は担保に供してはならない。

附　則

１　この告示は，公布の日から施行する。

（阿見町自主防災組織運営補助金交付要綱の廃止）

２　阿見町自主防災組織運営補助金交付要綱（平成７年阿見町告示第 26 号）は，廃止する。

資料４　阿見町自主防災組織補助金交付要綱

別表(第３条関係)

補助区分	補助率	補助金の額	添付書類
防災訓練の実施に係る補助金	100%	限度額 30,000 円	防災訓練の実施に要した費用に係る領収書及び訓練実施計画書
資機材等の購入に係る補助金	50%	限度額 150,000 円	収支見積書及び活動計画書

資料５　阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則

昭和 51 年 10 月 20 日
規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は，がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者（以下「移転者」という。）に対して補助金を交付するものとし，その交付に関しては，がけ地近接危険住宅移転事業制度要綱（昭和 47 年６月 19 日建設省河砂発第 15 号）及びがけ地近接危険住宅移転事 業費補助金交付要綱（昭和 50 年４月３日建設省住指発第 206 号）に定めるところによる。

（補助）

第２条　町は，移転者に対して危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代る住宅の建設又は購入（土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関及びその他の機関 から借り入れた場合において当該借入金利子に相当する額の費用を予算の範囲内において，補助するものとし，その額は，補助対象額の４分の１とする。

２　前項の規定による補助金額の算定については，移転事業に要する費用が，別に定める額（補助対象額）を超える場合は，その額をもってその費用とする。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，昭和 51 年 10 月１日から適用する。

〈災害応急対策関係〉

資料６　阿見町災害対策本部条例

昭和 38 年１月 26 日
条例第２号

（目的）
第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき，阿見町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総理し，所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故があるときは，その職務を代理する。
３　災害対策本部員は，災害対策本部長の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は，必要と認めるときは，災害対策本部に部をおくことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は，災害対策本部長が指名する。
３　部に部長をおき，災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
４　部長は，部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　この条例に定めるもののほか，災害対策本部に関し必要な事項は，災害対策本部長が定める。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 36 号）
この条例は，公布の日から施行する。

資料７　阿見町災害対策本部規程

昭和 59 年３月 19 日
規程第７号

（設置）
第１条　災害に際して，警戒防ぎょ，救助その他緊急措置を迅速に行うため，阿見町役場に阿見町災害対策本部（以下「本部」という。）を置く。
（組織）
第２条　本部に本部長及び副本部長を置く。
２　本部長は，町長を，副本部長は副町長をもってあてる。
第３条　本部長は，本部を統括する。
２　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，本部長の職務を代理する。
第４条　本部に本部付を置く。
２　本部付は，本部長が行う災害対策事務が円滑に処理されるよう協力するものとする。
第５条　本部に部及び班を設け，部には部長を，班には班長を置く。
２　部長は，本部長の命を受け班の事務を管理し，所属職員を指揮監督する。
３　班長は上司の命を受け担当事務に従事する。
第６条　部及び班の分掌事務並びに配置体制等は，阿見町地域防災計画の定めるところによる。
（出動及び服務）
第７条　本部員は，本部長の召集又は命令によって出動し服務するものとする。召集を受けない場合であっても，災害発生を知ったときは，阿見町地域防災計画の定める編成に従い，直ちに出動し，服務しなければならない。
（委任）
第８条　この規程の施行に関し，必要なことは本部長が別に定める。

附　則（平成 20 年３月 31 日訓令第１号）
この訓令は，平成 20 年４月１日から施行する。

資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）

◆各部班共通

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務
全　班　共　通		■	■	■	○所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録・保管に関すること ○所掌事務に必要な資機材の調達・維持管理に関すること ○所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌事務に関係する帳簿（災害救助法事務等）の作成に関すること ○所掌事務に関する住民からの問合せや相談への対応に関すること（災害相談総合窓口への対応スタッフの派遣含む） ○所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○所管施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること ○所管施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集積拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力
			■	■	○所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること ○避難が長期化した場合の避難所管理の協力（管理職員の派遣）
各部の本部連絡員（各部長が指名）		■	■	■	○部内の情報収集と集約に関すること ○部内への指令等の伝達に関すること ○部内の総合調整に関すること ○部内の所掌事務の進捗管理に関すること ○本部事務局との調整に関すること ○本部事務局（情報班）への報告に関すること

（注）「初動」とは、災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後72時間程度、
「応急」とは、被災者の救援、避難所生活解消の準備をする時期で、初動後１週間～１ヶ月程度、
「復旧」とは、生活等を再建する時期で、応急後１ヶ月～１年程度とする。

◆本部事務局

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
本部班	交通防災課 秘書課 議会事務局	■	■	■	①地震・気象・原子力災害等の情報収集、警報等の伝達に関すること ②災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関すること ③本部長の秘書に関すること ④防災無線の通信統制に関すること ⑤県等への応援要請に関すること ⑥避難勧告等の発令に関すること ⑦広報活動、報道機関との連絡調整に関すること ⑧議会との連絡調整に関すること	◎班の総括・指揮 ◎災害対策本部の開設・運営、広報活動 ◎防災無線の通信統制、県等への応援要請 ◎本部指令の伝達、各班との連絡調整、避難勧告等の発令 ◎災害対策の総合調整 ◎報道機関等との連絡調整、広報活動 ◎本部長の秘書 ◎議会との連絡調整
			■	■	①災害視察等の対応に関すること	
情報班	企画財政課 情報政策課 会計課	■	■	■	①通報等の受信に関すること ②各部からの情報収集、集約に関すること ③各班の帳簿（災害救助法様式等）のとりまとめに関すること	◎班の総括・指揮 ◎通報受信及び情報収集体制の確立、通報事項の整理・伝達、被害情報の報告 ◎通報の受信・記録、被害情報の収集整理 ◎被害状況の把握・認定、災害救助の実

資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
		■	■	■		施状況取りまとめ ◎被害認定結果及び災害救助実施報告
			■	■	①災害対策関係予算に関すること ②義援金の受付・保管に関すること	
				■	①災害復興計画の策定に関すること	
総務班	総務課 管財課	■	■	■	①配備職員のとりまとめ、服務支援に関すること ②災害対策車両、燃料等の調達・管理に関すること ③電算システムの復旧に関すること ④災害時の契約に関すること	◎班の総括・指揮 ◎参集職員の把握・配備体制の把握・職員ローテーションの調整 ◎職員の安否確認 ◎行政情報・住民情報ネットワーク業務の復旧、PC・PR の管理 ◎災害対策車両、燃料等の調達・管理 △負傷職員の報告窓口・医療対策班との調整・搬送 △災害対策に係る契約
			■	■	①他自治体等の応援職員の受け入れに関すること	
調査班	税務課 収納課	■			①被害状況調査に関すること	◎班の統括、指揮 ◎情報の整理・報告 ◎調査班本部の設置・運営、派遣チームの編成 ◎派遣地区での情報収集
			■	■	①被害家屋認定調査及びり災証明に関すること	

◆町民保健部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	初動対応項目 （△着手までに多少の猶予がある業務）
町民班	町民課 町民活動推進課	■	■	■	①住民の安否情報の総括に関すること ②遺体の安置、埋火葬に関すること	◎班の統括、指揮 ◎班長業務の支援（連絡調整） ◎遺体安置所の管理、設置・運営 △住民安否情報収集・提供 △住民安否情報提供窓口の設置・運営・住民安否情報収集
			■	■	①災害相談総合窓口の設置、運営に関すること	
医療対策班	健康づくり課	■	■	■	①救護・医療に関すること	◎班の統括、指揮 ◎救護所の設置・運営 ◎医療対策本部の設置・運営 ◎医療救護班の編成、医薬品・資器材の確保 ◎町内医療機関の被害状況の収集、後方医療機関の確保 ◎後方医療機関の確保、町内医療機関の被害状況の収集 ◎保健医療活動、被害集中地区及び傷病者発生状況の把握
			■	■	①防疫に関すること	

資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
福祉班	社会福祉課 障害福祉課 児童福祉課 国保年金課	■	■	■	①高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の支援に関すること ②福祉避難所に関すること ③災害ボランティアセンターの運営支援、連絡調整に関すること	◎班の統括、指揮、各施設の被害状況取りまとめ、要援護者の全体状況把握 ◎医療対策班、医療救護班との調整 ◎要援護者の状況把握(安否確認)及び避難支援 ◎要援護者支援、福祉避難所支援 ◎施設の安全確認、避難者の受入れ ◎施設の被害状況把握及び要援護者(施設入所者)の状況把握 ◎施設巡回による状況確認、応急保育実施統制、必要物資調達及び配布 ◎避難情報の収集、避難者の受入れ ◎福祉避難所の開設準備、運営、避難者の受入れ、要援護者のケア △災害ボランティアセンター開設準備及び連絡調整
	児童館 保育所 地域子育て支援センター	■	■	■	④応急保育に関すること	◎(児童館)各施設の被害状況集約、医療対策班・医療救護班との調整 ◎(児童館)施設巡回による状況確認、必要物資調達及び配布、応急保育実施統制 △(児童館)各施設の児童の安全確認・職員の安全確認、各施設の被害状況確認、医療対策班・医療救護班・避難班との調整、応急保育対応、必要物資の調達及び配布 ◎(保育所)班の総括、指揮、児童福祉課への連絡調整、避難場所の調整 △(保育所)職員の安全確認、負傷職員の応急処置対応、施設被害状況の確認報告、避難及び救護 △(保育所)児童の安全確保・引渡し、負傷児童の応急処置対応、食料・飲料水・物資の確保 △(子育て支援ｾﾝﾀｰ)利用者・職員の安全確認・施設被害状況確認、報告・避難及び救護
			■	■	①災害見舞金・弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び義援金の配分・支給に関すること	

◆生活産業部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
農業班	農業振興課 農業委員会事務局	■	■		①農業用水路等の警戒、二次災害防止に関すること	◎班の総括、指揮 ◎班長代理、農作物及び農業生産基盤における被災状況のとりまとめ ◎現地確認、被災施設の対応（土木班、土地改良区等との調整) △被災状況の調査及び防災関係機関の調達
			■		①食品等の調達協力に関すること	
				■	②農林業の被害調査・応急対策、農林業者の復旧支援に関すること	

資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
						可能食品の供給依頼 △農作物、農業施設被災状況の現地確認
商工班	商工観光課				①観光客の避難及び帰宅等の支援に関すること	◎班の統括、指揮 ◎観光客の避難及び帰宅支援、商工業の被害調査 △観光施設の被害調査、商工業者からの物資調達調整
					②食品・生活必需品の調達、避難所等への供給に関すること ③商工業の被害調査・応急対策、商工業者の復旧支援に関すること	
環境班	環境政策課 放射能対策室				①ペット対策に関すること ②放射線モニタリング、除染に関すること ③（工場被災による大気・水質・土壌汚染等の）公害調査・対策 ④エネルギー対策（太陽光発電所の活用等）	◎班の統括、指揮 ◎班の統括、環境汚染情報の収集 ◎避難情報の収集 △工場被災情報の収集 △太陽光発電所被災情報の収集 △放射能拡散情報の収集
廃棄班	廃棄物対策課 クリーンセンター				①仮設トイレ等の調達、し尿の収集・処理に関すること ②災害廃棄物の収集・処理に関すること	◎班の統括、指揮 ◎情報班から避難者数と地域状況を把握 ◎仮設トイレの確保 ◎霞Ｃ、さくらＣの被災状況確認 △災害がれき受入れ体制の確保

◆都市・水道部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
建築班	都市計画課				①建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること（避難所等重要施設の安全確認含む）	◎班の統括、指揮 ◎建築物の被災状況の把握、判定士の要請、応急危険度判定実施、応急仮設住宅の必要数の把握、応急修理の意向把握
					①被災家屋の応急修理、障害物除去に関すること ②応急仮設住宅の建設、管理に関すること	
土木班	道路公園整備課 都市施設管理課				①土砂災害の警戒、応急対策に関すること ②水防活動・救出活動の協力に関すること	◎班の統括、指揮 ◎班の統括、指揮全般に関する班長補佐 ◎情報収集及び状況整理、現地班への連絡調整、業者手配等 ◎道路・河川のパトロール、交通規制、応急工事の指示等 ◎土砂災害・水防関係のパトロール、救出活動の協力、応急工事の指示等
					③道路・通行の安全及び緊急輸送道路の確保に関すること ④道路、河川の被害調査、応急対策･復旧に関すること	
水道班	上下水道課				①応急給水に関すること	◎班の統括、指揮 ◎給水対策本部の設置・運営 ◎通常業務体制の確保、災害用飲料水配布体制の確保、広報活動に係わる情報収集及び広報活動体制の確保 ◎漏水調査体制の確保、指定工事店の応援
					②上水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること ③下水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること	

資料８　阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
（着手までに多少の猶予が見込まれる業務）

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
						体制の確保、復旧作業に係わる情報収集体制の確保 ◎情報収集、公共下水道ポンプ施設、集落排水施設の点検、調査 ◎情報収集、公共下水道管渠の点検、調査

◆教育部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 （△着手までに多少の猶予が見込まれる業務）
避難班	学校教育課 指導室 生涯学習課 図書館 予科練平和記念館 学校給食センター 各学校用務員				①避難所の開設・管理に関すること ②物資集積拠点の開設・管理、救援物資の受付・仕分け等に関すること ③炊き出し等の協力に関すること ④臨時ヘリポートの開設・管理に関すること	◎班の統括、指揮 ◎避難所の開設・避難者の把握・環境確保 ◎物資集積拠点の開設、不足物資の把握 ◎学校施設の被害状況確認、避難所運営 △地震発生時の対応・児童生徒の安否確認 △町内被害状況の把握、救援物資の募集、広報、避難者や在宅避難者への救援物資配給 ◎(予科練)利用者・施設被害状況等の報告 △(予科練)施設被害状況の確認、利用者の避難及び救護 △(給食ｾﾝﾀｰ)施設被害状況の確認、炊き出し支援
					①応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること ②文化財等の被害調査、応急対策に関すること	

◆消防部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務
消防本部	総務課 予防課 警防課 消防署				①救急・救助活動、水防活動、消防活動に関すること ②行方不明者の捜索に関すること ③危険物対策に関すること ④火災調査に関すること
消防団					①水防活動、消防活動に関すること ②避難誘導、行方不明者の捜索に関すること ③火災調査等の協力に関すること

資料９　県等への即報様式

第４号様式（その１）
〔災害概況即報〕

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については，原則として，覚知後30分以内で可能な限り早く，分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については，確認がとれていない旨「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）

〔被害状況即報〕

都道府県				区分				被害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			そ	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		所	
					病院		所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟	の	清掃施設		所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
					電話		線	
	一部破損				電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
				他	ブロック塀等		所	
	床上浸水							
			世帯					
	床下浸水				り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
				火災発生	建物		件	
非住家	公共建物				危険物		件	
	その他				その他		件	

区分		被害	災等害の対設策置本状部況		
公共文教施設	千円			都道府県	
農林水産業施設	千円			市町村	
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他 農業被害	千円				
林業被害	千円				
畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
水産被害	千円				
商工被害	千円			計	団体
	千円				
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類・概況

応急対策の状況

１１９番通報件数

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・災害ボランティアの活動状況

※１　被害額は省略することができるものとする。

※２　１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

資料１０　参集報告様式

(1) 参集途上の被害状況等報告様式

参集途上の被害状況等報告様式

整理番号　　－

参集施設		日時	月　　日　　時　　分
所属・指名	部　　班　氏名		
参集ルート	出発地（　　） 経由地（　　）		
被害状況等			
人的被害（負傷者、生埋め等）の状況			
建物の倒壊、損壊等の状況			
火災、延焼等の状況			
道路・鉄道等の被害状況			
水道・ガス・電気等の被害状況			
避難場所、避難者の状況			
その他			

(2) 職員動員報告書

職員動員報告書

■部署名　　部　　班　　整理番号

■場　所　　■報告日時　　年　　月　　日　　時　　分現在

NO	氏　　名	参 集 時 刻	自 宅 等 の 状 況
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	
		月　日　時　分	

資料１１　阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(1) 発信用紙

発　信　用　紙

本部長	副本部長	部長	起案者	本部事務局長	本部連絡員	本部会議審議	庁内放送
						要　否	要　否
						了	了

あて先

件　名

平成　　年　月　日　時　分

阿見町災害対策本部　発第　　号
（　　）部

本　文

	発　信　済

阿見町災害対策本部

(2) 受信用紙

受　信　用　紙

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名	本部事務局長	本部連絡員	本部会議審議	庁内放送
					要　否	要　否
					了	了

件　　名

平成　　年　　月　　日　　時　　分

阿見町災害対策本部　受第　　号
（　　）部

本　文

対応措置

阿見町災害対策本部

(3) 被害情報

被害等の記録・処理票

整理番号

記録日時	月　日　午前・午後　時　分			
報告者	氏名		電話	
	住所	（町や防災関係機関職員の場合は所属名）		
被害状況	（情報源、事実確認、緊急対応の必要性等に留意）			
附近見取図（目標）				
対応状況				

受信者	現場調査担当	未処理票保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票保管担当	本部長

未処理

(4) 要請情報

要　請　情　報

災害名　　（第　　報）

要請日時	年　月　日　　時　分
部　　名	部
担当者名	班

災害種別	地震・水害・火災・その他

要請の概要	種　　別	要員の補充，資器材調達，車両調達，燃料調達，広報依頼，自衛隊派遣要請 その他（　　）
	内　　容	（要請先機関・団体名，職種，品名，広報文などできるかぎり具体的に記入） ※　別紙添付の場合は，その旨を明記のこと。
	数量・回数又は人数	（種別，性別，品名別等に分けて記入）
	場　　所	（集合場所，受渡場所，広報活動実施場所などを記入）
	その他必要事項	（留意点，携帯品など特記事項を記入）
要請にいたった理由	（措置の状況，部内対策要員の状況，部内資器材の状況，その他要請を必要とした状況）	

(5) 災害対策従事者名簿

災害対策従事者名簿

※報告先：各部長
※提出先：総務課（総務班）

災害名		出動日	月 日	所属 部課	部 課	報告者	氏名	No.	／

NO	部・課　名	職名	氏　　名	従　事　時　間	仮眠時間等	従　事　内　容	備　　考
1				時　分から 時　分まで			
2				時　分から 時　分まで			
3				時　分から 時　分まで			
4				時　分から 時　分まで			
5				時　分から 時　分まで			
6				時　分から 時　分まで			
7				時　分から 時　分まで			
8				時　分から 時　分まで			
9				時　分から 時　分まで			
10				時　分から 時　分まで			

（注）課単位に１日１枚ずつ作成する。時刻表示は 24 時制とする。「従事内容」欄は具体的に記入する。町職員以外の場合は、その旨を「備考」欄に記入する。

(6) 災害対策活動実施状況報告

災害対策活動実施状況報告

※報告先：各部長 ※提出先：企画財政課（情報班）	災害名		報告者	部　課 氏名	報告時刻	年　月　日　時　分(中間) 現在(最終)	No.	／

月　日	時　刻	災害対策の種類	実　施　状　況	今　後　の　対　策

（注）１　日時を追って適時記入し、状況に応じて整理する。（時刻表示は 24 時制とする。）
２「実施状況」欄には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機（器）材、応援の状況等を具体的に記入する。
３「今後の対策」欄には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機（器）材、応援を必要とする数量を記入する。

(7) 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

輸送月日	目 的	輸送区間（距 離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備 考
			使用車輌		金額	故障車輌等		修繕月日	修繕費	故障の概 要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）「目的」欄には主たる目的又は救助の種類、借上等の「金額」欄には運送費又は車輌等の借上費、「故障の概要」欄には故障の原因及び故障箇所、「備考」欄には車輌番号を記入する。借上による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

(8)　物品受払簿

物　品　受　払　簿

No.　／

施 設 名			担当職員名			
品　　名			単 位 呼 称			
受取日	摘　要　欄	受入数	払出数	現在残	扱　　者	備　考　欄

（注）品目ごとに作成する。摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

資料１２　災害広報文例

(1) 地震

種類	広報文例
発生直後	こちらは、阿見町役場です。 ただ今、大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 ガスの元栓を閉めてください。 プロパンガスボンベの元栓も締めてください。ガス管が壊れている場合があります。 たばこ等の火は控えてください。 電気器具のスイッチを切ってください。 電気のブレーカーも切ってください。漏電による火災の恐れがあります。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。
発生から数時間以内	こちらは、阿見町役場です。 先ほどの地震は、震度〇〇 、震源地は〇〇と発表されました。 今後も余震に注意して、落ち着いて行動してください。 電話はかかりにくくなっています。安否確認には、災害用伝言ダイヤル１７１、インターネットの災害用伝言板サービスを使用してください。 出所のわからない情報には耳をかさない、人に伝えないようにしてください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に注意してください。
避難誘導	こちらは、阿見町災害対策本部です。 〇〇 地区で火災が発生しており、〇〇 方向へ燃え広がる危険があります。 〇〇地区に避難勧告（指示）を発令しました。避難場所は〇〇です。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 火の元を確実に始末してから、避難してください。 避難する際は荷物を最小限にして、ラジオを携行してください。 出所のわからない情報には一切耳をかさない、人に伝えないでください。 緊急車両の通行のため、避難には車を使用しないでください。 ご近所で声を掛け合い、助け合って移動してください。 川べり、崖や火災現場の近くなど避けて避難してください。

(2) 風水害

種類	広報文例
警　戒	こちらは、阿見町役場です。 さきほど、大雨（洪水）警報が発表されました。これから朝にかけて強い雨が降る見込みです。 河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れなどが発生するおそれがあるため、厳重に警戒して下さい。 がけ地の近くの方は、がけのひび割れ、水の湧き出し、湧き水の量の変化や濁り、地鳴りなどに注意をして下さい。 テレビ、ラジオをつけて、今後の放送に注意して下さい。

種類	広報文例
避難準備情報	こちらは、阿見町役場です。 ただ今、〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。 お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、支援者と連絡を取り合い、直ちに〇〇避難所へ避難を開始してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 昨夜からの大雨で、霞ヶ浦の水位が上昇しており、危険な状況です。 できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。
避難勧告	こちらは、阿見町役場です。 ただ今、〇〇地区に避難勧告を発令しました。 直ちに〇〇の避難所へ避難を開始してください。 なお、浸水により、〇〇道は通行できません。 昨夜からの大雨で、霞ヶ浦の水位が「危険な水位」を超えるおそれがあり、堤防が決壊するおそれがあります。 できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。
避難指示	こちらは、阿見町役場です。 ただ今、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。 霞ヶ浦の水位が危険水位を越え（〇〇付近の堤防が決壊し）、大変危険な状況です。 避難中の方は直ちに〇〇避難所へ避難を完了してください。 十分な時間がない方は近くの高い建物の上層階に避難してください。 なお、〇〇道は、浸水（がけ崩れ）のため、通行できません。

(3) 大規模火災

種類	広報文例
発生直後	こちらは、阿見町役場です。 ただ今、〇〇 地区で大きな火災が発生しました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 ガスの元栓を閉めてください。 電気器具のスイッチを切ってください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。
避難誘導	こちらは、阿見町災害対策本部です。 〇〇地区で大きな火災が発生し、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。 地区の皆さんは、〇〇公園、〇〇小学校へ避難してください。 避難する際は荷物を最小限にして、ラジオを携行してください。 緊急車両のため、避難には車を使用しないでください。 避難する際は、火災現場の近くを通らないでください。

資料１３　被害認定基準

消防庁「災害報告取扱要領」による被害認定基準は以下のとおりである。

１　人的被害

(1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。なお、以下に掲げる者については、死者として計上する。

ア　死体を確認した者（身元不明の者も含む。）

イ　当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められた者（当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）

(2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者で、死体が見つからない場合において、以下に掲げる者については、行方不明者として計上する。

ア　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ　当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ　当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第４条に基づき死亡したと推定されるもの

オ　当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ　当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。重傷者及び軽傷者は、原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア　家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

イ　当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第 8 条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの

２　住家被害

(1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成

要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
(4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料１４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

（茨城県災害救助法施行細則より）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>費用の限度額等</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>避難所</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td>避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費等で次の範囲内の額
・基本額　避難所設置費　１人１日 300 円
・加算額　冬季(10月～3月)は別に定める額
福祉避難所を設置した場合は、高齢者等への特別な配慮に必要な当該地域における通常の実費を加算</td><td>災害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅</td><td>住家が全壊(焼) 流失し、自らの 資力では住宅を得ることができない者</td><td>1) １戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とし、１戸当たり2,401,000円以内
2)同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用する施設を設置でき、施設の規模、設置費用は別に定められる。
3)高齢者等を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。
4)応急仮設住宅に代え、賃貸住宅を借上げることができる。</td><td>災害発生の日から 20 日以内に着工し、完成の日から建築基準法第 85 条に規定する期限</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1)避難所収容者
2)住家に被害を受け、炊事のできない者又は一時縁故地等に避難する必要のある者</td><td>1)主食費、副食費、燃料費等とし、１人１日当たり 1,010 円以内
2)一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内を現物で支給</td><td>災害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のため飲料水を得ることができない者</td><td>水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費として当該地域における通常の実費とする。</td><td>災害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上浸等により、生活に必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>下表の金額の範囲内とし、夏(4月～9月）、冬（10月～3月）の季別は災害発生の日とする。
(品目の範囲)
・被服、寝具及び身の回り品
・日用品
・炊事用具及び食器
・光熱材料</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td colspan="4"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,200円</td><td>22,200円</td><td>32,700円</td><td>39,200円</td><td>49,700円</td><td>7,300円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,500円</td><td>36,900円</td><td>51,400円</td><td>60,200円</td><td>75,700円</td><td>10,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600円</td><td>7,600円</td><td>11,400円</td><td>13,800円</td><td>17,400円</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100円</td><td>12,000円</td><td>16,800円</td><td>19,900円</td><td>25,300円</td><td>3,300円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1)救護班による場合は、使用した薬剤等の実費
2)病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の額以内
3)施術者（柔道整復師等）による場合は、協定料金の額以内
(医療の範囲)
・診察
・薬剤又は治療材料の支給
・処置、手術その他の治療及び施術
・病院又は診療所への収容
・看護</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td></tr>
</table>

資料 14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　象	費用の限度額等	期　間
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失った者	1)救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2)助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額 (助産の範囲) ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から７日以内
災害にかかった者の救出	1)災害のため生命、身体が危険な状態の者 2)生死不明な者	救出のための機械器具等の借上費等、当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内
住宅の応急修理	1)住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理ができない者 2)大規模な補修を行わなければ居住が困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に不可欠な部分とし、１世帯当たり520,000 円以内	災害発生の日から１ヵ月以内
生業に必要な資金の貸与	住家の全壊(焼)、流失により、生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な資材等を購入する費用で、１件当たり次の範囲内の額 ・生業費　30,000 円 ・就職支度費　15,000 円 ・貸与期間　２年以内 ・利子　無利子	災害発生の日から１か月以内に完了
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1)教科書等の実費 ・小学校児童及び中学校生徒　教育委員会に届け出又は承認された教科書及び教材 ・高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材 2)文房具、通学用品は、１人当たり次の金額以内 ・小学校児童　4,100 円 ・中学校生徒　4,400 円 ・高等学校等生徒　4,800 円	災害発生の日から (教科書) １ヵ月以内 (文房具、通学用品) 15 日以内
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり次の範囲内の額 ・大人（12歳以上）　201,000 円 ・小人（12歳未満）　160,800 円 (埋葬の範囲) ・棺（付属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から 10 日以内
死体の捜索	災害により行方不明の状態にあり、各般の事情から既に死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費等で、当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	災害の際に死亡した者	1)洗浄、消毒等費用 １体当たり3,300 円以内 2)一時保存費用 ・既存建物利用の場合は、当該施設等の借上費の通常の実費 ・既存建物を利用できない場合は、１体あたり5,000 円以内 ・ドライアイス等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算 3)検案費用 原則として救護班が行うが、救護班以外の場合は当該地域の慣行料金以内の額 4)輸送費及び賃金職員等雇上費 当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内

資料 14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　象	費用の限度額等	期　間
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて居住できない状態にあり、自らの資力では除去できない者	除去のために必要な機械等の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費で、１世帯当たり133,900 円以内	災害発生の日から10 日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上		次の救助のための輸送費及び賃金職員の雇上で、当該地域における通常の実費 ・被災者の避難　・医療及び助産 ・被災者の救出　・飲料水の供給 ・死体の捜索　・死体の処理 ・救助用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号に規定する者	1)日当は、１人１日当たり次の範囲内の額 ・医師，歯科医師　23,300円 ・薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，歯科衛生士　16,200円 ・保健師，助産師，看護師及び准看護師　16,600円 ・救急救命士　16,300円 ・土木技術者，建築技術者　17,100円 ・大工　17,100円 ・左官　17,800円 ・とび職　17,400円 2)時間外勤務手当は、上記の日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 3)旅費は、上記の日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮し、職員の旅費に関する条例に定める額以内	
	災害救助法施行令第10条第５号から第10号に規定する者	当該地域の慣行料金の支出実績に100分の3の額を加算した額以内	

資料１５　り災証明書

り　災　証　明　願

平成　　年　　月　　日

（宛先）阿見町長

申請者　住　所　阿見町
氏　名
電　話

り 災 証 明 書

１．使用目的及び証明の提出先	
２．申請人と、り災対象物との関係	所有者　　管理者　　占有者 その他（　　）
３．り災日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　午前・午後　　時　　分頃
４．り災場所	阿見町
５．所有者等	
６．り災原因	平成　　年　　月　　日（　　）に発生した □地震　　□台風　　号　　□集中豪雨　　□（　　）による
７．り災の状況	

※太線の中を記入して下さい。

り災程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□一部破損 □流失　□床上浸水　□床下浸水 □その他（　　）

上記のとおり相違ないことを証明します

平成　　年　　月　　日

阿見町長　　印

資料 15 り災証明書

（り災証明書について）

・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・「り災程度」は「居住する住宅」（「災害の被害認定基準について」（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官通知）を対象として判定します。
※住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。

・集合住宅等の場合、１棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

・「り災程度」は住宅を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

・この証明は、原則として１世帯１枚の発行となりますので大切に保管してください。
※原則として再発行はいたしませんので、必要な場合はコピー等で対応願います。

資料１６　被害届出証明書

被害届出証明申請書兼証明書

阿見町長様

（申請者記入欄）　　年　　月　　日申請

申請者	住　所		電　話　　－　　－
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	被災物件との関係	□所有者　□管理者　□占有者 □居住者　□賃借人　□担保債権者 □保険契約者　□その他（　　）
代理人	住　所		電話　　－　　－
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	申請者との関係	□本　人 □親　族（　　） □その他（　　）
被災日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
被災原因	□地震　□風水害　□火災　□その他（　　）		
被災対象	□非　住　家（　　）		
	□外構・設備（　　）		
	□家　　財（　　）		
	□そ　の　他（　　）		
被災場所	阿見町		
被災の状況・内容			
証拠資料等の添付	□被災前の写真　□被災直後の写真　□修繕後の写真 □修繕見積書　□修繕領収書　□その他（　　）		
請求理由	□損害保険金の請求　□災害見舞金等の支給申請　□その他（　　）		

（下欄には記入しないでください。）

上記のとおり、被害の届出がなされたことを証明する。

年　　月　　日

証明第　　号

阿見町長

※この証明は、応急的一時的な救済を目的に町長が被害の届出があったことを証明するものです。民事上の権利関係に効力を有するものではありません。

資料１７　被害証明書

被害証明申請書兼証明書

阿見町長様

（申請者記入欄）　　年　　月　　日申請

申請者	住　所	電　話　　－　　－	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	被災物件との関係	□所有者　□管理者　□占有者 □居住者　□賃借人　□担保債権者 □保険契約者　□その他（　　）
代理人	住　所	電話　　－　　－	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	申請者との関係	□本　人 □親　族（　　） □その他（　　）
被災日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
被災原因	□地震　□風水害　□火災　□その他（　　）		
被災対象	□非　住　家（　　）		
	□外構・設備（　　）		
	□家　　財（　　）		
	□そ　の　他（　　）		
被災場所	阿見町		
被災の状況・内容			
証拠資料等の添付	□被災前の写真　□被災直後の写真　□修繕後の写真 □修繕見積書　□修繕領収書　□その他（　　）		
請求理由	□損害保険金の請求　□災害見舞金等の支給申請　□その他（　　）		

（下欄には記入しないでください。）

上記のとおりの被害があったことを証明する。

年　　月　　日

証明第　　号

阿見町長

資料１８　被災証明書

被　災　証　明　願

平成　　年　　月　　日

阿見町長　様

申請者　住　　所
氏　　名　　印
電話番号

平成　　年　　月　日に発生した　　により被災したことを証明願います。

記

被災場所　　茨城県稲敷郡阿見町

※身分を証明する書類（運転免許書，健康保険証等）を提示願います。

被　災　証　明　書

申請者について，平成　　年　　月　　日に発生しました　　により，町内　　し，被災したことを証明いたします。

阿見町被第　　号

平成　　年　　月　　日

茨城県稲敷郡阿見町長

〈災害復旧・復興関係〉

資料１９　阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 53 年 10 月１日条例第 16 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき，災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い，災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い，並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に定める用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波その他の異常な現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民　災害により被害を受けた当時，この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町長は，町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは，その者の遺族に対し，災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は，法第３条第２項の遺族の範囲とし，その順位は，次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において，死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし，その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において，同順位の遺族については，次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは，その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して，災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において，同順位の父母については，養父母を先にし，実父母を後にし，同順位の祖父母については，養父母の父母を先にし，実父母の父母を後にし，父母の養父母を先にし，実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前２項の規定により難いときは，前２項の規定にかかわらず，第１項の遺族のうち，町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において，災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは，その１人に対してした支給は，全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし，その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者の死亡の推定については，法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は，次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が，その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第２条に規定する場合

(3) 災害に際し，町長の避難の指示に従わなかった場合

（支給の手続き）

第８条　町長は，災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認める時は，規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は，災害弔慰金の支給に関し，遺族に対し，必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町長は，町民が災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該住民（以下「障害者」という。）に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条　障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は，当該障害者が災害により負傷し，又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし，その他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）

第 11 条　第７条及び第８条の規定は，災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第 12 条　町長は，令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し，その生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は，その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財

の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円
イ　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　250 万円
ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
(2) 世帯主の負傷がなく，かつ，次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円
エ　住居の全体が滅失し，若しくは流失し，又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合　350 万円
(3) 第１号の「ウ」又は前号の「イ」若しくは「ウ」において，被災した住居を建て直すに際し，その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には，「270 万円」とあるのは「350 万円」と，「170 万円」とあるのは「250 万円」と，「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は，10 年とし，据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は，５年）とする。

（利率）

第 14 条　災害援護資金は，据置期間中は無利子とし，据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は，年賦償還又は半年賦償還とする。

２　前項の規定による災害援護資金の償還は，元利均等償還の方法とする。ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除，保証人，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第 13 条第１項及び令第８条から第 12 条までの規定によるものとする。

第５章　雑則

（阿見町行政手続条例の適用除外）

第 16 条　この条例の規定に基づく災害援護資金の貸付けに関する処分については，阿見町行政手続条例（平成８年条例第 15 号）第２章及び第３章の規定は，適用しない。

（規則への委任）

第 17 条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則（平成 25 年３月 26 日条例第 20 号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料２０　阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 62 年６月 18 日
規則第５号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 53 年阿見町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき，条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は，条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは，次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名，性別，生年月日
(2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
(3) 死亡者の遺族に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は，この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し，死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は，町民でない遺族に対しては，遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は，条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは，次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名，性別，生年月日
(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3) 障害の種類及び程度に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は，この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し，負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は，障害者に対し，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は，次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第２号)を，町長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所，氏名及び生年月日
(2) 貸付けを受けようとする資金の金額，償還の期間及び方法
(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める事項
2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては，医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において，他の市町村に居住していた借入申込者にあっては，当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の発行する証明書
(3) その他町長が必要と認めた書類
3　借入申込者は，借入申込書を，その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）
第７条　町長は，借入申込書の提出を受けたときは，速やかにその内容を検討のうえ，当該世帯の被害の状況，所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）
第８条　町長は，借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは，貸付金の金額，償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号）により借入申込者に通知するものとする。
2　町長は，借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは，災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）により借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）
第９条　貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は，速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第５号）に，当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）
第 10 条　町長は，前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）
第 11 条　町長は，資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは，当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）
第 12 条　繰上償還をしようとする借受人は，繰上償還申出書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）
第 13 条　借受人は，償還金の支払猶予を申請しようとするときは，支払猶予を受けようとする理由，猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を，町長に提出しなければならない。
2　町長は，支払の猶予を認める旨を決定したときは，支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）により当該借受人に通知するものとする。
3　町長は，支払猶予を認めない旨の決定をしたときは，支払猶予不承認通知書（様式第９号）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）
第 14 条　借受人は，違約金の支払免除を申請しようとするときは，その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。
2　町長は，違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）により当該借受人に通知するものとする。

3　町長は，支払免除を認めない旨を決定したときは，違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は，償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を，町長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には，次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて，貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは，災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4　町長は，償還の免除を認めない旨を決定したときは，災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第 16 条　町長は，借受人が償還金を納付期限までに納入しない場合は，督促状により督促するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条　借受人は，借受人又は保証人について，氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは，速やかに氏名等変更届（様式第 16 号）を町長に提出しなければならない。ただし，借受人が死亡したときは，同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第５章　雑則

（補則）

第 18 条　この規則に定めるもののほか，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は，別に定める。

附　則（平成 25 年３月 26 日規則第 24 号）

この規則は，公布の日から施行し，改正後の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は，平成 25 年１月 17 日から適用する。

資料２１　阿見町災害見舞金支給条例

昭和 50 年 3 月 20 日　条例第 1 号

（目的）

第１条　この条例は，阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 53 年阿見町条例第 16 号）による弔慰金の支給対象者を除く災害の被災者に対し，災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金」という。）を支給し，町民の生活安定と福祉の増進をはかることを目的とする。

（災害の種類）

第２条　災害の種類は，次のとおりとする。

(1) 火災

(2) 風水害

(3) 震災

(4) その他の自然災害

（対象者）

第３条　見舞金の対象者は，本町において住民基本台帳に登録され又は外国人登録原票に登録されているものとする。

（見舞金等の額）

第４条　見舞金の額は，次のとおりとする。ただし，災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたときは，見舞金等を減額し，又は支給しないことができる。

(1) 死亡又は死亡したと推定されたもの　200,000 円

(2) 負傷した場合において全治 3 ヵ月以上の入院加療を要するもの　50,000 円

(3) 住家の全焼又は全壊したもの　100,000 円

(4) 住家の半焼又は半壊したもの　50,000 円

２　前項第３号から第４号までは，現に居住している住家とし，世帯を単位とする。

３　被害の程度は，町長が判定するものとする。

（届出）

第５条　第４条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は，災害を受けた日から 10 日以内に，町長に届け出なければならない。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

（支給の取消又は変更）

第６条　町長は，見舞金等の支給額を決定した後において，次の各号の一に該当する事実があると認めたときは，これを取り消し，又は変更することができる。

(1) 故意に給付の事由を生じさせたとき

(2) 届出の内容に相違があったとき

（見舞金等の返還）

第７条　町長は，前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは，その全額又は一部を返還させることができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則（平成 24 年６月 25 日条例第 28 号）

この条例は，平成 24 年７月９日から施行する。

〈その他〉

資料２２　災害危険区域一覧

(1) 土砂災害警戒区域

箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等
443-Ⅰ-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23.3.3	無し
443-Ⅰ-002	青宿-1	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-003	青宿-2	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-004	青宿-3	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-005	青宿-4	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-006	廻戸-2	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-007	廻戸-3	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-008	大室曙	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-009	竹来	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-010	島津	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-011	追原	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-012	塙	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-013	阿見	〃	○	〃	〃
443-Ⅰ-014	青宿-6	〃	○	〃	〃
443-Ⅱ-001	青宿-5	〃	○	〃	〃
443-Ⅱ-002	廻戸-1	〃	○	〃	〃
443-Ⅲ-001	竹来－２	〃	○	〃	〃

(2) 浸水想定区域

水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等
利根川	霞ヶ浦（洪水予報河川）	霞ヶ浦のはん濫	H17.7.7	無し

資料２３　災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
相互応援			
災害時等の相互応援に関する協定	県内市町村及び茨城県	H6.4.1	県内市町村の相互応援 ・食料、飲料水、生活必需物資とその供給に必要な資器材等の提供 ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材等の提供 ・救援及び救助に必要な車両，舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職，技術職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容施設の提供 ・その他
茨城県広域消防相互応援協定	県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H7.1.1	県内消防組織の相互応援 ・応援隊の派遣 ・消防用資器材の調達手配
災害時における阿見町、阿見郵便局間の協力に関する覚書	阿見郵便局	H9.11.12	避難場所・物資集積場所等の提供、被災情報の提供等
情報関係			
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23.3.8	災害情報の提供
災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ㈱	H25.3.12	災害情報の放送
建設関係			
大規模災害時における応急対策業務協力に関する協定書	阿見町建設業組合葵会	H19.6.1	災害応急対策業務の支援
災害時における応急対策業務協力に関する協定	阿見町建設業協会	H23.9.28	災害応急対策業務の支援
避難・物流関係			
災害救助法に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	H14.6.5	炊事用品、食器類、日用品、光熱材料、食料品の提供
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(社福)長寿の森 特別養護老人ホーム阿見翔裕園、(社福)青洲会 特別養護老人ホーム阿見こなん、(医)盈科会 介護老人保健施設ケアセンター阿見、(医)耕平会 介護老人保健施設スーペリア 360	H23.8.24	福祉避難所の設置・運営協力

資料 23　災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時支援協力に関する協定	ＰＧＭプロパティーズ(株)阿見ゴルフクラブ、イーグルポイントゴルフクラブ	H23.8.24	避難場所の提供
災害時における物資供給に関する協定	セッツカートン(株)	H24.3.16	ダンボール製品の供給
災害時における物資供給に関する協定	株式会社カワチ薬品、株式会社ツルハ、寺島薬局株式会社	H24.7.31	食料、日用品等の供給
災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部阿見部会	H24.9.19	ＬＰガス、使用器具の供給
災害時における物資供給に関する協定	(NPO)コメリ災害対策センター、(株)ジョイフル本田荒川沖店、ホーマック(株)	H25.2.26	作業用品、日用品等の供給
災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定書	(社)茨城県トラック協会土浦支部	H25.3.26	物資の輸送・配送、物資の輸送・配送に係る人員の派遣

資料２４　緊急避難場所・避難所一覧

No	名　称	所在地	電話番号	緊急避難場所（対応災害）				避難所	
				火災	地震	洪水	土砂災害	一般	福祉避難所
1	阿見町総合運動公園	吉原52-3	－	●	●				
2	茨城大学農学部農場	阿見3998	－	●	●				
3	県立医療大学グラウンド	阿見4669-2ほか	－	●	●				
4	阿見小学校	中央2-1-5	887-0019		●	●	●	●	
5	実穀小学校	実穀1285・1293	841-0583		▲	●	●	●	
6	吉原小学校	吉原614	889-0277		▲	●	●	●	
7	本郷小学校	荒川本郷1400	841-0024		▲	●	●	●	
8	君原小学校	塙145	889-0118		●	●	●	●	
9	舟島小学校	島津3928	887-1720		●	●	●	●	
10	阿見第一小学校	岡崎3-19	887-5781		●	●	●	●	
11	阿見第二小学校	阿見4988	887-8531		●	●	●	●	
12	阿見中学校	中央1-2-1	887-0028		●	●	●	●	
13	朝日中学校	荒川本郷1855-1	842-7771		●	●	●	●	
14	竹来中学校	竹来400-1	887-1201		●	●	●	●	
15	霞ケ浦高等学校	青宿50	887-0013		●	●	●	●	
16	中央公民館	若栗1886-1	888-2526		●	●	●	●	
17	君原公民館	塙171-2	889-1363		●	●	●	●	
18	かすみ公民館	阿見2083-2	888-8111		●	●	●	●	
19	本郷ふれあいセンター	本郷1-11-1	830-5100		●	●	●	●	
20	舟島ふれあいセンター	南平台1-31-6	840-2761		●	●	●	●	
21	総合保健福祉会館 さわやかセンター	阿見4671-1	888-2940						●
22	阿見翔裕園※	阿見5137	840-2881						●
23	阿見こなん※	南平台1-33-10	879-8588						●
24	ケアセンター阿見※	若栗2957-4	889-1180						●
25	スーペリア360※	荒川本郷 2033-508	830-5300						●

（注）「▲」は、平成 26 年度に予定している耐震改修工事後、緊急避難場所（地震）に指定する予定である。

「※」は、災害協定による施設である。

資料２５　要配慮者施設一覧

(1) 特別支援学校

名前	住所	電話番号	備考
霞ヶ浦聾学校	上長 3-2	889-1555	

(2) 保育園・ 児童館

名前	住所	電話番号	備考
阿見ひかり保育園	曙 247-1	879-5155	
阿見町立学校区児童館	中央 1-3-4	887-4093	
阿見町立学校区保育所	中央 1-3-2	887-2919	
阿見町立中郷保育所	阿見 4002-5	887-3331	
阿見町立南平台保育所	南平台 1-31-6	840-2081	
阿見町立二区児童館	うずら野 1-29-11	843-3282	
阿見町立二区保育所	うずら野 1-29-11	841-2301	
あゆみ保育園	阿見 4958-5	888-3681	
さくら保育園	荒川本郷 2033-336	896-3678	

(3) 幼稚園

名前	住所	電話番号	備考
阿見みどり幼稚園	鈴木 25-10	887-7471	
阿見幼稚園	阿見 5205-2	887-7388	
荒川沖幼稚園	本郷 3-27-1	842-6609	
ふたば幼稚園	岡崎 3-2-1	887-0055	

(4) 町営老人福祉施設

名前	住所	電話番号	備考
老人福祉センター まほろば	廻戸 372	887-3969	

(5) 障害者福祉関連施設

名前	住所	電話番号	備考
阿見町障害者支援センター	阿見 4671-1	887-0084	就継、生介
ワークステーション若草園	阿見 5445-5	888-1883	就継
ＡＭＩ福祉工場	福田 84-3	889-2138	就移、就継
(社福)恵和会	若栗 2585-1	887-9833	就継
かすみ	阿見 1995-1	886-5595	共介

(注) 備考欄の「就移」は就労移行支援、「就継」は就労継続支援、「共介」は共同生活介護、「生介」は生活介護を示す。

(6) 老人福祉(介護福祉)関連施設

名前	住所	電話番号	備考
阿見翔裕園	阿見5137	840-2881	通介、特養
阿見こなん	南平台1-33-10	879-8588	通介、特養
ケアセンター阿見	若栗2957-4	889-1180	デイ、老健
スーペリア３６０	荒川本郷2033-508	830-5300	デイ、老健
有料老人ホームわかぐり グループホームわかぐり	鈴木136-3	891-2300	有老、グル

名前	住所	電話番号	備考
阿見長寿館	中央6-8-18	891-3777	有老
阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野4-24-5	843-7130	訪介、通介、グル
グループホームつくし	曙176-3	887-2823	グル
グループホームすみれ	岡崎2-8-19	887-0086	グル、小多
グループホーム阿見	若栗2957-5	889-2767	グル
阿見町社会福祉協議会	阿見4671-1	887-0084	訪介、通介
東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	中央3-21-1	888-1711	訪看、通介、デイ
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	840-2708	訪看、通介
訪問介護事業所オーシャン デイサービス希望	鈴木59-63	887-9049	訪介、通介
デイサービスセンターさとのこハウス 荒川本郷	本郷3-3-1	834-2238	通介
(株)エステル	若栗1749-1	887-0625	訪介、通介
(有)アミーはぁと	若栗1768-4	888-0809	訪介
本郷介護ヘルパー	荒川本郷226-3	828-7640	訪介
訪問介護ひるがお	曙14-1	887-6772	訪介
訪問看護ステーションわかくさ	曙269-1	888-3455	訪看
デイサービス デイ&デイ	荒川本郷2033-28	843-6780	通介
すずらんデイサービス	小池1631-4	886-8451	通介

(注) 備考欄の「通介」は通所介護、「特養」は特別養護老人ホーム、「有老」は有料老人ホーム、「デイ」はデイケア、「老健」」は老人保健施設、「グル」はグループホーム、「訪介」は訪問介護、「訪看」は訪問看護、「小多」は小規模多機能型居宅介護を示す。

(7) 医療機関

名前	住所	電話番号	備考
秋吉歯科医院	荒川本郷 2395-1	843-0666	
朝日歯科クリニック	実穀 1418	843-3365	
あべ整形外科	中央 6-20-1	875-5303	
あみ眼科クリニック	岡崎 1-29-13	887-5681	
あみ小林クリニック	若栗 1765-1	888-2200	
阿見第一クリニック	中郷 2-30-6	887-3511	
あみ中央歯科医院	阿見 5186-7	888-1988	
茨城県立医療大学付属病院	阿見 4733	888-9200	
(医)彩黎会ホームオンクリニックあみ	荒川本郷 1854-20	875-6622	
印南クリニック	荒川本郷 1329-1	834-2222	
永林堂歯科医院	鈴木 2-89	887-7781	
江島記念眼科歯科口腔外科クリニック	阿見 3037-1	887-0271	
大久保歯科クリニック	阿見 2644-1	891-0012	
医療法人恵泉会おおさわ眼科	本郷 1-2-3	843-7272	
大場歯科医院	中央 5-2-31	887-7536	
かたやま耳鼻咽喉科	阿見 2670-1	887-3349	
医療法人美里会かない皮フ科	中郷 2-3-5	888-8188	
河合内科医院	本郷 1-2-1	843-3301	
かわはら歯科医院	岡崎 1-29-20	891-3383	

資料 25 要配慮者施設一覧

名前	住所	電話番号	備考
北沢歯科クリニック	住吉 1-2-10	830-4100	
医療法人康佑会さかえ医院	中央 4-8-24	888-2662	
椎名歯科医院	阿見 4300-3	887-4633	
しのつか医院	島津 3794	888-2450	
斯波歯科医院	中央 1-6-19	887-3221	
しんクリニック	本郷 2-20-4	875-5686	
医療法人秀栄会　滝沢医院	阿見 2-1-3	888-3323	
塚原歯科医院	阿見 3962-13	887-0254	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	うずら野 4-27-5	801-3387	
つるや歯科	中郷 2-16-3	887-6460	
東京医科大学茨城医療センター	中央 3-20-1	887-1161	
ときわ歯科医院	岡崎 3-14-2	887-7757	
永山歯科医院	阿見 4000-4	887-8181	
なるしま内科医院	本郷 1-22-1	869-4820	
南平台メディカルクリニック	南平台 2-2213-2	888-0888	
ぬまじり歯科	鈴木 59-55	840-2651	
野口歯科医院	廻戸 343-12	887-0350	
ひたち野うしく歯科医院	荒川本郷 179-11	841-7200	
ヒロ歯科医院	中央 6-20-2	840-2660	
ピアシティ歯科クリニック	本郷 3-1-1 ピアシティ荒川本郷 SC 内	843-8282	
ファミリー歯科診療所 つくば予防インプラントセンター	うずら野 1-22-7	843-6480	
本郷歯科医院	うずら野 2-21-24	841-0428	
増野歯科医院	荒川本郷 1329-20	842-8214	
まつばらウィメンズクリニック	本郷 1-16-2	830-5151	
宮崎こどもクリニック	岡崎 1-29-11	891-3000	
宮本歯科医院	荒川本郷 1332-1	842-7025	
森脇整形外科	荒川本郷 2337-8	843-7888	
山崎歯科クリニック	岡崎 2-3-12	888-0778	
医療法人社団恵和会湯原病院	若栗 2584	887-0310	

資料２６　緊急通行車両等の様式

(1)　緊急通行車両等事前届出書

指定行政機関等の保有する車両又はそれらの機関との契約・協定により災害時に専ら使用する車両

災　害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 茨城県公安委員会　殿　　年　月　日 届出者住所 （電話） 氏名　　印	災　害　　第　　号 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　月　日 茨城県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
出発地		
（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

（注）１　災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　１　届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

(2) 規制除外車両事前届出書

医師・歯科医師、医療機関等の使用車両、医薬品・医療機器等の輸送車両、患者等輸送用車両、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前確認届出書

年　月　日

茨城県公安委員会　殿

届出者住所

（電話）

氏名　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　番
	氏名	
出発地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

第　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

茨城県公安委員会　印

（注）

1　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　1　届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

(3) 緊急通行車両標章

備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料２７　緊急輸送道路分布図

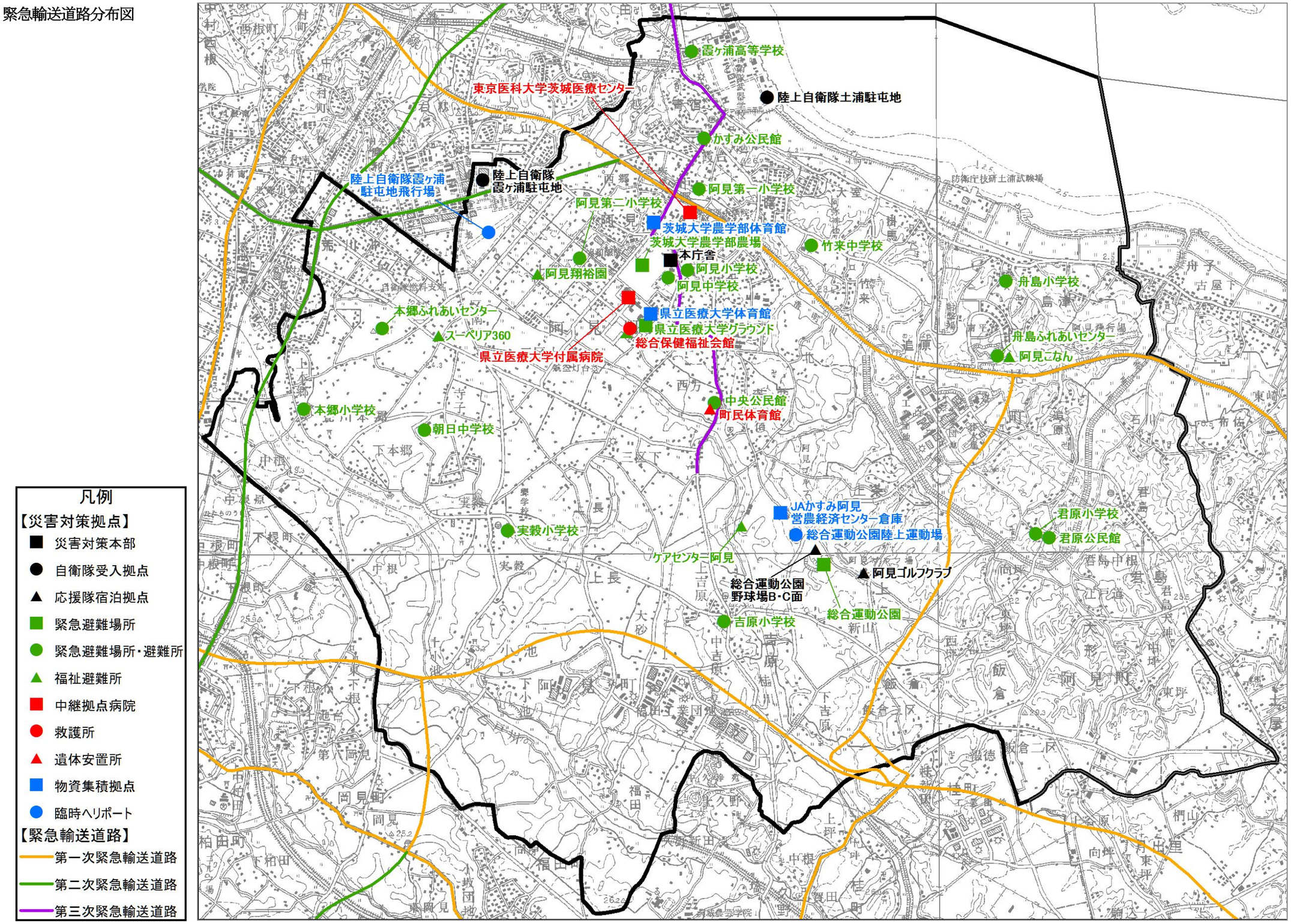

阿見町地域防災計画

発　　行　阿見町防災会議

事 務 局　阿見町総務部交通防災課

〒300-0392　阿見町中央 1-1-1

電話　029-888-1111